

衆議院 第三百三十六回国会

金融問題等に関する特別委員会議録 第十号

平成八年六月六日(木曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 高島 修君

理事 小里 貞利君

理事 大島 理森君

理事 松田 岩夫君

理事 早川 勝君

理事 伊吹 文明君

理事 柿澤 弘治君

理事 木村 義雄君

理事 栗原 博久君

理事 野呂田芳成君

理事 穂積 良行君

理事 横内 正明君

理事 愛野興一郎君

理事 加藤 六月君

理事 北側 一雄君

理事 鮫島 宗明君

理事 平田 米男君

理事 坂上 富男君

理事 永井 哲男君

理事 田中 甲君

理事 海江田万里君

出席國務大臣

内閣總理大臣 橋本龍太郎君

法務大臣 長尾 立子君

外務大臣 池田 行彦君

大藏大臣 久保 亘君

文部大臣 奥田 幹生君

厚生大臣 菅 直人君

農林水産大臣 大原 一三君

通商産業大臣 塚原 俊平君

運輸大臣 龜井 善之君

郵政大臣 日野 市朗君

理事 尾身 幸次君

理事 小沢 辰男君

理事 森本 晃司君

理事 錦織 淳君

理事 石橋 一弥君

理事 金子 一義君

理事 岸田 文雄君

理事 中村正三郎君

理事 原田昇左右君

理事 堀之内久男君

理事 安倍 基雄君

理事 江田 五月君

理事 鹿野 道彦君

理事 笹川 堯君

理事 野田 毅君

理事 村井 仁君

理事 田中 昭一君

理事 細谷 治通君

理事 吉井 英勝君

出席政府委員

内閣法制局長官 大森 政輔君

人事院事務局長 武政 和夫君

管理局長 小池 寛治君

防衛庁参事官 藤島 正之君

防衛庁参事官 江間 清二君

防衛庁長官官房 佐藤 謙君

防衛庁経理局長 深澤日出男君

国土庁土地局長 武藤 敏郎君

大蔵大臣官房総務課長 薄井 信明君

大蔵省主税局長 長野 鹿士君

大蔵省証券局長 長野 鹿士君

大蔵省証券局長 長野 鹿士君

大蔵省証券局長 長野 鹿士君

労働大臣 永井 孝信君

建設大臣 中尾 栄一君

自治大臣 倉田 寛之君

国家公安委員会委員長 會田 寛之君

内閣官房長官 梶山 静六君

内閣官房長官 中西 續介君

総務大臣 岡部 三郎君

北海道庁長官 白井日出男君

北海道庁長官 田中 秀征君

北海道庁長官 中川 秀直君

北海道庁長官 岩垂寿喜男君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

北海道庁長官 鈴木 和美君

定がありませんので、私は昔から、きょうだけじやなくして、必要な人にはおいていただくけれども、こういうことは一番むだなことなんだ、じつと座っていると思ふ居眠りが出ます、居眠ると必ずカメラに撮られて、寝ているじやないかという議論になりますので、どうぞひとつ、お引き取りをいただいても結構でございますので、よろしくお願いいたします。

○高島委員長 笹川さん、どうぞ御質疑してください。

○笹川委員 せっかく私の方で御遠慮いたしました、どうして座って私の質問を聞きたいという事であれば、あえてそれ以上断るわけにもいかなし、特に、本来、順番からいきますと官房長官への質問は後の方に回す予定でありましたが、官房長官の方から十時過ぎには何か御用があるという紙をいただきましたので、順番をかねて、協力をして最初に質問をさせていただきますから、終わりに次第御退出をいただいで結構であります。

それでは、梶山官房長官にまずお尋ねをいたします。

さきに官房長官としての御発言がございまして、銀行協会の橋本会長さんに対する発言であります、私は当然のことを言つたなというふうに理解をいたしておりますが、官房長官個人として御発言になったのか、あるいはまた、国民の声、いろいろそういう非難の声も多いわけですから、まさに政治家として国民の声も代弁して言ったのか、その点だけちょっとお尋ねをさせていただきます。

○梶山山務大臣 どこでの発言をとらえて御質問になったのかわかりませんが、記者会見、それからここの、委員会での答弁で申し上げております。

もちろん、私自身、関係である以前に政治家でもございまして、そういう政治信念もひくるめまして、今の内閣のスポークスマンという立場もわかりますながら申し上げたつもりであります。

○笹川委員 もしできたら、もう少し早く言っていたらいい効果もつたものではなないのかなというふうに思ふのですが、それでは、引き続きまして官房長官にお尋ねをいたします。

実は、ここに、今の天皇陛下の御成婚のときの定期預金証書を持てまいりました。現存するものでは大変珍しいものであります、私のものでもあります。希少価値があります。額面は五万円です。昭和三十四年の二月二十八日であります。

さて、官房長官、実はここに、ずっと金利の附せんがとつてあるのですが、こう見ますと、ずっと大体金利というのは五・五、一番高いときで七・七五というのが昭和五十年にありますが、ほとんど五・五台なんですね、六・〇。一番安かったのが平成五年の三・八ですね。その次が今度は平成六年で、一・六五。今は何と〇・五なんですね。〇・五といひますと、普通預金の金利並みなんです。

そうしますと、我々政治家とすると、年金問題がなかなかうまく作動しない、年金問題も変えなければならぬという最中に、いかに景気を回復する手段としても、確かに昔は金利を安くすると購買力が上がって経済が起きた、こういう事例はありました。しかし、今みたいにこれだけ経済のキャパシティーが大きくなると、確かにメリットはあるでしょうけれども、昔のような効能が必ずしも一〇〇％あるとは私は考えておりません。

そこで、そういう退職金を預金をして生活している人もいますね、そういう人はやはり消費者なんですね。だから、その点、これだけ金利が低くなつてくると、とても生活設計が成り立たないのじやないか。その責任は弱者にあるのじやなくして、借りた放題借りた、貸せるだけ貸しちゃったという、そういうまさに金融のプロの責任と、同時にまた、欲にばけた人たちの集団の行いによつてこういうしわ寄せがいつかはつてくる。ですから、私は、金利については

確かに日銀總裁の専断事項であるけれども、絶対に批判したり口出したらいけないなんという法律は全くない、こう思ひます。

一時期、日銀總裁の首をとることが景気回復の近道だと渡辺美智雄先生が言つて大変多くの人が賛成したときもありましたが、やたらに干渉することはよくないけれども、やはり一般国民の声を反映する我々国会議員はやはり適宜に発言することとは決してとめられていない、そう私は思ふのですが、官房長官、いかがお思いですか。

○梶山山務大臣 総合的な観点から私は申し述べた立場にございせんが、個人的な感覚からいいますと、確かに低金利政策というのは、支払い金利が少なくなり企業収益を上げる状態にはなりませんが、個人の所得というか利子所得は、これは間違いなく低下をする。それが例えば日銀白書で、金融のニュートラルという問題に法的な表現では言われるのかもしれないが、やはり個人消費を中心にして今の景気というものが、あるいは景気の拡大というのが一面もたらされるとするならば、必ずしも低金利というものが、その意味で効果的なものばかりとは言えない。しかし、こういう不況時代に低金利政策をとることはやむを得ない手段。しかし、特に、いわゆる所得の発生が金利その他にしか求められないいわば高齢者や年金生活者やその他には当然配慮がなされなければ不公平を来す、このように考えております。

○笹川委員 そういう意味で、官房長官として、内閣のなかめでありまして、低金利といつても、度が過ぎた低金利というものは好ましくないのだということをぜひひとつ御理解いただいで、努力をしていただきたいと思ひます。

その次に、官房長官にお尋ねしますが、毎日新聞の、けさだと思ひますが、「リストラ」も限界に」という新聞記事がございまして、実はこれは何を指しているかという、財団法人、俗に言う公益法人でありますね。公益法人というのは国のためになるから国が許可をしたのだけれども、公

益法人の財源というものは大体基金の運用益をもつて充てておるわけです。また、公益団体の中はほとんど人件費が多いのです。

そうしますと、これだけ金利が下がってくると運用が非常に困難になつてくる。物をつくつていけるわけではありますから、ほかの収入の道がないわけですね。では基金をふやしたいではないかとおっしゃるけれども、それは、基金を倍にふやすんというところは非常に難しいことであつて、仮に基金を倍にふやしても金利は倍になりませんからね、昔のように。そういう意味で、「職員減らしてイベント中止」とか「空前の超低金利で」と、こう書いてあるわけですが、国が認めた財団法人であるというところまでが非常に限界にきているというところをぜひひとつ御理解いただきたいと思ふのですが、いかがですか。

○梶山山務大臣 御指名でございましてから答弁席に立つたわけでありまして、一般感覚として、私は、弱者という、金利をもつてそのなりわい、ないしは業を立てている分野に大変しわ寄せがある、このことは深く憂慮をいたしている次第であります。今の、そういういろいろな公益法人その他の運用についても大変危機的な状況にあることもよく承知をいたしております。

○笹川委員 それでは、官房長官、お帰りをいただいで結構であります。

それでは、大蔵大臣にお尋ねいたします。

本日の日本経済新聞であります、お読みになられたかどうかとわかりませんが、右の方に、東京都の青島知事が信用組合の監督に客観的基準を設けるという記事が大きく出ております。四十項目ですね。大変遅くなりましたが東京都自体もこういう改善計画をこしらへた。

ところが、きのうの我が党の委員の質問に対して、総理初め大蔵大臣もそうでありまして、どういふときに発動するのだという客観性というのになかなか適当な答えがいただけなかった。一つは、住専というものが多数の金融機関と取引があ

る、非常に整理しにくい。それから、もう一つは農協系統で、この取引が金額が非常に大きいから、これがもし破綻すると、行く行く預金者に迷惑をかける、すなわち対外的にまずい、こういう御説明でありました。

これは、私も質問をしてお答えをいたしたいです。よく理解できるわけですが、もう既に東京都でもこういうふうにしらえているわけだから、大蔵省の方も、客観的なこういうものをもっと早く私は出していただきたいと思うのですが、大蔵大臣、いつごろこういう東京都と同じように客観的条件をお出しになるのでしょうか、例えば信用金庫にしても銀行にしても。

○西村政府委員 行政の透明性を確保するための客観的な基準という御指摘かと存じますけれども、そういう意味では早期は正措置はそのような役割を果たすものと考えております。

早期は正措置は、今回の法案の中でも御提案申し上げているわけでございますが、金融機関の経営の健全性を確保していくため、金融機関に対する業務改善計画の提出等の処分を、客観的な指標である自己資本比率を発動基準に用いまして、また監督当局が最低限講ずる必要がある処分等の内容につきましても明確化しておくものでございます。そういう意味では、当局の裁量の幅を狭めるとともに、行政の透明性の確保にも資することになると考えているわけでございます。

そのような発動の基準につきましても、私どもといたしましては、省令で明確化し、世の中に明らかにしたいと考えております。

○笹川委員 今銀行局長の答弁の中に、自己資本の比率ということが出ました。確かに、自己資本というのは大切なものであります。確かに、大蔵大臣、増資をしました。普通の会社のように一般公募して、あるいはまた株主に一対一だとか半分だとか割り当てればいいのですが、ほとんどお客さんに持たせたわけですね、持ってください、持ってください。

これは、言葉は持ってくださいと言うのだけれども、現実には持てということなのです。僕は前の質問のときに言ったと思うのですけれども、だから、銀行に自己資本をふやせよと大蔵省が言う、自動的にお客さんに持たせるわけですよ。取引している人はまず断れませんか。金がないと言えは断れる。それは、貸しますというのだから、これはもうそれで解決ですね。

だから、その辺、私は、簡単に、自己資本比率を悪くすれば落ちるぞという、では上げますよという議論になるから、きょうは時間がないので、もう紙に書いたものを読まれると困るので、銀行局長、それを頭に入れておいてください。簡単に自己資本比率を上げればよいという問題ではありません。上げれば必ず金のないところにしわ寄せが行きますよ。買ったら最後、売れないのですから。

それから、「日本の金融システム安定 金融関連法案は不十分」、こういうふうには日経新聞に載っているのですが、これは英国の格付会社のIBCAという会社ですね、どう信用のある会社か私は存じませんが、少なくとも日本経済新聞は経済の専門紙でありますから、そこがこう書いてあります。「公的資金を導入する必要性を納税者に説明せず」と書いてあるのです。皆さんはしたつもりだけれども、私の言うようにそれは全然納得していない。「説明せず、母体銀行に追加負担を迫っている現状を引き合いに出し、信組などへの公的資金の導入は遅れる公算が大きい」。もう一つは、「邦銀の中では体力がある大手銀行が中小金融機関の破たん処理で今後も資金負担を迫られる可能性」がある。

というのは、今までは小さいところがだめになるとみんなで助けましたね、共同で。俗に言う護送船団方式をやったために、せっかく内容のいいところまで下がってしまった、一緒に。おほれかけた人を助けるために、助ける人は元気のだけけれども、おほれる人にしがみつかれて一緒におほれたという例はあるのだ。これは同じなのです。

そうしますと、大手銀行が格下げされてしまふ。そうすると、今度外国でお金を借りるときに条件が厳しくなりますから、ジャパン・プレミアムは同じなのです。続くのです。

ですから、必ずしも今までの護送船団方式が私は悪いとは思わないけれども、これもやはりほどほどだ。これは後で農林省にも質問しますが、護送船団方式というのは、銀行だけにとまらず政治の世界も、役人の世界も全部一緒だ。みんなで隠して知らない顔をしよう、時がたてばやがて風化する。私は、これは一番いけないことだと思うのです。

特に、僕は総理に聞いてほしいのですが、平澤という銀行局長がいました。土田さんの前、前任者、昭和六十一年です。このとき私は、当時自民党で、銀行がこれ以上ばか金を出す、もう担保が掛け目を守っていないから大変なことになるといって、部会で随分言ったのだけれども、そのときの平澤銀行局長は「べつもしなかった。素人が何を言っているのだ」というような顔で私は見られました。

当時は当選一回だったで仕方がないと思うのだけれども、その程度の先のない人が横浜銀行の頭取になって、今度は第一地銀の会長になる。とんでもない話だと私は思う。役人はだれも責任をとっていない。土田さんも責任をとった形で私はやめたのだと思うのだけれども、土田さんは参考人で何と言ったか。当時自民党で、ノバンクの問題については大変な問題になりますよと言った、けれども、幹部の人は聞く耳を持たなかったと言ったでしょう。そのとおりであります。私もその現場にいましたから、ノバンクが大きいんだ大きいんだということ、やっとな産省から来てもらって、いろいろ話を聞いて、住専の問題に実はなつたわけでありました。

第一次の再建計画、あんなものはなめなかに再建できます。理由は一つ。金利をまければ大を出なくたってみんなわかっています。だつ

て、借りる金をただにしてくれば、だれだって商売できます。私が借りれば、その足で別な銀行へ持っていけば利息をくれるのですから。そうでしょう。そういうことは今までも全部、例えば農協にしても、果からお金を出す、補助金とかあるいは指導金とか、いろいろ名目はあるでしょうけれども、現実には今までも、総理、公的資金が出ているのです。今回だけじゃない、読んでみたら、公的資金が出ています。

だから私は、エイズのときに菅直人さんが給料を返すとか、処分した。考えてみると、今の業務局長なんか関係ないですね。それでもやはり処分されてしまふ。そうすると、当時の人は処分する法が退官したらないとおっしゃるのだけれども、私は、大蔵大臣が監督権を持っているのだから、例えば公社だとか公団に天下るときに、それはさせない、例えば五年なら五年、十年なら十年、お前罰則だよと、それぐらいのことは発動できると思うのです。大蔵大臣。

そうじゃないと、今の人はこれだけ締められて気の毒なんだけれども、私も役員柄文句を言っているだけの話であって、個人的な恨みは何もないのだけれども、やはり国民に向かって行政当局が命がけでやるということは私は絶対必要だと思いますので、その辺、総理と大蔵大臣のお考えを聞かせたい。

○久保国務大臣 行政の責任、結果責任も含めてこれらの問題に対する責任のとり方ということでの御意見だと思いますが、私は一つの制度といいますがルールとしても、申し上げておりますように、監督庁と業界との関係というものはいかにあるべきか、その緊張関係をきちっと維持していくためにどうすべきかという立場と、それから最初に申し上げました行政の責任についてどのような対応をするかというようなことについては、厳しく考えなければならぬことだと思っております。

今は、昨日も申し上げましたけれども、いかにして長い間の金融行政の持っていた欠陥、対応の

遅さといひますか、鈍さといひますか、そういうものを要するといふための金融システムや金融行政のあり方についての改革を大胆に進めることがその責任のとり方の第一歩だと考えております。

○橋本内閣総理大臣 議員御記憶だろうと思ひますが、証券不祥事が起きましたとき、中途ではさまざまな混乱がございました。そして最終的に私が辞任をいたしました時点で、当時の次官及び関係局長とともに辞表を提出しようといひました。私は、政治家と行政官の責任のとり方は違ふと考えましたので、これを受けませんでした。そして、むしろ諸君はその職にとどまって、この混乱の状態の中から新たな秩序を生み出すのが君たちの役割だ、それが君たちの責任だ、そのときそのような判断をいたしました。

私は、問題の性質、そしてその事案、それによつてやはり責任のとり方というものはそれぞれ違ひはあると思ひます。しかし、共通してなければならぬこと、それは過去の起きた事象というものを反省しながら、その後その混乱を收拾し新たな秩序をつくることに全力を尽くす、それが私は行政官の責任のとり方ではないかと思つております。

○笹川委員 それでは総理にもう一度お尋ねしますが、証券不祥事のときにある審議官がいました。名前を言つてしまつてしまふので言いませんが、この人は実は法務部会で私が謝罪をさせました。なぜ謝罪をさせたかという、大蔵省の失敗によつて証券行政がまずかつたからこうなつたのに、まず申しわけありませんと言つて謝つて、それから説明をするべきだ、それがあつたかも知れませんが全然責任がないような顔をしてこつて説明したから、それは待つたと言つていただいた。今度財政部会でやはり同じ説明をされたので、また私は待つたをかけた。おかしいじゃないか、さつき謝つてなぜこゝで謝らぬか。それで私はまた、もう一遍実は財政部会で頭を下げさせました。それが私は一般の常識だと思ふのです。役人には全然それがない。そのためにその人は、局長

にはなつたけれども残念ならしい局長にはなれなかつた。私は本当に申しわけなかつたと思ふのだけれども、これは私、十年間在籍しましたが、大蔵省の役人が非を認めて大変申しわけなかつたと思つて頭を下げたことは一遍もありません、いまだかつて。その人だけだつた。私は、その人に大変申しわけないと思つています。

しかし、それが世の中の常識だといふことをぜひ役人の皆さんにも知つてほしい。そうすれば、今総理が言つたように、行政官の責任と政治家の責任は違ふ、政治家は腹を切るけれども、行政官はその失敗をも一度生かしてと言ふのだから、辞表は書かなくてもいいけれども、謝罪ぐらいは私はあつてしかるべきだと思ふのですが、総理、いかがですか。

○橋本内閣総理大臣 当時その人間から、党に説明に上がりましたときに議員からそうした御注意をいただき、おわびの言葉を述べたという報告を受けました。私は、当然のことであり、これから先もその姿勢は忘れないでほしいといふことを當時申しました。

私は、議員の御指摘はそのとおりであると存じますし、そうした場合には、まず申しわけありませんといふ言葉なのか、こうした事態、非常に残念な事態になりました遺憾でありますといふ言葉なのか、事象によつて言葉は違ひましよう。しかし、そうした一言はまずあつてしかるべき、それは同感であります。

○笹川委員 ぜひ関係省庁の大臣も、今の総理大臣の発言を十分かみしめていただいて、これからひとつ行政官を指導してもらいたい、こう思ひます。

実は証券不祥事のときに、SECを導入する、こういう案がありました。ところが、一般の議員の人は、もうまさにSECなんて言つたつてわからない人がほとんどでした、何をやるどころか、現実SECと交渉したところのある人は、当時私が一人だつたと思ふのです。そこで私は、必ずしもアメリカのことを何でも

まねすることはよくない、日本は日本独自のものをつくるべきだ、こういう主張をしまして、あれは日本版のSECになつたはずで、人間も少なかつたし金も少なかつた。

同時にまた、当時はバッシングで、大蔵省の役人は中へ入れるな、一名も入れるなと自民党では言つておつた。けれども私は、やはり下の者が行くのだから上の者もついていかないと寂しくしてしまうが、人間のつながりだといふことで、事務局長は大蔵省から派遣されました。そういう結果を得たわけでありまして、私は、決して責めるだけじゃなくて、やはり守るべきところも守つてやるということが必要だと思つております。

さて、銀行の監査の問題はこれから物すごく大蔵大臣、大きくなります、農林大臣も、監査をどうするか。今までの監査といふのはえてして、役人も数が足りないせいもあるけれども、つい飲み食いしてしまつて監査が監査じゃないのだ。監査といふのは、水ぐらい飲んでもいいけれども紅茶は飲みませんよ、コーヒーも。これは税務署員はそうです。ところが、役人の監査といふのは、会計検査院でも地方へ行つても皆こちそうになつて帰つてくる、おみやげもらつて。これじゃ監査にならない。

そういう意味で、私は、さきがけが大蔵省解体論といふものを言われたけれども、私は解体論にくみするわけにはいきませんが、やはり少なくとも検査機構だけは、大蔵省から独立する必要がある、今の公取のようによい。独立をする必要がある。そうすればこういう非難もないし、私はうまくいくのじゃないかな。

こうやしませんと、実は商法も改正になりました、今までは監査役といふのは、大体取締役になれなかつた力のない人がなるのです。閑職なんです。ところが、商法が改正されてから、会計監査はもう、業務監査もできるよになつたので、また、取締役会の開催決議もできるよになつたので、監査役の地位が非常に上がりま

した。ステータスがどつと上がりました。せっかく民間はこれまでしたわけでありまして、ぜひひとつ大蔵省の銀行の検査部、将来どうなるかわかりませんが、検査部門だけは、だれが見ても中立だと言へる省庁に移すか、完全独立して、人事関係を断つような形でお願いをしたい。私のこの提案、大蔵大臣いかがですか。

○久保国務大臣 最初にお話ございました検査の姿勢といひますか、検査に臨む者のあり方は御主張のとおりだと考えております。

大蔵省における検査の体制をどうするかという問題につきましては、今笹川さんが御主張になりましたことも含めて、現在、与党三党におかれても検討のプロジェクトチームをつくられておりますし、大蔵省におきましても、そのためのプロジェクトチームが鋭意検討を進めているところでございます。

私といひましては、金融行政の新たな時代におけるあり方はいかにあるべきかといふことを、大胆に、真剣に追求して、その結果、どのような体制が望ましいかといふことについても結論がきちつと出るようにといふことで指示いたしてございます。

○笹川委員 いい案だといふお声もいただいたわけでありまして、私は根本的に住専問題に税金を投入することは反対でありますし、それは今でも変えておりません。

本日は、最後の質問になるのかなといふような気もいたしておりますが、そういうことのないように、少なくとも住専ではあれだけ長時間議論したわけでありまして、もう少し与党の皆さんにも時間を我々に与えてもらつて、真剣に今のよう議論をもうしばらくやらせていただければ、決して私たちはそれ以上のことを申し上げるつもりもありませんので、ぜひひとつ委員長において取り計らつていただきたいと思ふわけでありまして、さて、銀行局長にお尋ねしますが、この前、我が党の委員の質問で、今度の処理をする基本的考え方、二時間しかなかったもので、これが出てきた

ところが、翌日出てきた薄い方ですな、一枚の方、これは私の言っていることがそのまま書いてある。農林大臣も大体こう言った。大体、この前の二月の質問のとき、大蔵大臣は充分、立場上、うんじやらうんじやと言っていたけれども、「隅田川の遊覧船じやあるまいし。」というのを覚えていたでしよう。だけれども、結果においてはあ、あいう御答弁を最終的にもらったので、それはそれとして私はよかつたと思うのです。

ここでちよつとお尋ねしたいのは、公的資金と
いうのと公的関与というもののこの差別ですね。
銀行局長、公的資金というのはもうわかります
な、これは。まず税金あるいは財投の金あるいは
日銀の金とか、これは大体的なものだという、
税金のほかに国が出し入れる金というのは大体
公的資金、これはわかりました。

公的関与を行わないという意味をひとつ短く説
明してください。

○西村政府委員 私どもの理解では、公的資金と
いうのはお金を出すということの意味しているわ
けでございますが、公的関与という場合には、例
えば行政が仲介をし、あつせんをするとか提案を
するとかいうようなこと、もう少し広い意味をも
含めまして考えているところでございます。

○笹川委員　今の、仲介をしないとか中に入らない、こういう意味ですね。案を出したりしない。本当にそういう公的関与を一切行わなくて、今後金融の不祥事が出たときに監督官庁としてやるのですか。ほっておくわけですね。国民の話だから民民でやれと、基本的に。それは確かに、

○西村政府委員 金融機関の監督は私どもに課せられた課題でもございますので、その責務を果たすという範囲において当然行うべきことがあろうかと存じますけれども、例えば、その破綻を処理するという処理の仕方について具体的に関与をしてまいるといふようなことは、この住専問題以外のノンバンクについては行わないようにしていこう、このような考え方で臨むものと考えております。

○笹川委員　実は、住専というのはノンバンクの中の一つだ。これは銀行局も認めましたね。この前の答弁で認められた。

そうすると、大きいものに公的資金を入れないのに、どうして小さい方に入れるのですか。大きい方を解決すれば、したがって小さい方は自動的に解決できるし、安定できるという論法なら、皆さんも納得できると思うわけです。小さい方だけうまくやれば、大きいところは勝手にやれ、おれの方は公的関与もしないし、公的資金も導入しないよというのは、非常に、悪いけれども町行く人に聞いてください、マイクを持ってどうですかと。それは絶対に理解できないのですね。大は小を兼ねるけれども、小は大を兼ねませんから。

そこで私は、皆さん方が、十二月の十九日に閣議決定でつくられたと言うのだけれども、大菱あのときは慌てられて、私は、社会党とききがけの主導でつくられたのかなという気がしてなりませんが、実は、ノンバンクの住専に公的資金を導入するのは、住専七社の母体が百六十八、俗に言う貸し手の金融機関が三百とか、数が多いということが一つの考え方なんです。これはわかります。非常にややこしいから。しかし、ほかのノンバンクでも、これに劣らないぐらい、実は猛烈に取引先が多いのが幾らでもあるのですよ。時間がきょうはないので、例示をさせないのです。だから、私が審議の時間をもうちょっといただきたい

そこで、本来、住専というのは預金者がいないのだから救済しない、これはもう原則だ。なぜ原則を曲げたんだ。曲げたのは、今の①の理由で、数が多いこと。これはつけ足しであります。系統金融機関という農協関係のお金之余りにも多過ぎる、五・五兆円という膨大な金額があるから、これが返せなくなると当然預金者に迷惑がいく、だから、最終的には預金者を保護するという建前から、逆にさかのはって、事後じゃなくして、事前の策として、預金者を保護するためにこれはやらざるを得ないのです。本意とはしないけれども、

余りにも大き過ぎた、理屈の世界を超越しているんだという私の理解でなければいいと言ってください。間違っていたら間違っていると、私の理解が。

○西村政府委員 笹川先生の表現でお願いします。いたわけてございますが、私どもの考え方とその基本において一致しているものと考えております。

○笹川委員 次に、②であります。我が国の不良債権問題は緊急かつ象徴的な課題であります。こんなときに象徴的なんて言われると、天皇陛下は我が国の象徴的存在というのなら理解できるけれども、全く恥ずかしい象徴的な問題であります。

これをつややることによって、これが突破口で、次のノンバンクがこれやることによって割方うまく解決ができるのです、だから公的資金すなわち税金を今回は投入するのです、こう言われているわけでありませぬ。

そこで、我が国金融システム全体の安定性を確保する等の臨時しかも異例と、普通は臨時の措置と入れるんだね。異例の措置か、どっちかなんだ。ところが、今回に限って丁寧になつてい

そうしますと、私が言っているように、ノンバンクも、確かに金融機関ではないけれども、これが破綻をすれば、当然貸している金融機関に累が及びます。どこの金融機関がどうなるのかはまだあけてみなければわからない、将来じやないと。そのときに、必ず預金者に対して迷惑がかかる事態が絶対ないと断言できますか。銀行局長、どうですか、絶対ない、ないならこの文章は合っている。

○西村政府委員 そのような問題が預金受入金融機関の経営に大きな影響を与えることはあり得ると思っております。しかしながら、そのような処理に臨む場合には、原則に戻りまして、預金受入金融機関の経営危機の問題として処理する、そのように考えているわけでございます。

○笹川委員　絶対ないとは言わない、あり得る。そうすると、そのときには原則に戻る、こう言うのですね。原則に戻ると言うことは、またゼロから話し合いをするということなんだ。ということ

は、公的資金を導入することはあり得るのです。ないのじゃないんだ、あるんです。そのときは原則としてと逃がっている。私は、あなたが答弁したのを全部持ってきたけれども、それにちゃんと書いてある。原則に戻るといふことは出きないといふことじゃないんですよ。そのときにまた話し合つたら、やはり金を出さないと救済できないと。それでしよう。原則に戻っても出きないのですか。

○西村府委員 ノンバンクの処理としてそのよ
うなことはいたしませんと申し上げているわけで
ございまして、ノンバンクを処理した結果、預金
受入金融機関の経営問題ということ、すなわち預
金者の保護という問題、そのような意味での原則
に戻りましてそこで処理をしたい、このように申
し上げておるわけでございます。その場合には、
預金保険の発動等、預金受入金融機関の破綻処理
の原則に戻ってまいると考えております。

○笹川委員 これだけでやっているところぐる回りになって山手線になってしまふから、これはもう次の機会にぜひ時間をいただいて、この問題だけはしっかり解決しておかないと、大蔵大臣、ノンバンク、この次必ずなりますよ、あれだけでかいのだから、必ず被害が出る。

これはきょうは通産大臣に通告しておりませんので聞きますが、通産省も本来関係するんですよ、ノンバンクというのは、いや、いいんです、大臣、心配しないで、聞きますから。私は、いじめるためにここで質問しているわけじゃありません。

そういうことで、大蔵省の銀行局長、もし誠意があれば、こういう紙をもっと早く出さなくちゃ。そうすれば、あんなに何十時間審議したなあとやっているけれども、これでもめんだから、この解釈で。もつと誠意を持ってきつちりやれば、総理、めめなかつた、あんな長時間。第一、座り込みなんて。

実は私は、体が悪くて入院していたので、座り込みできなかった。あれを見ながら、ああ、私がもし健康だったらやはり座り込みをするのかな、選挙民はどう考えるのかなと思つて、物すごく実は悩みました。だけれども、座つたときはみんな賛成した、よかったと。時間がたつとやらない方がよかったと言う。まさに日本人というのは非常に気が短い。食べてすぐくものじゃなければ、うまいものでなければだめだ。だからインスタン・トラメンのものが否定できないわけであります。

さて、せっかきようは国土庁長官に来ていただったので、このことは終わつたんじゃないですよ、まだ続きますが、時間がなくなつてしまふので国土庁の長官にお尋ねします。

実は、「東京、空洞化」急ピッチ、四年後、これは黙っていても空洞化になれば地価は下がります。何も首都なんか移転しなかつたであいてしまふ。もう一つ、東京の議員が聞くと喜ぶかも知れぬ。それから、「土地神話」大きく変化、地

価も上昇している。

実は、私たちが昔、余りにも地価がこう上がり過ぎたので、何とかこれを抑えようということとで総量規制を土田さんのときにやつてもらつた。ただ、ブレーキは確かにきいたんだけど、きき過ぎたということが一つと、ブレーキを放さぬものだからロックしてしまつて、そのままずっといつてしまつた。ここに一つの問題として地価税があるわけです。

あれは、もともと税として我々がつくつたのではなくして、ペナルティー的につくつた。今はもうペナルティーを科す時代じゃないですね。ところが、大蔵省は一遍つくつたものは放さぬ。国土庁としては、そういう意味であれをつくつたんじゃないということを知っているわけですが、地価税というものは、ペナルティー的につくつた、地価を抑制するためのブレーキなんだ。今、どうしてその地価税を外さないのか、また、外してくれということは大蔵省に言つたかどうか、お答えをいただきたい。

○鈴木国務大臣 地価全般のことよりも地価税の問題でございまして、本件につきましては、八年度予算作成に当たりまして、税制の全体として踏襲することが今回決まつておりまして、これからどうするかということにつきましては、先般も、土地政策審議会に土地税の問題についても審議をお願いをするというふうなことで、全般的な討論をいただこうという態度で今終始しているところでございます。

○笹川委員 何か地震で穴があいてから計画を練るのと一緒で、もう遅いよ、長官。夕刊の話だよ、それは。

というのは、なぜこのことをお尋ねするかという、この住専の清算と国民に迷惑をかけるかという値段が実は物すごく左右するんです。この土地がうまく左右すれば損害は少なくなるし、もつと下落すれば実は損害をもつと広げる。だから、国土庁として、地価はもつと下がった方が適當なのか

今が適當なのかという御答弁をいただきたいのですが、もつと下がった方が安定して勤労者は助かると言つと、この被害はもつとふえますよ。お尋ねいたしますから、お答えください。

○鈴木国務大臣 先生御案内のように、地価の動向というのは、需要供給のバランスで決まるわけでございますし、そのときの経済状況や、同時に社会状況の要因が組み合つて決まっていくなと思うのです。そういう意味では、ちよつと、端的にどうなるのかということについては判断しかねるといふのが原則だと思ひます。

しかし、現状、こういうところにありますから、地価の問題が、これは、有効利用というものを積極的に進めても少し流動化が行われるようにしていくべきだと思ひます。そのためには、今まで三つのことしか言つてなかつたのです。それは、公共用地の先行取得と、それから民間機構の活力とか、二十三区とよく相談しようということだつたのですが、今回、それをさらに踏み込んで、直接的なもの間接的なものと分けて六項目と二項目に分けて、土地政策審議会に諮りまして、有効利用を促進にやつていこう、こういうことを積極的に関係省庁と今話を進めているところでございます。

○笹川委員 私の質問は、いろいろ施策をやられるのはそれは結構なんです、予測として地価は上がるか、横ばいか、下がるか、この三つの質問しかありませんので、どれか丸をつけてください。

○鈴木国務大臣 非常に難しい質問でございまして、私流に言つと、今がちょうど所有から利用に踏み切る時期であるということが、今先生の御質問に答えする私の言葉でございまして。

○笹川委員 委員長が首をかしげているから、多分わからないんじゃないかと思ひます。

わかつた。じゃ、大蔵大臣に。どうですか、今の質問は。上がるか、据え置きか、下がるか。これは予測しませんが、住専の解決の、十年、十五年でプロジェクトをやると言ひけれども、政府が約束したことが実現できないでしょう。どんどん

穴が膨らむのですよ。

○久保国務大臣 統計上は今も、都市、大都市部においては下落の傾向であると思つておりますが、地方においては必ずしもそういう傾向ではない、こう思つております。

○笹川委員 それは、今大蔵大臣が言つたように、地方の場合には、私が前に質問したときも、そう上がつていないから下がつていないのです。上がつたものは下がるのだから、東京、大阪、名古屋みたいに急激に四倍になつたようなところはもちろん下がるわけですね。だから、ただ四倍が四分の一になつたからでは、もつとということ、もつともつと下がるのじゃないのか。

特に大蔵大臣は社会党出身ですから、そういう意味ではもつと下がる方を党としては希望されるのじゃないのですか。いかがです。

○久保国務大臣 私は、土地基本法の理念に従つて、庶民が自分の居住のための土地が得やすい状況といひますが水準にあることは望ましいことだと思つております。

しかし、いろいろ土地の価格というのは経済全体と絡んでおりますので、その価格がどのようなレベルにあるのが最も望ましいのかというのは、一概にそう判断できないことだらうと思ひます。

○笹川委員 確かに、勤労者に住宅が容易に手に入るようにするのが我々政治家の役目であります。

しかしまた、もう一つ、余り安くなると借金がどんどん膨れちやつてこれは返せない。運輸省の、清算事業団の二十七兆がもつとふえるわけですね。

そういうことで、総理が昔自己責任ということで大変言われたので、私はまさにそのとおりだと、自己責任なんだと。ところが、自己責任だとあれだけ総理が言つたのだけれども、現実今回は自己責任というものが入つていないかという、法案には自己責任ということが入つていないのだけれども、この解決については自己責任といひは実はないのです。

株を投資した人は、損は間違ひなく本人の負担です。ところが、今度の住専の中には株を買って損した会社がいっぱいありますから、その分まで全部税金で最終的に面倒を見るということになると、国が損失補てんを先に立つてやったということになつちやう。たまたま定款違反なんだから、株式投資なんかしないでしやう、恐らく。それなら、その分は取締役、それこそ今度住専機構で地獄まで追いかけていくというのだから、それは大蔵省出身の役人であろうが年金であろうが押さえつけて、そこまでやりますよと言ふのなら自己責任と損失補てんはしないという政府の答弁に合致するけれども、そうでなければ、言っているだけの話であつてまさに公言不実行になつちやう。損失補てんで、株は、前にも言つたとおり。全然このことについて答弁はない、どうするとは。総理、いかがですか。

○橋本内閣総理大臣 これを今の問題に限定してお答えするのは大変難しいと思うのですが、金融機関が抱えている不良資産、不良債権という問題でとらえさせていただきますかと思ひます。

これは、間違ひなしに、私は、本格的な金融自由化の時代によさわしい自己責任原則、市場規律に立脚した新たな透明性の高い金融システムをつくつていかなければならない、その過程で解決をしなければならぬ問題だと思ひます。金融三法案におきましては、今議員も御指摘がありましたように、こうしたシステムに向けての努力を書き込んでまいりました。

今、緊急避難という言葉を使うとしかられるかもしれませんが、先日、きのう平田さんと議論しましたときにも、ちやうどそこが問題点ですなというその意識は合致したわけでありましかれども、住専という問題を氷山の一角ととらえられる立場と、金融における不良資産処理の突破口ととらえる私どもと、その部分の差が昨日の議論でもどうしても埋まらない部分としてお互いの間に残つたわけでありましかれども、今議員の御質問も同様な問題点を提起した、そのような感じがいたします。

たします。

○笹川委員 それでは、総理、お答えいただかなくて結構ですが、今総理が言つたようなことは、この中に気持ちとしては入っているけれども文字としてはちやうど入っていないような感じがしますが、政治家は、言つたことはやはり守らせたいのが行政府の長だと私は思うので、例えば、このスキームの中ではできなかったけれども、別な方法で、こういうところに対する責任追及と資産の回収はこういう方法でやりますと言へば、これはまだ説得力があると思うのです。ところが、大事なことはこの中に書いてあるけれども、細かいことは全部大蔵省が省令、政令で決める。悪いけれども、皆さん方自民党だつてわからないでしやう、そんなに細かくは。

そうすると、規制緩和というのは、実はその監督を緩めるといふのです。どんどここれは厳しくなるのです。いろいろなものをつくつて、焼け太りという言葉は失礼かも知れぬけれども、仕事かふえるのです。いい意味でいうと仕事かふえる。だから、規制緩和と仕事かふえるということは実に全然違う路線を行くわけでありま。

私は、実は規制緩和といふものは、全く日本の場合には、残念だけれどもアメリカのようにできない、スローテンポでやるべきだ、こう思つています。それは、アメリカみたいなのに人の首をちよんと切つてあしたから来なくていいという国なら、農林大臣、リストランなんか幾らでもできます。農協だつて、あなた、何千人減らすなどと言つて

いるけれども、ほとんどやつていませんよ。時間がなくて質問できないんだ。委員長、私の質問がくだらなければもう打ち切られてもやむを得ないけれども、そうじゃないという、やじの一つも飛ばないのだから、ぜひひとつもう少し私の時間を与えていただいて、もし何だつたら、自民党の人は疲れるなら出なくていいです、定数不足などと言われないから。せめて関係省庁と大臣と議論をさせていただいて、我々が選挙区へ帰つて選挙民にこうだつたと言へるようになつてほしい。

たい。

ですから私は、質問を終わりますという言葉は使いません。引き続きぜひやらせていただきたい。せっかく寝ずに資料を持ってきたのだけれども、一時間では全然できない。

それから、農林大臣にお尋ねしますが、きょうは具体的に農協の数字を示したいと思ふのです。農協の不良資産ですね。これは、ノンバンクに対しては七兆以上貸しているのに五百八十億円しかないといふのです。どう考へても低過ぎる。そんなに私は貸し手が優秀だとは思わない。もうはっきり言つて優秀だとは思わない。もっとあると思ふのです。

ところが、この全体像をお示しになっていないからよくわからないのですが、例えば、貸し出しはするけれども、住専みたいに準金融機関だと思つてだまされた話ではなくして、銀行保証を全部とつたといふことになれば、私は損害金はうんと低いといふのはよくわかる。しかし、どのくらいの金額が銀行保証があつて、どのくらいが担保なんだ、あるいはどのくらいが無担保だといふ説明を実は全然いただけないものだから非常に議論がしにくかつた。

私は、今回の住専の問題はおろかノンバンクの問題は、もうこの際やはり基本的な整理の方法をこしらえておかねば、必ずまた外国からたかたか金利が上がることは間違ひない、そう思ひますが、局長でいいです。

○堤政府委員 恐縮でございますけれども、お手元に「農協系金融機関の不良債権の実態」といふことでお渡ししてございますので、若干御説明させていただきます。

この前からの当委員会での御議論を踏まえて整理したものでございますが、これを見ていただきますと、まず全体として、「農協系金融機関の不良債権の実態」といふのを一に書いてござい

ます。これが、六年度末、全体として不良債権額が二千六百三十五億円でござい。その内訳は、右

側に破綻先債権等がここに載せてござい。それから、七年度末、これは注の4をごらん

いただきたいと思ふのでござい。すけれども、七年度末の数値につきましては、決算がまだ終了いたしておりませんので、聞き取り概数ということと、五千二十一億円といふことでござい。右側に破綻先債権等の区分がござい。さらに、これまた恐縮でございますが、注の3をちよつとごらんいただきたいと思ふのでござい。すけれども、七年度の金利減免等債権の定義につきましては、全銀協の統一開示基準の変更によりまして、約定改定時におきまして利ざやが確保されて

いないスプレッド貸出金が新たに追加されたといふことで、定義が広がっておりますので、それについてやつておりますが、そういう意味で二千七百四十二億円といふことでござい。従来の定義によりまして。それで、「うちノンバンク向け貸付」といふのがその下段にござい。六年度末で七兆六千九百三十億円でござい。それで右側に、そのうち不良債権額が、先生今おっしゃいました五百七十九億円でござい。七年度末、これも全く概数でござい。すけれども、一兆一千億ほど下がつておまして六兆六千億になつております。うち不良債権額は三千七百六億といふことでござい。すけれども、これも先ほどと同じように、不良債権の全銀協統一開示基準によりまして金利減免等債権の定義が広がりましたので、その関係でふえていという理解をいたしております。

以上でございます。○笹川委員 それでは、私の持ち時間がありま。すので、もう一度農林省に、私の今言つた銀行保証があるとかないとか、そういう細かいことの資料をぜひいただきたい。それから、大蔵大臣に最後に申し上げてお。す。すけれども、私は、六千八百億、五十億は別にいたし。まして、それと第二次ロスが全く値段がわから

ない。十年先か十五年先か、終わるまでじやないと値段がわからない買物というのを私も実はしたことがあります。金はたくさん持っています。値段のわからない買物はしたことがない。値段は必ず聞きます。

ですから、二次ロスは幾らなんだ、幾らまで出すんだ。だから二分の一だとか三分の一と言わずに、二次ロスのうちこれこれが負担する、あとはあなた方が負担するんですよと言えば、向こうは負担するために一生懸命やるけれども、二分の一と言えば、なかに半分は持つてくれるんだというところになってロスが結果的に非常に多くなる。

もう一つは、今二分の一を持ちますよというのは、普通の一般会社でいえば、白地手形を発行して相手に渡したんです。これは支払いますというところは言つて、判こだけ押してある。期日もなければ金額もないというものです。そういうことは一般の社会では全く通用しないということをぜひ御理解いただいて、お願いしたいと思えます。

どうもありがとうございました。

○高島委員長 これにて笹川堯君の質疑は終了いたしました。

次に、鮫島宗明君。

○鮫島委員 冒頭に理事の方から申し上げましたように、このきょうの質疑は一般質疑としてさせていただきます。私もそのような認識のもとに一時間の質問をしたいと思えます。

私の方からきょう御答弁をお願いしている大臣は、総理大臣と大蔵大臣、農水大臣のお三方ですが、きょうはほぼ全閣僚の方が見えなくなつていただいている。確かにこの金融六法に関しては、日本の金融システムの安定化をどう図るかということですから、経済企画庁長官にとつても大いに御関心のある法案審議に違いないというふうに思えます。

それから、日本の金融システムの安定化が、世界一の黒字国である日本の資金が海外にどう効果

的に還流していくかということにつながるわけですから、外務大臣としても大いに御関心があるに違いない。

それから、今回提案されている法案の中には、憲法上疑義があると言われている時効停止に関する法案も出されているわけですから、法務大臣としても恐らく大いに御関心があるに違いないと思えます。

また、住専の経営を圧迫する一環となつたのは住宅公団の事業拡大だということもこれまでの審議でたびたび出されておりますので、建設大臣にとつても大変御関心のある分野ではないか。

また、きのうからノンバンクについて議論が沸騰しておりますけれども、リース会社及び貸金業を営んでいるリース会社を指導監督する通産大臣にとつても大いに御関心のある分野に違いありません。

ところが、きのうまではそういう関係大臣は一人も見えなくなつていなくなつたんですけれども、本日になって突然御関心が高まつた。その御関心が高まつた閣僚を代表して、田中経済企画庁長官、なぜ急にきょう御関心が高まつたか、一言解説をしていただきたいと思います。

○田中事務大臣 そういふ御指示を国会の方からいただいたということで参りました。

○鮫島委員 わかりました。自発的な関心の高まりではなくて、しかるべき筋からの指示に従つて来ているというふうにご了解させていただきます。ただ、せっかくおそろいですので、場合によつたら、きょう御出席の方々に突然質問が飛ぶかもしれません。

先ほど笹川委員の方から、検査についての問題提起といえますが疑念が出されました。私がこういうことを言うのはちよつと問題かも知れませんが、けれども、体験的に申し上げて、やはり会計検査といふのは実はいろいろな問題を含んでおります。特に地方の遠隔地の支場とか支所にとつては、会計検査院が入るというのは大変緊張を呼ぶものでして、まずその担当者たちは何を考えるか

という、忠臣蔵の浅野内匠頭のように、接待に遺漏なきようにしなければいかぬということで大変緊張いたしました。まずそのためのお金を準備しなければいけない。つまり、会計検査を受けるためにまず会計法に違反するというのが一般的姿勢になつていふのは大変ゆゆしいことではないかというふうに思えます。

また、これは外務大臣の所掌だと思えますけれども、今、日本のODAは世界一だと言われておりますけれども、ODAについて、つまり海外で使われている日本の予算についての検査はどうなつていふのか、外務大臣の方からお答えいただければと思います。

○池田事務大臣 我が国のODA、御指摘のとおり、現在世界の中でも一番大きな規模になつております。

そして、これを実行するに当たりましては、いろいろな手法がございまして、例えば国際機関に拠出して、その国際機関が具体的な事業を行うもの、あるいは日本にございましてODAにかかわる機関、例えばOECE、経済協力基金のような基金に投資あるいは拠出がなされて、それが実際に事業を行うその主体に対してさらに融資という手段で事業が行われているもの、あるいはまた、国際協力事業団のように現実に政府関係法人であるものが直接事業を行うもの、そういったものに対する出資金あるいは交付金の支出等いろいろな手法があるわけでございます。そしてまた、外務省を含めまして各省庁が、直接そういったODAに基づき仕事をするというものがございます。

そういった手法によつて会計検査院の関与の仕方は違つてくると思えますけれども、政府機関であれば、当然これは会計検査の直接の対象になります。また、政府出資法人、国際協力事業団等々であれば、やはりこれも検査院が関与してくるものと承知しております。

それが、ただ他国の政府や国際機関等に拠出する、あるいは出資等がなされ、事業そのものはそういった我が国の機関でないものがその主体となつて行ふ場合には、その拠出あるいは出資の時点における手順その他が、それから会計処理等が適正に行われているかどうかというところは会計検査の対象になります。事業主体の行動そのものについては、主権の問題その他もあり、関与しないものは基本的にはないのではないか、このように理解しておりますのでございます。

〔委員長退席、尾身委員長代理着席〕

○鮫島委員 私の認識では、日本の予算でも、一部相手国政府に渡されるあるいは相手国機関に渡されるというふうなものは会計検査の対象になつていないというふうな、むしろ外務省の自主的な検査にゆだねられていふふうな認識しておりますけれども、内部中の内部、つまり自分で自分の検査をするということは、これはやはり極めて不備な制度と申し上げざるを得ません。

ODAについてはただでさえ目が見えないという批判がありますので、こういう海外で使われている日本の税金の使途についても今後検査のあり方について検討する必要があるのではないかとこのように思っています。

本論に戻りますけれども、昨年以来我が国にはさまざまな大事件が起りました。阪神・淡路の大震災を初め地下鉄のサリン事件、そして、つづれると思わなかった銀行が次々つぶれるというふうな、日本人が戦後体験しなかつたようなことが次々起つてきた。そういう事件に揺さぶられてみると、非常に我が国の広い意味での危機管理体制ができていない。今この金融システムの安定の問題が大変問題になつていふわけですから、預金者あるいは貯金者を保護する制度すらもできていなかった。どうも平穩に暮らしているうちに国家としての必要な要件を備えることがかなりなおざりにしてきていたのではないかとこのことに気づかされた二年間ではなかつたかと思えます。

阪神・淡路で亡くなつた大勢の方々あるいは地下鉄サリン事件で犠牲になつた方々、そういう方々の命に報いるためにも、私も日本が本来備えていなければならなかつた制度的な欠陥、

これを一刻も早く克服すべく、今このような委員会も開かれていこうというふうに認識しています。

金融システムの安定化は、まさにそのような先進国として当然備えるべき制度を持つていないことがさまざまな問題の原因になっているわけであって、一刻も早く現在討議されている金融システムの安定化の措置が急がれるゆえにどうしようもないと思います。

昨日も大蔵大臣は、金融システムといいますが、金融機関の破綻処理についての一般的な法則なり原則というものがなく、住専処理を急がなければならなかったのが昨年来出されたような住専処理のスキームを出したのだという言われ方をされましたけれども、私は今国会の予算委員会の冒頭の質疑の背景と今日とは違っているような気がします。

少なくとも今日は金融三法プラス一が提案されているわけですから、これは、金融機関の破綻処理の一般的なルールが初めて提案された。そしてそれとセットで住専処理法案も提案されているということではない、予算委員会での審議のときと私は論議の環境が変わっているというふうに思っておりますけれども、大蔵大臣はその辺の認識をどうお持ちなのか。

つまり、金融三法プラス一というのが金融システムの破綻処理についての一般ルールを決める一般法であって、そして住専関連二法は住専処理に特化した特別法であるという認識をお持ちなのかどうか、伺わさせていただきますか。

○久保国務大臣 予算委員会でのようにお答えしたか正確には記憶いたしていませんけれども、今般島さんがおっしゃいましたような表現をしたことには思いますが、少し説明が十分でなかったかなと思っております。

私が申し上げておりますのは、今金融機関等の破綻処理について何にも法則がないとは申し上げていないと思います。しかし、それは非常に不備であり、今日のような自由化、国際化が進んでまいります中では、新しい時代にふさわしいものに整備

され、そしてその基本的な立場がしっかり固められなければならないということをお願いいたします。そして、そのために必要なことを金融関連法案としてこの国会で御審議をお願いすることに考えているということで御説明を申し上げます。

それで、住専問題というのは、これはかなりな期間論議をされ、そして二次にわたる再建計画が検討され、そういう中でますます深刻な事態になり、日本の金融機関が抱える不良債権の全体を新たな法則のもとに処理してまいります上でも、この住専問題を先送りできず、これを入り口において処理しなければ新たな金融システムの確立、運用ということについても非常に大きな障害となろう、そういう意味で象徴的喫緊の課題ととらえて、これを臨時異例の措置として公的資金の投入を伴う公的関与を行って処理しなければならぬ、このように申し上げたと思っております。

○般島委員 いや、それは一月ぐらいの御答弁で、このように申し上げたと思っております。だつたらわかるわけですが、まず先行して住専問題を処理したい、そしてそれが片づいた後金融機関の破綻処理についての一般的な措置を充実していきたいということ、一月と二月におっしゃっているのならばわかるのです。

今住専問題についての、私どもの立場からいへば、政府の説明の不十分性あるいは処理スキームの不十分性によってそれが前へ進まないでとまっているうちに、次に措置しようとしていた金融三法プラス一が追いついたわけですが、それがいまして、今は一体的に考えるべき環境になっていて、一時、住専処理を急ぐべき環境になっていて、系統を初め預金者、貯金者に不安を与えて、それは預金保険機構、貯金保険機構が充実していないので不安を与えるということでしたけれども、今や金融三法プラス一が追いついて、その預金者、貯金者について不利益を与えないという措置も同時にとうとうしているわけですから、そういう意味では住専処理の意義というものは当然変わってきているというふうに思います。

なぜそういう中で住専だけを別扱いにするのかというのはいさうから大変問題になってきたわけですが、それと同時に、もう一つこの一連の経緯の中でわからないのは、系統を特別扱いすることがまだ十分説明し切れていないような気がいたします。母体行と非母体行の違いというのは繰り返してこの場でも言われてきました。住専の設立以来経営に深くかかわってきた母体行と非母体行とは違うんだということとは国民的理解も大分進んできたと思えますけれども、では、非母体行の中で一般行と系統がどう違うのかということについては十分得心できていないのではないかと気がいたします。

一部の説明では、一般行といっても同時に母体行といふのが多いんだ、だから系統とは違うといふ説明がありましたけれども、これはまことに不十分でして、そうではなくて、純粹に一般行としてかかわっている銀行もたくさんあるわけですし、担保もそうですから、それは説明にならない。そうすると、一般行と系統との違いというのは別のところにあるに違いない。

昨年の八月に全国信連協会の出した「住専問題について」という文書がありますけれども、その中でどこが違うのかということが非常にはっきり書いてありまして、系統としては、第二次再建計画が策定されるときに、当時、債権回収をしたという意向を表明した、これが私は一般行と系統との一番の違いではないかと思えます。

ところが、そういう意向を示したにもかかわらず、大蔵、農水当局が、今系統に総引き揚げをされたら大変なことになる、そう怖がらずにつき合ってくれ、第二次再建についても保証するからというふうな心証を与えて引きとめた経緯があるのではないかと。これがあれば、系統が自分たちは一般行とは違うんだという論議にはなると思えます。

そのような引きとめた具体的な措置というのが実は覚書ではないかというふうに解釈せざるを得ないのであれども、そのような経緯といえます。

か、一般行と系統との違いがその一点から見ると私ははつきりすると思えますけれども、農水大臣としては、そういう形での説明が余り明確になさなかつたと思うのであれども、私の解釈はどこか間違っておりますでしょうか。

○堤政府委員 私どもの方から、一般行とそれから系統との差ということにつきまして、このスキーム上の差ということにつきまして特別に申し上げる立場ではございませんけれども、系統につきましては、やはりこの住専設立の経緯なり性格その他から見て、経営に参画をしてこなかった、そういう事情、あるいは第二次再建計画のときのような経緯、状況とが、そういうことから見て、一般行あるいは母体行とはもちろんでございますけれども違ふんだというふうな理解をいたしているわけでございます。

その際、先生おっしゃいましたように、この覚書に至ります経緯の中でさまざまな議論の整理が行われたわけですが、そういう中で、系統としてはやはり元本を引き揚げたいというふうな意向があったことは事実でございますし、いろいろな当事者間の話し合いの中で、最終的には、元本をそのまま引き揚げないということで、金利減免という形の協力をしているというところになったわけでございます。そういう中で、今おっしゃいましたように、元本の保証というふうなことにして系統がそういう心証を受けたということとは事実であるかというふうに思えます。

○般島委員 今の点が余り国民には理解されていない。何か系統がこねているというふうな印象を与えていたわけですから、どういふ経緯があったのか、一般的な経緯ではなくて、この全信連の文書にも、当時としては債権回収という方針を我々は出したというのが明文化されているわけですから、このことはやはり明らかにした上でスキームの説明をすべきだろうというふうに思えます。

ところが、一般行について一・七兆円の根拠となつた数字ですけれども、前に西村銀行局長は、二次損失まで含めた七・四兆円、これをベースに

出資者比率で案分したところ一・七兆円という数字が出てまいりましたという説明をしたと思えますけれども、別のところでは数十回にわたり、二次損失が生じないようにはあらゆる努力を行います、万一生じた場合にはあらゆる努力を言葉のように数十回繰り返してまいります。その言葉と一般行の一・七兆円、これを二次損失まで含めた金額をベースにして決めたことは矛盾するのではないかとふうに思いますけれども、簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

○西村政府委員 このような金額を要請するに際してはいろいろな経緯があるわけでございまして、今御指摘の点につきましては、七つの住専がそれぞればらばらに、かつ民間の会社として債権回収に当たる、そのような場合には、私どもの検査の基準では第三分類と言われているようなものもロスになる可能性がある、そういうことでございまして、いわゆる母体方式で計算した金額が一兆七千億円でございまして、私どもといたしましては、今回のようなスキームによりまして、七社が一体となつて、かつ法的なバックを得ながら債権回収に当たることによりまして、いわゆる二次ロスと言われているようなものは極力生じないように、そのような努力が行えるものと信じているわけでございまして。

したが、いま、一般行に対しては、それぞれがばらばらに対応した場合には場合によつて発生する損失をもとに計算した額を、しかしながらこのようなスキームによつて対応するならばそのような発生を防ぐことが可能であろうという考え方のもとに御提案を申し上げているわけでござい

て、一般行への一・七兆円を決めるに当たつて大蔵省は二次損失まで含んだ七・五兆円をベースにして算出したというのとは明らかにこととすから、そのことだけ、そうですと答えたいだければ時間とかからなくて済む、国民の方から見てもわかりやすいことだと思ひます。

あと、先ほどの系統の経緯からいって、引き揚げようとしたのにまあ待つてくれと農水、大蔵両省からとめられた、その言葉を信じてつき合つたらとんでもないことになつたといふのが実態だと思ひますけれども、この二次損失が生じた場合、これもやはりその経緯からいへば系統は負担する必要があるといふことになると思ひますけれども、農水大臣はその点はいかがお考えなのでしょうか。

○大原国務大臣 正直申しまして、今二次損失の話まで我々は余り考えていないといふのが実情でございまして。

何回も今日まで説明いたしてきましたように、委員も確かに御質問があつたと思ひますのでありますが、正直言ひまして、系統の内部留保、つまり金融機関としての体質、その辺とか、あるいはまた今回の負担が農家一人当たり非常に過大な負担になつておるといふような実態からいひまして、我々は母体行責任をすつと言ひ続けてきたわけでございまして、そういう問題を踏まえながら、今後の負担というのには慎重に考えていかなければ、おっしゃるような系統の経営に大きな影響が出る可能性がありますので、そこらは慎重に考えていかなければならぬ、かように考えております。

○岐島委員 我が新進党の農業政策を考えるグループでは、やはり食糧法が廃止されて新農政のもとで新しい力強い農業、農村を建設していく上では、消費者と生産者の信頼関係の強化が不可欠だといふことをベースにして私どもは検討を進めているのですけれども、今、消費者側といひますか都市住民側から見ると一番わかりにくいのは系統の論理なわけですね。用語も一々違う。こちらでは預金者と言ひけれどもどうも系統の方では貯金者と言ひらうとか、いろいろ、信連といつても何だかわからないとか、大変用語も難しいところがあつてわかりにくい。

ですから、わかりやすく、非農業セクターの人たちに理解していただくようなことが必要なんじゃないかといふ気持ちで込めて私は質問しているのですけれども、五・五兆円引き揚げようと思つたのに国からとめられた、しかしそうはいつても何か文書のようなものがないと理事会を説得できない、そこで、わかりましたといふので覚書が出てきた、あれをみんな持ち帰つて各県の信連の理事会は理事を説得して、まあ何とか合意を取りつたといふのが実態だろうと思ひますけれども、そういう立場なら当然二次損失についてどうも筋合いのものではないといふのが基本的立場だろうと思ひます。

ところが、新聞紙上では、何か系統も二千億とか一千億とか新たな基金に出すとか出さないとか、かなり姿勢がふらつていっているようなことが出ますと、一体口先だけで言っているのか、本当に経緯に照らして強い信念で言っているのかかわからないといふことがありますので、そこは明快な説明をいただきたいといふふに思ひます。

それとの関係で、本当は五千三百億の贈与も実はわからないのです。これは何とも非農業側から見ると理由がつかない。私は唯一理由がつかない、やはり系統もそれなりに反省をしたんだ、反省のあかしとしての贈与だといふことでしたらわかる。

ところが先日、農業の用語がわからないといひますけれども、高野さんがそこで参考人として来ていたときまして、我が方の平田委員その他から、反省はしていないのかといふたたびの問い合せに対して、少なくとも正面からは反省といふ言葉は一度も出ませんでした。

私は、系統が反省すべきことは何かといへば、やはり自己責任感の欠如、過度の行政依存体質、

この点については反省しなければいけないんだと思ひます。ところがこの前、系統の幹部は、今後の再建をどうするか、あるいは今後このような過ちを繰り返さないためにどういうリストラを考えているのかと、もちろん構造的、制度的問題を含めてですけれども、それに対して相変らず、いやそれは行政の御指導をいただきたいながら考えたい。

これは全然反省していることにならないわけですね、この点については、過度の行政依存体質を排し、自己責任感を強化する、自己責任の体制を固めるといふことではないと、積算根拠とかいろいろな話になつたのも全く理解できないことではないかと思ひますけれども、私の了解は、そういう意味ではどこかおかしいでしょうか。もし農水大臣の方から御見解があれば聞きたいと思ひます。

○大原国務大臣 もう委員が十分御存じのように、この決定までには長いいきさつがあるわけでございまして。

先ほど平成五年申し合わせ事項について御指摘がございましたが、その際、農林省と大蔵省が決めたといふようにおっしゃいましたけれども、実は信連、特に信連でございまして、融資をしていく数多くの信連から、個々にそれぞれの住専にお話しし、母体行にお話ししてもけじめがつかない、やはりこの際大蔵省と折衝して決着をつけてほしいといふ要望がありまして、農林省としては、そういう要望にこたえてあの申し合わせができたものと思つております。したがつて、大蔵省と農林省の間で、我々だけの判断で結んだといふものではございません。

したがつて、委員御指摘のように、あの申し合わせが、いろいろ解釈はございまいしうが、法律的にはいゆる債務保証でなくとも事実上の債務保証、このように認識されたことも事実であつただろうと思ひます。

そういう経緯から現在に至つておるわけでございまして、五千三百億の提出といふのは、実は最

後のぎりぎりまで系統としては反対をしてきたわけでございます。しかしながら、大所高所の政治的決着から、いわゆる協力をしなさい、贈与をしなさい、こういうことで五兆五千億を今回のスキームで返済していただくわけでございますから、そういった意味ではやはり我々としても責任があるわけでございますから、農協としても責任があるわけでございますから、委員の御指摘もまたそういった意味だろうと思っております、理解のできる解釈だと思います。

なお、今後のリストラにつきましては、やはりいろいろたくさん問題がございます。もたれ合いの典型だと言われる御批判も、十分に我々としては受けなければならぬと思っております。

ただ、単協や信連の自己責任原則という問題が、この協同組織の中でどのような手法をやったとら生かしてこれられるかなど、例えば単協で単独に金融商品を開発するというのも難しからう。そのときそのときの、いわゆる土地の事情にに応じてそういった開発等を自主的にできるかという、なかなかこれもできない。しかも貯蓄率が四割、二割という低いものでございますから、いずれにしても、七十兆円近い預金は農林中金に集約するというに相ならざるを得ない。そうなりましたときに、農協のこれからの金融改革の目玉は、農林中金の行動半径、行動範囲を広くするということによって、いわゆる協同金融のこれからの行き方を抜本的に考えていかなければならぬのではないかな、こう思っております。

それから、委員が御指摘のございましたように、現在の農協の方々が、先ほど高野さんのお話がございましたけれども、やはり結果責任は明確にしなければ、我々が今後考えていこうというリストラが的確に行い得ないのではないかな、こう思っております。

○鮫島委員 やはりこの自己責任というものの、自己判断力と言ってもいいのかもしれない。前の第二次再建計画のときも、系統はある程度の認識は持っていた。つまり、母体行みずからガリテー

ル分野で積極的に進出して、子会社である住専と業務分野を調整しないまま、みずからの住宅ローン業務を拡大させ、住専の業務を侵食していった、こういう認識を持つているからこそ元本を引き揚げようとしたけれども、行政依存体質ゆえにそこはおつき合いました。

ただ、今後やはりそこは不連続的に体質改善をしていただかないと、私どもとしても同じ過ちがまた繰り返されるのではないかと不安を私拭きできないところでございます。

したがって、五千三百億も、何かおどかされてと言うと語弊があるかもしれませんが、強い要請を受けてやむを得ず出したという、これは贈与ではないです。むしろ何か義務として出されたということでして、そこは私は、むしろ主體的に反省の上に立つて出すお金だということとを組合、農協を含めて徹底させる必要があるのではないかと、そういう反省というのが組織全体に浸透していかないと、今後のリストラがうまくいかないというふうに思います。

今、私は、一般行と系統の違いというのが非常に国民から見えてわかりにくくなっているというふうに言いましたけれども、総理としては、今一定のやりとりがあったわけですから、国民に向かつて、一般行と系統とはどうしてこんなに負担の比率が違うのか、この理由を総理として簡潔に御説明いただければと思います。

○橋本内閣総理大臣 先ほど鮫島議員の御議論に對し、大原農水大臣からも、そうした論議を首肯し得るものという申し上げ方をいたしました。母体行、一般行に對し最大限の負担の要請がなされるときに、系統金融機関につきましても負担できる最大限の金額を必死に模索したもの、強いて私からお答えをすれば、そういう申し上げ方になろうかと思えます。

しかし、そのいわば前段階の部分で鮫島議員が一つの議論を組み立てられた。そして、それに対して大原農水大臣が御答弁を申し上げたその方向というものは、議員の御議論の方向というものを

おおむね首肯したものである、私はそのように思っています。

〔尾身委員長代理退席、委員長着席〕

○鮫島委員 次に、系統のリストラに関係してですけれども、系統金融の三段階というのが普通の一般の金融機関と構造も違うし、性格も違う。一番上に農林中金があつて、真ん中に信連があつて、その下に農協があります。農協は全国で二千六百農協があつて、平均の貯金額が二百五十三億円。つまり、小さな預金を持つ二千六百の農協をベースにして、その上に四十七の信連があり、その上に一つの農林中金がある、こういうピラミッド構造になっているわけですから、この系統三段階の金融業務を所掌している役所はどこだ、つまり、大蔵省なのか農水省なのかというのがはたから見るとどうもよくわからないのですけれども、ここは所掌はどうなっているのでしょうか。

○堤政府委員 農協は、御案内のように、信用事業のほか経済事業でございまして、信用事業は経済事業でございまして、それから一番中心になります農家への指導事業とか、そういった総合事業体ということで活動をしているわけでございます。要するに、農家の生産と生活を支える組織ということでございまして、それをベースにしまして、今先生おっしゃいましたように三段階というふうになっているわけでございます。

それにつきましては、私どもとしては、農林水産省が農協の指導監督に当たるということでございまして、ただ、その中に信用事業がございまして、信用事業がございまして、全体の金融行政の一環の中に農協の信用事業も組み込まれてはわけでございまして、その限りでございましては大蔵省と農水省が共管ということでございまして。

○鮫島委員 私は信用事業に限って聞いたわけですが、そうしますと、例えば信連の検査というものは、大蔵、農水、どちらかの省が定期的におやりになっているのでしょうか。

○堤政府委員 信用事業は、今も申し上げましたように共管というふうになっております。したが

ように共管というふうになっております。したがって、その検査につきましては、農林中金につきましてもそれから信連につきましても、制度上は、機能上は両方できざるわけでございますが、実態上は、信連につきましては基本的に農林水産省、それから農林中金につきましては大蔵省ということでも検査をいたしております。

○鮫島委員 大蔵省としては、この系統の行う信用事業について、今共管ということでしたけれども、御自分たちの責任はどの範囲だというふうにお考えなのか、大蔵側から御発言いただけませんか。

○西村政府委員 農林系統の信用事業の監督につきましては、一義的には農林水産省、具体的に申し上げますと、農協については監督官庁である都道府県及び農林水産省において行っておられるところでございまして、先ほど御答弁がございましたように、大蔵省といたしましては、共管をする官庁として適切に連絡連携を保ちながらその監督に当たっているところでございます。

○鮫島委員 農林中金に對する検査はどちらが行っているのでしょうか。

○西村政府委員 先ほど農水省からお答えになったとおりでございます。

○鮫島委員 大蔵が検査をしているということだと思ひます。

先ほど農水大臣が、これから農林中金の役割が非常に大事だ。あるいは国際金融機関としての体質強化ということもあるのではありませんか、業城の拡大ということも当然御検討されていられると思ひますけれども、これは農水大臣が考えることなのか、大蔵大臣が考えることなのか。大蔵大臣としてもそのような御認識をお持ちなんではないか。

また、私のもとにも、官房長が主宰して、農林省の中にもプロジェクトチームをつくって研究を開始をしておるところでございまして、今後の改革問題は、これは農林水産省ひとりではございせん。大蔵省と十分意見を交わして、今後の農林中金のあり方の課題は単独にはできませんので、大蔵省と十分相談をしていかなければならぬ課題であります。

○**鮫島委員** そういふことだと思ひます。今農政審議会の中で多分この系統の信用事業の問題も論議されているんだと思ひますけれども、ぜひ金融の専門家を大蔵省とも御相談の上そういう場に入られておかないと、またある程度閉鎖系の議論のままで終わってしまうということを懸念するものですから、今のような指摘をさせていただいたわけ

です。共管というのはなかなか微妙なことがありまして、状況がまずくなつてくると弱い方に押しつけるといふような場面もなきにしもあらずと思ひますので、やはりどこまでが大蔵省の責任なのか、どこまでが農水省の責任なのかというのは常に明確にしていかなければ、これから恐らく私は、今後両三年間で系統金融は大変な荒波に襲われるといふふうに思ひます。きのう、おとといあたりから、ノンバンクに六・六兆の貸し込みがあつて、幸か不幸か、今のところ明らかにしている不良債権の額は小さいですけれども、一見健全と思われていた大型の債権がいつどこで不良化するかわからないというのが特に独立系ノンバンクの特徴ですから、そういう意味では大変な荒波に襲われる危険性もある。

そのときに両省が、共管といふことで責任の押しつけ合いといふようなことがあるとこれまた大変なことになるので、ぜひそこところは、むしろ共管のよきを生かすという態度で臨んでいただきたいといふふうに思ひます。

次に、話は変わりますけれども、早期是正措置についてちょっとお伺いしたいと思ひます。今、早期是正措置については、自己資本比率を

一応基準とする、そして、一定の自己資本比率を割り込んだところについては各種の指導措置をとって、そしてさらに、あるレベルを割り込んだら入院していただくといふ措置に強い措置に入りまますよといふことですねけれども、やや矛盾する感じがいたします。

この間、この三年間ぐらい大手の都市銀行は不良資産のかなり積極的な償却に踏み切つて、あの住友銀行が初めて赤字を出したときにビジネスの世界にある種のショックを与えましたけれども、この三年間でも、ある意味では資本金を削りながら積極的な償却を行っているのが今の実態だろうといふふうに思ひます。

そうしますと、この三年間で恐らく自己資本比率は落ちていくんじゃないかと思ひます。丸めの平均の数字で結構ですけれども、この三年間で大手二十一行の自己資本比率がどう変化したのか、数字がおわかりでしたら教えてくださいたいと思ひます。

○**西村政府委員** 平成七年度の決算では、これは速報でございしますが、九・一〇%でございします。一年前の六年度が八・九二%、その前の五年度が九・七二%でございします。

○**鮫島委員** 確かに自己資本比率は健全性をあらわす一つの指標だと思ひますけれども、もしある金融機関が非常に積極的に不良債権の処理を進めて、一時自己資本が減つてもしょうがない、内容的な健全性を指すために積極的な償却を進めるといふ場合には、一時的にその自己資本比率は下がる、しかし体質としてはよくなつていくといふこともあるのではないかと思ひまして、この自己資本比率を余りにも強い基準に置くと健全性を見誤るのではないかと思ひます。

国際的な取引を行うところについては八%というのが基準になつていと思ひますし、また国内業務だけを行う銀行については四%という基準になつていと思ひますけれども、例えば兵庫銀行が破綻したときに、その自己資本比率は何%になつておりましたでしょうか。

○**西村政府委員** 自己資本比率は四・六四%となつていたと聞いております。

○**鮫島委員** つまり、自己資本比率で見ると、あの腐り切つたと言つておかしいですけれども、債務超過になつていく兵庫銀行も表面は自己資本比率を割り込んでいた。つまり、この自己資本比率という評価軸からいふと、本当はもう破綻している金融機関も見えてこない。健康診断でいへば血圧といふことも少し病態が分からず、血圧は正常でも、ほかにはひどい病態があつても、一つの評価軸だけでは決して健全性はないといふのが、破綻した銀行の自己資本比率がずっと出ている表を私は持つておりますけれども、割り込んでいるところはほとんどないわけですね。

ですから、自己資本比率というので今度その早期是正措置を行う基準にすると、逆に、先ほど言つたように、ある種の、積極的に償却を進めて体質を健全化しているところを見誤る、あるいは、自己資本比率が見かけ上よくても内容が腐つていところを見誤るというようないふことがありまして、早期是正措置の指標がほとんどできていないといふ思ひますか、そのところは政省令でいたします、あるいは自己資本比率も形式ではなくて実質自己資本比率といふ表現になつていいますけれども、つまり、そこは大変行政裁量の余地が強く残されているわけですので、ここについて一番批判が強いといふことを認識していただきたいと思ひます。

今、大蔵大臣も繰り返してこの間言つておりますように、日本の金融システム全体をやはり自己責任、市場原理、透明性の高いものに、これに変えていくんだといふことからいって、今回出ているこの金融三法のうちの早期是正措置に関する部分、非常に銀行の健全性判断について行政裁量の余地が多い。これだとまた、今巷間言われているように、大蔵OBの行つていところについては甘い評価をして、そうではないところにきつい評価をするといふような勘ぐりもされかねない。

行政裁量の余地はできるだけ小さくしておくのが透明性の高さを保証することだと思ひますけれども、この点について、改めると言つておかしいですけれども、もうちょっと透明性の高い評価の仕方についてどうお考えなのか。私の質問を繰り返さなくて結構ですから、答えだけお願いいたします。

○**西村政府委員** 今回の早期是正措置は、御指摘のように、透明性あるいは行政の迅速性といふものを高めるためにぜひとも必要であるといふことで法案を提出しているところとございします。このよう手法によりまして行政の裁量の余地といふものは狭められる、そのことが一つの目的でございします。

しかしながら、他方におきまして、今委員からも御指摘がございしましたが、行政の裁量の余地を狭めるということとは、一つの指標でもちまして余りにも単純に物事を割り切つてしまつておそれはないか、このような点もあるわけではございしますけれども、私も、そのような点をも十分注意しながらできるだけ透明性の高い基準にしていまいりたいと存じます。

そのための具体的な内容といひましては、本日資料を御提出申し上げていと存じますけれども、一つの私どもの考え方をお示しいたしまして、今後、金融に関する専門家等から成る検討の場をも設けまして、そのような検討をさらに進めてまいりたいと存じております。

○**鮫島委員** ちょっと何の資料なのかよくわかりませんが、配られている資料はないと思ひますけれども。

私は、透明性を高くすべきだと言つたのは、何も指標を一つにすべきだといふ意味ではなくて、多様な指標でやつても透明性は高くなるというふうに思ひます。

実は、こういうことを決めるのに、いろいろ過去の事例がたくさんあるわけですから、例えば兵庫銀行は自己資本比率は基準を上回つていのにどうして破綻したのか、どのような兆候が出てい

たのか。あるいは、どのような評価軸でやれば病気の重さが診断できるのか。健康の判断と同じようにやはり何種類かの軸で評価しないと、そして、それに一定の係数を掛けつつ総合指標というのを出すことができるわけでしょうか。

そういう意味で、合理的で透明性の高い、それは何もメルクマールを少なくしろという意味ではございません。客観的にわかりやすくという意味です。で、ぜひこういう過去の例から、この前、兵庫銀行の破綻についても、私は、周辺では首をくくらざるを得なかった中小企業の経営者の方々とか、夜逃げ同然で今どこにいるのかわからない方とか、たくさんいると思います。こういう、やはりこの二年間のさまざまな痛みをよった方々のことも考えて、これを教訓として、兵庫銀行の破綻にも学ぶということが大蔵行政にとっても大変重要なことではないかと思えます。

ぜひ私は、この兵庫銀行のそれまでの検査の数値というのはたくさんお持ちでしょうから、こういうものを分析した上で、自己資本比率だけに頼ることがいかに誤った診断結果につながるかという教訓にしていきたいと思えます。すけれども、これは大蔵大臣、いかがでしょうか。

○久保国務大臣 自己資本比率を早期は正措置の基準として考えるというのは、この早期は正措置を一つのルールとして考えていくという場合には、考えられる基準というのは一番妥当なところであろうと思っておりますが、実際に早期は正措置が行われてまいります場合にどのようなことが重要になってくるか、こういったような問題については、今後、詳細な基準が決められてまいります場合に検討せられるべきことであろうと思っております。

○岐阜県委員 先ほど文書と言ったのは、この「自己資本の充実の状況に応じ大蔵大臣等が講じる監督上の措置についての具体的な発動基準」とされる措置の具体的な内容」ということだと思えますけれども、まだまだ私はこれでは実際に金融機関の健全性を評価するには不十分だろうというふう

に思えます。これについてはさらに検討を加えて、先ほど私が申し上げましたように、数々の破綻した金融機関の例に十分学んで、少しでも現実性の高い、いいものをぜひつくっていただきたいというふうに思っています。

あと、最後に、住専処理機構に住専七社の不良債権を移す、これもまだ懸念材料がありまして、日住金の株主総会が本場にクリアできるのか、これができない場合は、住専六社で住専処理機構という形に、六社分の債権を移して見切りで発足するのか、それとも、また三カ月後に臨時の株主総会を招集して、あくまでもその日住金の株主総会で承認されることが発足の前提になるのかどうか、そこだけお答えいただきたいと思えます。

○西村政府委員 今般の住専処理策につきましては、住専各社及びその母体行等の関係者が合意してでき上がっているものでございまして、株主総会に關しましては、処理スキームに沿った形で営業譲渡の議決等が行われますよう、住専各社及び母体行において、株主総会の開催、株主に対する対応等に適切に努力されるものと考えております。御指摘の日住金のケースにつきましても、そのような努力が成果を結ぶものと考えております。

○岐阜県委員 それは、処理スキームをつくった当事者としては希望するのはわかりますけれども、具体的な実務処理としてどうなさるのかということとを私は聞いています。それで、これがまた発足がおくれますと、系統側としても考えなければいけない問題が出たり、早く処理しないといろいろな問題が生じるからと言いが、実務的にそういう場合にどう処理するのかがまだ明らかになっていないというの、私は大変問題じゃないかと思えます。

六社で発足すると、全部いろいろ変わってくるんじゃないですか。そうしますと、結局、日住金の株主総会の議決が前提となるということなんではないでしょうか。

○西村政府委員 御指摘のような問題が生じない

ように関係者が努力をしておるところでございまして、私も、そのような努力が実を結ぶものと考えておるところでございまして。

○岐阜県委員 そういう無責任な発言が大変数々の問題を生んでいるわけで、じゃ、あしたから西村銀行局長は日住金の株主の家を一軒一軒回って、何とか議決、賛成していただきたいと言った覚悟があるならそういうことを言うのはわかりますけれども、一局長の立場でただ希望しておりますというだけでこの住専処理のスキームを認めろ、いつから発足するのかもわからない、こんなことで国民に自信を持ってこのスキームが提案できるのですか。

つまり、六社の場合と七社の場合では数値も違ってきます。それは私は全く納得できませんし、ほかにもたくさん質問したいことがありますが、けれども、残念ながら時間ですので、続きはまたの機会にさせていただきますというふうに思っています。

○高島委員長 これにて岐阜県委員の質疑は終了いたしました。

午後一時十分より再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後一時二十二分開議

○高島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○野田(毅)委員 私のきょうの質問に先立ちまして、きのうでしたか、北側委員が資料要求をいたしましたので、それがけさほど提出をされましたので、その関連ということで、私が具体的な質問に入ります前に、北側委員からまず資料に基づいての質問をさせてもらいたいと思えます。

質疑を続行いたします。野田毅君。

○野田(毅)委員 私のきょうの質問に先立ちまして、きのうでしたか、北側委員が資料要求をいたしましたので、それがけさほど提出をされましたので、その関連ということで、私が具体的な質問に入ります前に、北側委員からまず資料に基づいての質問をさせてもらいたいと思えます。

○高島委員長 この際、北側一雄君から関連質疑の申し出があります。野田君の持ち時間の範囲内でこれを許します。北側一雄君。

○北側委員 昨日委員長の方から、系統金融機関のノンバンク向けの不良債権、これの現状がどうなっているのか、当委員会に提出をしないというふうな御指示を賜りました。そして、けさこの資料が出てきたわけでございます。

これまで農水大臣も五百七十九、五百八十億という数字をずっと答弁しておっしゃっていましたが、六百億弱という数字を、きょうのこの資料によりまして、概数ではあります。約五倍から六倍ぐらいにふえておるわけですね。きのう委員長からそういう御指示があつて、そしてけさもう出てきているわけですよ、この数字が。

まず、私はこれは本場に大きな問題だと思っておりますけれども、この三千七百六億という数字は、また、この数字が本場にこれだいいのかどうかという問題があるのではないかなというふうなまだ思っておりますけれども、農水大臣、この三千七百六億という御報告をどう受けとめておられるのか。また、大臣、この御報告をいつ受けられたのか。

○大原国務大臣 数字の細かい内容はまた事務局からお答えいたしますが、北側委員から御要請があつたのが唯一のきっかけでございます。私は、前々から六百億というのは少ないのではないかと、もう少し精査できないかという話は進めておりました。それは実は各信連に電話で照会をして、これは農林中金も入りますが、速報値といったらいのか、概数値ということで御理解をいただきたいと思えます。

まだ決算の終わっていない団体もございまして、出次第に正確なものを出さなければならぬと思っておりますが、実はそれはそれぞれの機関からの報告でございまして、そのものについても今後我々としてはさらに農林省を中心に精査をしていかなければならぬ数字であろうと思っております。

ところで、六百が三千七十六になっているというところについては、計算基準を全銀協ベースに変えた結果ふえた、このように私は了解をしておりますが、なお事務局から御報告をさせていただきます。

○北側委員 大臣、この三千七十六という数字はいつ事務局からお聞きになられたのですか。

○大原国務大臣 昨日の夕方過ぎだったと思います。

○北側委員 農水大臣は昨日の夕方過ぎにこの三千七十六という数字を事務局からお聞きになられたという御答弁でございます。

それでは、ちよつとその資料を各委員の皆さんに配っていただけますか。

○高島委員 既に配付済みです。

○北側委員 ちよつと資料を使わせていただきたくと思います。

これは大蔵省が既に出しております資料でございます。平成八年三月期の預金取扱金融機関の不良債権等の状況の速報でございます。

銀行局長、この中の協同組織金融機関の中の不良債権額、ありますね。銀行局長、よろしいですか。協同組織金融機関は不良債権額が六兆二千億余りある。そのうち、金利減免等債権が五千三百二十億というふうな数字になっております。平成七年の九月に大蔵省が出しております同じような報告があるのです。私、この三月期のもので去年の九月期のもの比べてみました。これは総額としては、従来三十八兆あったのが三十四兆余りに減っているのですね、不良債権が、なぜ減っているかといったら、損失処理をやっているからなんですけれども、大体減っている。

ところが、一つだけばこつとふえたところがありまして、それはこの協同組織金融機関の金利減免等債権のところなんです。ここが、昨年の九月期では三千三百五十億なんですけれども、この間報告があったものは五千三百二十億になっているのです。この五千三百二十億のうち、系統の金融機関の不良債権額、金利減免等債権というのはどの程度あるのですか。これは農水省でも結構で

すよ。いつ発表したかも言ってください。

○西村政府委員 八年三月期、最新の速報ベースでは、この協同組織金融機関のうち信用金庫及び信用組合については内訳を明らかにしているところでございますが、九月期、前期については全体を一括して御報告を申し上げておるところでございます。ただいまその内訳について計数は持ち合わせておりません。

○北側委員 農水省、この五千三百二十億のうち、大蔵省が発表した五千三百二十億の協同組織金融機関の金利減免等債権、このうち系統金融機関、農中と信連は入っています。農中と信連の割合は幾らですか。

○堤政府委員 去年の分につきましては大蔵省の方で出されておりますので、私どもの方は、その内訳、今は私も知っておりません。

それで、ここの三月につきましては、農林中金の分が不良債権額として三千二百五十二億円、それから信連の分が、すべて合わせまして千六百五十七億円と承知いたしております。

○北側委員 きよう提出された資料の上の方の系統金融機関の不良債権の実態、昨年の、六年度末のところは二千六百三十五億になっているのです。今のお話だと、農中と信連だけで既に五千億近くあるわけですよ、五千億近く。

私、何が言いたいのかというと、大臣、先週の金曜日この質問をさせていただきまして。昨日またこの質問をして、それまでずっと農水大臣は、五百八十という数字、六百弱という数字をずっと答弁されておったのです。ところが実際は、この平成八年三月期の不良債権の状況、大蔵省が発表している速報の中に、今ここに書いてある三千億余りの数字が入っております。既にわかっていた数字じゃないですか。それを委員長が昨日指示したから、きようになって、けさ出してきた。三千七十六という数字はもと大蔵省の発表した不良債権状況の中に組み込まれておる数字でしよう。

○堤政府委員 大蔵省の方でそれぞれこの表をま

とめられるに当たりまして速報という形で恐らくつくられたんじゃないかというふうに思っております。

私どもは、前からこの御指摘がございましたので、大臣の指示を受けまして、改めて信連の方から、ノンバンクを中心とした全体の貸付額及び不良債権額、その内訳というところにつきまして、ここにも書いてございまして電話の聞き取りということ、概数でございますけれども、ここにお出しして審議に供しているところでございます。

なお、数字につきましては、今お持ちの注の3をごらんいただきたいと思うのでございますけれども、不良債権につきましては、私どもは全銀協の統一開示基準ということで不良債権の定義をいただいております。その定義が、七年度、ここの、八年三月期からは、ここにございまして、スプレッド貸出金が新たに追加されるということでございますので、いわゆる定義が広がるという形の中で不良債権額が膨らんでいるわけでありま

そこで、私どもとしては、それだけをお出ししたのでは誤解を招くかと思いたしましたので、この七年度末の概数の下に六年度の定義に戻した場合といたこの数字も改めてお出ししているところでございます。

○北側委員 その基準の話はまた後で時間をとりまされども、農水大臣、このきよう提出された資料の七年度末のところ不良債権全体で五千二十一という数字が出ています。五千二十一億。この五千二十一億というのは、先ほど局長が答弁した農中と信連全体の不良債権はもと早くからわかっていて、それはちゃんとこの三月期の不良債権状況の報告の中に組み込まれておるわけなんです。五千二十一という数字はもつと早い段階からわかっておるわけなんです。昨年二六三五です

から、もう倍になっているわけですね。ノンバンクのこの三千七十六という数字も、五百七十九なんかじゃないかという事はずっと前から

ら、ずっと前とか、わかっていたわけですよ。それをこの当委員会では何ば質問しても、出てくる数字は五百八十億、六百億弱という数字しか大臣はつと答弁を、大臣自身もこれはちよつとおかしいんじゃないかとおっしゃって、きのうなんかは、もしかすると破綻先債権の数字じゃないかなという事もおっしゃっているわけですよ。これは私は非常に委員会軽視、議会軽視と言わざるを得ないと思います。この数字はもつと早くわかっておるはずですよ。わかっていた。にもかかわらず出さないとはとてもない。

○大原国務大臣 実はわかっていないのでありまして、五百八十というのはうそも隠しもない報告の数字でありまして……(発言する者あり)間違っております。

そこで、全銀協の計算方式が八年から改められたということで、いわゆる金利ゼロ債権、それも入れるということで計算をいたしましたものがきようお出しした数字でありまして、以前からずっとそういう計算はやっておりませんで、従来方式でございますとこいうベースでございますという数字を御報告してあります。

○北側委員 大臣、まだ理解されていないのですよ。

この大蔵省の発表した平成八年三月期の不良債権状況、これは新しい基準で出しているのです。こちらの方も新しい基準で出している。この基準は先月にもう発表しているわけですよ。その数字の中にきよう出てきておるような数字というのは組み込まれておる数字だということに私は申し上げておるのです。

そうしたら、大臣がきのうの夕方聞いたなんというのはいちやうかした話でして、こちらの発表された時点でちゃんと事務局はつかんでおるわけですよ。それを大臣が知らなかったとしたら、私は大変な問題だと思えますよ。何度も系統金融機関のノンバンクに対する不良債権状況についてこの委員会が議論になって争点になっているにもかかわらず、それを、きちんとした数字を掌

握をしていながら事務当局が出さないというのはとんでもない。

○大原国務大臣 大蔵省から新聞に、さつき言われた数字が発表になりました。私はそれを見まして、系統は個別には計上されていなければ組合関係というのが出てくるんじゃないかとすぐに気がついて、事務局に、おい、これ、ちょっとここの数字と合わないのじゃないか、よく精査しろということと精査をさせたのでありますが、大蔵省の銀行局は、私が聞いたところによると、個別の数字は今発表できないという連絡がありましたというので、我々としては、北側委員の照会もあり独自に調査したわけでありました。

○北側委員 今の話もまた、今度は大蔵省がおかしくなりますよ。

大蔵省は、この五千三百二十という数字、それから不良債権全体の六兆二千八百という数字、この数字は積み上げの数字でしょう。積み上げて出した数字でしょう。ちゃんと系統の金融機関の不良債権の実態を調査をされて出した数字でしょう。それは農水省に言つてなかったのですか。

○西村政府委員 私どもが毎期発表しております不良債権額は、各金融機関からの申告に基づきましたものを集計したものでございます。

○北側委員 大蔵大臣、今の銀行局長の答弁は、系統の金融機関から不良債権の実態をちゃんと掌握をして積み上げた数字がこの数字だということに言っているのですよ。それを農水省に言つてなかったのですか。答えてください。

○西村政府委員 私どもは金融機関の方から御報告を受けているわけですが、系統金融機関は、先ほども午前中に御議論がございましたように共管でございますので、農水省の方も、必要であれば同様の御報告を受けておられると思えます。

○北側委員 今、農水省と大蔵省の言っていること、違いますよ。ちよつと矛盾していますよ。大蔵省は、農水省にちゃんと言っていると思えます、そう言っているのです。農水大臣は今、大蔵

省からは全然聞いていないと言っています。矛盾しています。

○高島委員長 農水省経済局長、しっかり答弁してください。

○堤政府委員 北側先生のこの前からの御質疑を通じて、ノンバンクにつきましてはの貸し出しの状況、貸付額がはつきりしていないということとございましたので、大臣からの強い御指示もございまして、私も今回、この五百七十九億、三千七十六億円、従来ベースで言えば五百六十九億円という形の中で調べさせていただきまして、大臣に報告して、きょうお出しをしたということでございます。

上の方の全体につきましては、先ほど来御指摘のように、大蔵省の方で全体の金融機関の貸出額あるいは不良債権額ということにつきまして把握をされた数字ということとございまして、今回私どもは、ここ四、五日といいますが、一生懸命作業をいたしまして、ノンバンクを中心の御指摘でございましたので、その点を調べたということとでございます。

○北側委員 ノンバンクの不良債権に対する質問は、きのうきょう始まった質問じゃないですよ。農水大臣も、きちんと調べるように事務当局に指示していると何度もおっしゃっているんですよ。こう聞きますよ。この五千三百二十億という金利減免等債権の数字、また全体の六兆二千億の数字、この数字のうち系統金融機関の内訳はどうなっているんだということをお蔵省から聞いておられたんですか、農水省は。

○堤政府委員 ノンバンクにつきましてはの貸し出しの状況を聞きます際に、今回、この不良債権額につきまして私どもが調べました。農協系統の方から今回私どもが聞きました。北側委員「大蔵省から聞いてましたか」と呼ぶ。聞いておりました。

○北側委員 今の大蔵省、農水省の両局長の答弁は違いますよ。矛盾しますよ。大蔵省の銀行局長の方は、ちゃんと農水省は知っているはずだ

と。

○西村政府委員 私が先ほど申し上げましたのは、私どもが毎期不良債権の状況を公表するに際しましては、各金融機関から申告を受けてまして、その計数を集計しておりますと申し上げました。系統金融機関につきましても同様でございます。それを集計したものがこの協同組織金融機関という計数に掲げられているわけでございます。

私が先ほど申し上げましたのは、農水省におかれましても、共管をしておるわけでございますから、必要があれば系統金融機関の方からお聞きになつていと思ひますと申し上げたわけで、私どもが農水省に御報告申し上げたと言つたわけではございません。

○北側委員 今のもまた驚く話でして、系統金融機関の不良債権の状況が一番最近の時点です。なつていのかという話を、大蔵省の方は把握していただけれども、農水省の方は把握していただなつて、こんなばかな話はないですよ。これまで農水大臣に予算委員会からずっとこの問題は論点になつて議論して、これでは委員会軽視、議

会軽視も甚だしい。とんでもないですよ。それも、きょうになつてやつとこれは出てきたんですよ、委員長の御采配があつたから。やつと初めてわかつたんです、そのことが。とんでもない話。そして、議会軽視の問題もさることながら、委員会軽視の問題もさることながら、私はこの問題はもつと大きな問題があると思ひます。基準が

変わった、基準が変わつたと言ひますけれども、この基準がなぜ変わったかといつたら、より不良債権の実態にふさわしい数を出そうとして数字が変わつていんです。前の数字が不良債権の実態を示していないから、より実態、真実に近い数字を出そうということで新たな基準を加えたらこうなつたということ、この数字がより事実に近い数字だということなんです。

ということ、今回、住専の処理スキームで五千三百億円という系統金融機関が贈与しようとしている数字、これまでの予算委員会での議論、そ

の時点では五百七十九という数字を前提にして、ざりざりの数字です、積み上げの数字ですという答弁を何度もやってこられました。今も前提条件が大きく変わつてしまつたわけですから、五百七十九が三千七十六というふうに変つたわけですから、不良債権の実態がより正確にわかつたわけですから、これは五千三百億の農協系統の贈与の根拠が私は崩れてしまつたと言ひざるを得ない。新たにこの五千三百億の農協系統の根拠を出していただきたい。それを出さない審議できないです。

○堤政府委員 予算委員会の席におきましてもたびたび申し上げたように、五千三百億円の積算につきましては、資料もお出ししてございまして、平成七年の三月期のをベースにいたしまして、一定の条件を置きまして、農協系統にどれだけの影響があるかということについて試算をしてここで御説明してございまして。

その際明らかになりました、ノンバンクの五百七十九億とかそういうことについては、その積算の中に全く入っておりません。そういう意味では、住専の問題は住専の問題として農協経営にどうい影響を与えるかという観点からのざりざりの判断をしたわけでございまして、ノンバンクにつきま

しての不良債権額そのものは五千三百億の積算とはまた別のものという理解をいたしております。ちなみに、平成八年三月期の数字を今、概数として御説明しているわけでございます。これは決算の途中の数字をいたしたわけでございますが、昨年の十二月の段階におきまして、住専問題の決着の際にはもちろんそういった数字は出てい

ないわけでございますし、そういう意味で、私どもとしては、先ほど来御説明しておりますような住専の負担がどれだけ農協に影響を与えるかというところで、予算委員会から御説明しましたような考え方に沿ひまして積算をして御説明したところでございます。

○北側委員 このきょう提出された資料というのは、非常に大事な資料です。こんなのがきょう出

てきているんですよ、きょう。農協系統全体の不良債権の実態が、六年度末二千六百億余り、七年度末五千億を超えているんですよ。倍になっているんですよ。皆さんのこれまでの住専処理スキーム、特に系統金融機関がどの程度増与するか、負担するかという問題は、ぎりぎりの数字かどうか、これを今度何度も言ってきたじゃないですか、積み上げの数字だと言ってきたじゃないですか、ところが、きょう出てきたこの資料によれば、不良債権の実態は倍になっているということなんだから、この五千三百億という数字の根拠が崩れてしまったんですよ。農水大臣、この五千三百億の根拠を改めてきちんと出さないとおかしい。そうでないといふまでの答弁と矛盾をする。

○大原国務大臣 北側委員おわかりになって同じ質問を繰り返していらつしやるんじゃないのかな。といいますことは、よくお読みください、この数字を。六年度の農協系統の不良債権は二千六百三十五億、同じ計算方式でやった場合、七年度末は二千七百四十二億と申し上げております。よろしゅうございますか。

今度は、平成七年度、全銀協統一開示基準というのが変更になりました、約定改定時において利ざやが確保されていないいわゆるスプレッド貸出金が新たに追加されました、その分が倍増の要因であることはしっかり御認識をいただかないと今みたいな議論が起こるんじゃないのか、こう思っています。

○北側委員 この基準が変わった、さっき申し上げたでしょう。基準が変わったのはより不良債権の真実、実態にそぐうように金利減免債権の定義を少し拡大したんです。そっちの方が実態に合っているんです。だから変えたんですよ、全銀協は。だからそれに基づいてやっているわけでしょう。というふうに、より不良債権の実態がわかった、そうしたら、その数字はトータルで倍になっている。倍になっているわけですよ。だったら、これまで予算委員会からる御答弁されてきた五千三百億がぎりぎりの数字だ、積み上げの数字だ

というのが全く崩れていますよというふうに言っているんですよ。基準が変わってより実態に合う正確な数字が出たわけなのですから。

○大原国務大臣 北側委員、私の説明をどうもわかっていただけないようでありますが、依然として従来方式による不良債権は二千七百億でありますから、我々が五千三百億を決めるとき、直接的ではありませんが、金融機関の内部留保、系統の内部留保等を勘案するときに考えた数字はその二千七百億ベースでありました。新たな数字を出して、むしろ私が事務局に、そんな低い数字はおかしい、したがって、もっとすべての基準を入れながら精査をしないといふ、きょうお出ししました数字もいわれる概数でありまして、さらに系統に対して今後精査をしないといふ、こう事務的には言っているわけでございます、御理解をいただきたいと思ひます。

○北側委員 委員長、委員長は御理解いただけると思ふのですけれども、要するに、系統金融機関の不良債権の実態の数字が倍になってしまっているのですね、きょうの御報告では、ですから、この五千三百億というこれまで議論してきた数字の根拠が崩れてしまっている。改めて、この五千三百億でいいのか、その根拠をやはり当委員会に出していただきたい。これは委員長に求めます。

それともう一点。もう一点は、前段でお話ししておりました、大蔵当局、大蔵省はわかっておったわけですよ。系統金融機関の不良債権の実態がどううだということはおわかっておった。なのに、この系統金融機関のノンバンクに対する不良債権問題がさんざん議論されているにもかかわらず、そうしたことを全然示さなかった。私は、これはもう議会軽視、委員会軽視も甚だしいと言わざるを得ないです。これは、大蔵省も農水省も私は反省すべきだと思ひます。これは委員長の方からぜひ厳しい指導をしてもらわないといけません。

正確な数字をもとにして金融全体の不良債権の処理の問題を議論しようという委員会なわけですから、今ごろになってこんな数字が出てくるの

はとんでもない。私は、委員長の方から、厳しく大蔵、農水両省に対しては言ってもらいたい。

○高島委員長 後段の御意見につきまして、委員長も同様に思ひますので、しっかりと各官庁において連絡を密にして対応されるように望みます。それから前段のお話につきましては、これは、

今までの御質疑を伺っておりますと、計算の仕方が変わったということ、数字が変わってきたというところでありますので、したがって、必ずしも今の農協の提出額と直接に影響するものではないと思ひますので、ぜひ御質疑をお続けいただきたいと思ひます。

○北側委員 基準が変わったのですけれども、その基準がなぜ変わったかといったら、これまでの基準のあり方が不良債権の実態を知るにはよくない、正しくないといふ、より正しい、不良債権の実態にふさわしいものを出す基準にするために変わったわけなんです。今回のこの五千億という数字の方がより事実に近いのです。不良債権の実態がより深刻であることがわかったわけですよ。そうすると、この五千三百億の根拠は崩れているわけですから、きちんと資料を出してもらわないといけません。

○高島委員長 私と北側さんと応答しておつても話にならないのですが、農水省は、六年度末に五千億に匹敵するものは幾らであったかということももしわかつたら、言ってください。

○堤政府委員 これは、全銀協の統一開示基準が平成七年度の決算から変わりましたので、それに応じて今回二種類の、従来の定義であればどうか、今回変わった定義であればどうかということ、この平成七年度末現在の数字をとったわけでございます、その前の状況は、これは当然ながらわかりません。

○北側委員 それでは、私は今の答弁にはとても納得できません。この五千三百億の根拠について、新たな資料が出てきたわけですから、それに基づいて根拠となる資料を出していただきたい。それと、農水大臣、ちよつと言った方がいいで

すよ。ちゃんと報告しなかったということなんです。大蔵大臣もこれはちゃんと事務当局に言うべきですよ。また、それを知り得るにもかかわらず大臣が知り得なかったというのは、私は、これもまた問題と言わざるを得ないです。厳しく指導していただきたい。

じゃ、委員長に資料を求めまして、私の質疑を終わらせていただきます。

○高島委員長 それでは、野田君。

○野田委員 今北側委員が要求しております資料、委員長から、よろしく関係役所の方に督促をいただきたいと思ひます。

私の持ち時間が随分、今の資料の問題で制約を受けましたので、かいつまんで、ずっと予算委員会から引き続いてこの住専問題が大きなテーマとなってきたのですけれども、おさらいしてみますと、やはり二つの問題があったのではないかと思ひます。

一つは、債権回収についてのスタンスの問題であります。結論から言うと、大変厳しい言い方になるかもしれませんが、今回の政府案というのは、どうしてもロスの配分というところを決めるのに、それを急ぐ余りに、債権回収のシステムについての突っ込んだ検討がややもすればなおざりになってしまったのではないかと、この視点が一つあると思ひます。

それから二つ目は、ロスの配分を当事者間ではなかなか決め切れなかったもので、結果として役所が間に入って、言葉は悪いが談合的手法でもって、そして結果として税金の投入ということによって決着をつけるという形をとらざるを得なかったという、大きく分ければ住専問題についてはその二つの問題があったと思ひます。

そこで、最初の問題なんですけれども、住専処理機構という、機構という言葉を使っているのが、この呼び名そのものに私はまやかしがあると思ひます。基本的にはこれは株式会社でありますから、社

長さんなんですね。これが住専各社から債権債務を譲り受けるということになっているわけだけれども、社長さんでありますから、債権者という地位を受け継ぐ以外何物でもない。いかにも預金保険機構が助っ人としてそれをお手伝いをするというようなことにはなっているけれども、これは法律上も預金保険機構の仕事というものは何ら公的な権限はないのです。住専処理会社が行うその権限を、裁判上においても裁判外においても自己の名において行いう権限を有するということしか規定していないわけですから、結果的には債権者としての取り立て以上のものは何もできないということなんです。

結果として住専はつぶすのですという宣伝はいいのだけれども、住専をつぶしてもつぶさなくても、それよりも大事なものは、しっかりと債権回収の実効が上がるようなシステムをどう考えるかというところに本当は力点を置くべきだった。

そこで、私は、今回与野党のいろいろなやりとりがあったのですが、しっかりと、本当に腰を入れて協議ができる、本当にまじめな、共通の出口を見出すということがあれば提起したいなという思いもあつたのですが、なぜ株式会社という組織にしてしまつて、公法人にして、せめて取り立てについて現行法の中で行える、倒産関連法規の中で管財人の行つておる、そういう民事上の公権力を、今回どうせ特別立法をするというのなら、与えることができないのか。

もつと言えば、アメリカのRTCのように刑事上の特別な公権力をも付与する。つまり、アメリカのRTCというのは、政府が盛んに宣伝していましたが、今回の住専処理機構ともあるいは整理回収銀行とも本質的に異なっている。それはなぜか。民事上、刑事上の公権力を特別に付与しているかないかなんです。ここが質的に違うんです。だから、同じRTCといつたて全く似て非なるものである。

刑事上の問題について、現行のこの特別検察官制度が日本の法制の中で直ちにつくり得ないとい

うことであるならば、改善の策として、せめて民事上の公権力だけでも付与できるように、なぜ公法人の組織にできないのか、まずこの点について、私は大蔵大臣にぜひ聞かせてもらいたい。何がネックになつてできなかったのか。

聞くとところによると、行革という中で、人間の定員がどうだとか職員の給料がどうだとか、何か全然あきつての議論の中からこれを公法人としての組織ができなかったという話も漏れ伝わっております。当初スタートしたときには公法人としての検討がなされておつた、だから機構という名前をつくつた。それがいつの間にか、政府部内ではちやちやかやつていっている間に、どういわけ株式会社というところになつてしまつた。その結果、免責のスキームになつてしまつた。これを幾ら検査や国税庁がバックアップするといつたて、これはやはり質的に違うんです。このところをぜひ大蔵大臣、なぜ株式会社になつてしまつたのかを教えてください。

○久保国務大臣 預金保険機構の指導下に債権回収機構としての住専処理機構を設置をいたします場合に、効率的で、そして今考え得る形態でどのような方式が最も合理的であるかという点について詳細な検討を加えた上、事務当局の方でそういう原案としたものを私もそれでよいのではないかという判断をいたしました。

その詳細な根拠などについては政府委員から答弁させます。

○西村政府委員 野田委員御指摘のように、私もといたしましては、公法人としてはどうか、あるいは株式会社としてはどうか、いろいろな形の問題を検討をさせていただきまして、結論におきましては、住専から譲り受けた債権等の効率がつかつか、柔軟な回収を図り得る体制とするためには、住専処理機構を株式会社形態とし、預金保険機構を認可法人として公的な役割を担わせる、こういう組み合わせが最も適切である、このような判断に立つたわけでございます。したがしまして、私も、現在御提案申し上げている姿が住専問題の

処理のためには最も適切な形態と考えているところでございます。

なお、管財人機能の付与という問題でございませうけれども、確かに、管財人に与えられている機能であつて住専処理機構が持たない、例えば否認権という問題はあることを私も承知をいたしておりますけれども、私も、この点につきましては、現時点における住専の資産の保全については住専において適切に行われるよう大蔵省としても要請しているところでございまして、さらに住専法案の成立後、住専の資産が速やかに譲渡され、住専処理機構において適切に保全されることとなると思ひます。

なお、私どもの考え方からいいますと、問題の焦点は、住専そのものの資産の逸失という問題よりも、住専の借り手の資産隠しの問題の方がより大きな問題のように考えられるわけでございませうが、これにつきましては、今回の住専法案におきまして、預金保険機構に罰則で担保された財産調査権を付与することによって対処することとしております。これは、破産ないし更生の管財人にはない特別の権限でございませう。

○野田(毅)委員 だんだん時間がなくなつて、一つ一つ実は本当は反論をしていきたいんです。政府側ですら、当然今のスキームが一番ベストだということを言わなければならぬのでしようね、立場上、でなければ、修正するのが当たり前という結論になりますから。

私は、ここで余り突つ張つて突つ張つてじゃなく、本当にどうしたら一番うまく債権回収の突が上がるのかということをやはりまじめに考えるべきだと思ひます。本当にその謙虚な姿勢がないと、何でもかんでも数が多いんだから与党に任しておけば大丈夫だといつて役所が乗つていきたら、それは大変なことになる。私はそのところをぜひ検討をしてもらいたいと思ひます。数の上でいろいろ結論が出るんでしようけれども、押し切ればいいというものではないと思ひます。ここだけは必ず指摘をしておきたい。

それからいま一つ、今までなぜ住専について公的資金を導入するかについて、まあいろいろ資料が出されておりますが、まあ揚げ足取りじゃないんだけれども、多少気になるのは、母体行が百六十八あるとか金融機関が約三百あるとか、いろいろなことになっていまして、実際にこれを見てみたら、地銀生保ローンだけで母体行の数が九十近くあるんですね。それから総合住金、両方合わせると、その二つを分離処理したら母体行の数は十幾つかしか残らぬのでございませう。もううなずいていられるから、時間があるから、ですから、これは余り理屈になつていない。

しかも地銀生保ローンというのは、前からいろいろ議論が出ていますが、母体行が全額債権放棄したら、これは法的処理に行く前に、言うなら自力更生できないはないんです。なぜこれを一括して、しゃにむに七社を一旦ためにしなければならなかったのか、ここが一つの疑問。なかなか吹っ切れない疑問の一つなんです。これは大蔵大臣、しっかりと聞いておいてください。本当に、なぜそんなことになつたんだらうか。ですから、来し方を反省してみると、いろいろやはり問題があるんです。

もう答弁はいいです、時間がありますから。私も一方的なことでは恐縮なんです、ためにする議論はしたくない。

それからもう一つ、住専問題が非常に急ぐんだ、これは我々も急いでいます。当然だと思ひます。しかし、さつき農林の話も出ていましたが、住専だけが急ぐんじゃないんです。逆に言えば、本当にその住専の不良債権処理を具体的に取らなければ、必ず関連した金融機関、ノンバンクの不良債権も顕在化するんです。順を追つて顕在化するんじゃないんです。同時発生になるといふことをしっかりと置いておかなければならぬということなんです。そうでしょう。

この前、末野がどうのこうのあつた。しかし、末野が借りている相手は住専からだけじゃないんです。住専以外のノンバンクからも借りていれ

ば、通常の金融機関からも金を借りているわけですよ。実際にそこから取り立てをやるというところにすれば、同時に発生することなんです。

ですから、住専のことがまず処理ができてその次にノンバンクですと、そんな悠長な話じゃないんです。だから我々が、金融三法についてもやはり急がなければならぬと、むしろ住専より急ぐべきだよと言ったのは、そこに意味があるんです。それを何か、いかにも住専だけ先にやつければ、後は順次我々の何か手順にのつとて不良債権が顕在化しているような印象で物事に対処してきたから、実は今回のおかしな問題が起きてきたということはぜひ認識をしてもらいたい。

それから、住専の問題で急がなければならぬというのはいち一つあったと思います。やはり金融システムをどう早く安定させるかというところ、これは少なくとも金融機関の抱えている不良債権の償却を早くさせないと非常に金融システム全体への影響があるんだよ、だから償却を急ぐというところに私は力点があったと思います。そのためにロス負担の配分を早く確定したいということに意味があったと思います。

そこで、これは資料の中にあるのですけれども、じゃ今、住専に向けて貸した金融機関、母体行、一般行両方含め、その中でどれだけ既に償却しているか、ことし三月末で。母体行、一般行合わせ、思い出すと合計幾らですかね、母体行が三兆五千、一般行が三兆八千ですか、合計七兆三千ぐらい、七兆二、三千。その中で債権放棄をしてもらおうと言っているのが、母体行が三兆五千で一般行が一兆七千、合計五兆二千だったと思います。つまり、政府案によると、その五兆二千をどこかの時点でできるだけ早く償却してもらいたいということだと思ふのです。そのためにこのスキームをつくったわけでしょう、農系の話は別として。

それで、ことしの三月、どこまで進んでいるかという、実はこれは大蔵省からの数字ですが、四兆三千五百億既に償却しているのですよ。四兆

三千だから、あと一兆円も残っていない。ですから、極端に言えば、これは住専法案が通らなくても、来年の三月決算ではおつが出るといって住専については償却できちゃうのですよ、本当に。もう既にそこまで来ているのですよ。

ここまで来た中には、今まで梶山長官や何か相対激しく銀行やいろいろな厳しくおしかりをされて、反省を求めてきた。やはりこの超低金利という中でそれだけの体力が金融機関に発生をして、その結果、これはほとんど有税ですよ、まだ無税じゃありません。有税ですから、まだ損金では落ちていません。しかしいざいざにしても、損金であろうがなかろうが、企業会計としてはこれを償却をしてきていることは事実なんです。ジャパン・プレミアムということ考えれば、この部分が早く償却されることが一番大事なんです。これは金目の話です。

しかしもう一つ、不良債権処理について我々が政治家として考えるべきなのは、その金目の償却を早くすることだけじゃなくて、さっき申し上げたように、やはり踏み倒し得とか、あるいは住専の経営者で高額の退職金をもらって今は悠々として居る方々が経営者であった時点における責任を、民事上の責任をきちっと追及できるかどうかということなんです。

この点はさっき西村局長からいろいろ御答弁がありました、少なくともやはり管財人の権能を、民事上のきちっとした対応を持たないと、損害賠償請求にしても質的に違ふのですよ。不法行為というものをきちっと前提に、それから訴訟を起こして損害賠償請求をするという形をとるのか、単に疎明という形でそれができるのかにおいて、実効が全然違ってくる。

だから、この前から我が党の委員からも、今回の話はいかに住専のかつての経営者のその経営責任を逃すためにやっているんじゃないかという質問さえあつたぐらいなんです。このところを、私は、今からでも遅くない、我々の考え方を入らせてぜひ修正をする、大臣、そういう柔軟な考

えはありませんか。いかがですか。

○久保国務大臣 野田さんの御主張は一つの御見識としてお聞きいたしました。私も、これは法的な処理をやります場合にどういふ結果、どういふ影響になるかというように十分検討いたしました上、今日まとめました方策を皆様方に御検討をいただいているわけであります。今政府の側から修正をするというようにすることに足るだけの対策をお示しいただいているとは考えておりません。

○野田(毅)委員 私は随分妥協して言つたつもりなんです。つまり、さっきからお話ししてまいりましたように、どうせつくるのなら株式会社じゃなくて公法人にして、そして管財人の権能を与えるようなことぐらい考えたかどうかという意味で言っているのです。そのところ、いかがですか。

○西村政府委員 野田委員の御意見はたいにま伺つたところでございますけれども、まず公法人の件につきましては、先ほど申し上げましたように、私どもとしてそういう問題も含めて検討いたしました結果、ただいま申し上げておりますような提案が最も効率的に進め得る形ではないかというのが私どもの考え方でございます。

なお、管財人の問題につきましても、先ほど御説明申し上げましたように、今の体制でそういう問題にも対処し得るようになっていっていると考えているところでございます。

○野田(毅)委員 これは本当は政治家としての見識を聞きかたつたのです。それは役所が答弁すれば修正の余地を残した答弁ができるわけがない。

それから、本当なら、こういうような緊急異例の事態だからこそ、現在ある法体系だけじゃなくて、まさに臨時異例の税金を投入しようというのなら、まさに臨時異例のそれだけの法的権限を与えるぐらいの政治決断があつてしかるべきだ、憲法違反でない限り、立法論として、それを僕は申し上げておるのです。いいですか。

それから、もう時間がだんだん制約を受けたのであれなんです。実は、新聞を見ましても、やはり今のままでは、頭数でいけば国会の中は強引に通したつてすぐできるんだけれども、国民の批判が怖い、こういうことで、何か追加負担なりというところで、税金の投入額を今減らせれば文句ないんだらう、こういうような感覚で今いろいろ議論があるというふうになつておられます。

その中で、何らか、どういう形で追加負担を考えておられるのかよくわかりませんが、私は、懸念しているのは、これは大蔵大臣もそうなんだけれども、特に梶山官房長官は、私はあの梶山に思っているんだけれども、世の中には鬼の梶山に見える人もあるらしくて、梶山長官がぐつと目を開いたら震え上がる業界だとかいろいろあつて、かなり功を奏して追加負担に應ずるような話がない。

ただ、私は、母体行それぞれ、本当に今までの議論の中で、問題があると思います。ただ、私の恐れるのは、母体行の中にもいろいろな立場がある。さっき、住専も十把一からげちゃだめですよ。一つ一つ違うんだ。一般行の中でも、母体行以上に紹介融資をしてこの焦げつきに貢献をしておる、責任のある一般行もある。中には、銀行ではない、一般の事業会社で紹介をしているところもあるわけだ。

ですから、これらは具体的な債権回収に当たつて、どの債権についてはだれがどの程度の責任があるかということを実はきちっと丹念にやつて、その結果、税金に寄せるんじゃないと、その責任に応じて負担を求めていくというのはこれは当たり前前の世界なんです。それを何か、母体行はみんなだめよといって、わつとやるといことが、結果としてジャパン・プレミアムを発生させ得る懸念があるということが海外からも漏れ伝わっております。ここが大事なことです。

まさにジャパン・プレミアムというものは、その銀行が自己責任において、悪いなら悪い、経営努力によつてよくなつたらよくなつた、それに応

じて、今アメリカでは預金保険料そのものが実質ゼロにまで持っていっているわけでしょう。今世界の金融市場はそこまで来ているのじゃないですか。それを、体力があるから負担させればいいんだ、あるいは負担させるためには、おまえらけしからぬということでレッテルを張って、共産党と一緒にやって、そんなやり方をして、私は本場に日本の金融システムが健全なもので上がるのか、むしろ私はこのことを真剣に憂えます。

我々政治家は、それは大蔵省が悪いんだ、銀行が悪いんだと言っていれば、有権者に向けては票はとりやすいでしょう。しかし、大蔵大臣はそうじゃないはずなんだ。まさに金融の最高責任者なんです。その点、どう思いますか。

○久保国務大臣 今あなたがっしゃったようなことは、私が母体行の責任や新たな寄与について申し上げてまいりましたことと大體同じような考え方だと思っております。

私も、銀行が体力があるから出せという言い方をしたことは一度もございません。それで、むしろ、そのことについては、銀行協会の幹部に對しても、体力があるから出せと言っているのではない、責任がある、その責任に對して今負担するだけの体力もあるのではないかと、私は、私は体力論としては申しきたつもりでございます。

また、海外における信頼、信用関係をどう見ていくかということは、今日この金融問題を処理いたしましてまいるときに最も重要な視点だと思っております。G7等におきまして、それらの海外のいろいろな意見や評価等についても注意深く私も聞いていこうとあります。(発言する者あり) 何言うか。

○野田(総)委員 余りやじに答えないでください。

若干御了解を得たいのですが、最後になるかもしれませんが、私の大事なまとめをさせてもらいたいと思うのです。

今まで住専問題についていろいろ議論してきたのですが、結局、なぜこういうことになったか。

それは、繰り返しになりますが、やはり住専というものが余りにも頭にこびりついて、そしてその中で七社を一括して処理すること、それから住専だけが急ぐんだということに実は自縄自縛になってしまった。そして、全体の不良債権処理という位置づけの中で、それだけが少し突出してしまっただけのところがあったのではないかと。それから、ロス処理ということの負担の配分ということ、それをまず早く決めなければならぬということ。それが、結果としていろいろな問題をもたらしたのじゃないか。

なぜ、そうだったか。それはやはり、去年の十二月中に住専処理の基本を決めますということと、去年の秋に国際公約してしまっただけのデッドラインがあったから、結局は十分な、自分たち自身でも得心のいくような解決策ではなくて、とりあえず税金をつぎ込んで早く十二月中に処理しなければならぬという、その焦りが今回の結果をもたらしてしまっただけじゃないか。したがって、そのことは、今になって思えば、もう少し謙虚に考えてみるならば、ああすればよかったな、こうすればよかったなという部分が必要であるはずだ、この点は、その点だけはまず申し上げておきたいと思っております。

そこで、私たちの考え方について、若干いろいろな角度から御批判もいただいたと思います。が、最後にまとめておきたいのです。

何よりもこの住専の処理を急ぐということとは、それは同じです。その急ぐということとは同じだけれども、基本的には一般原則ということとを頭に置いた上で処理をしようという、この大原則を変えてはいけないう。特に、不良債権全体として処理するときに、最終的に公的資金を必要とするということは我々も認めている。だから、預金保険なり、そういう預金者に絶対迷惑をかけないというこの一点において公的資金を投入するということとは我々も認めているのです。それだけこの大原則は崩したくないということなんです。

この住専の問題はたびたび出ておりますから多くを言いませんが、要するに住専に金を貸した人、住専から金を借りた人、そういう直接利害関係人の中でそのロスは処理をされるべきであって、関係外の国民を巻き込んでもらいたくないというのが第一点であります。

そして第二に、さっきも言いましたが、住専からの借り手からの債権回収ということにまず総力を挙げてもらう、この点は、その場合に、さっき言いました民事上の公権力を背景とした方がいいのではないかと、否認権なり保全命令なり、あるいは経営者の損害賠償責任なりということは、その方がはるかに追及できるんじゃないかというのが基礎であります。

このために、本来ならばアメリカのRTCのような刑事上、民事上の公権力を行使できるような公法人をつくっていくというのがベストではあるが、次善の策として、刑事上についてはなかなか、憲法上の問題もあるというふうな議論もあるものですから、この際民事上の部分だけでもいいのではないかと、こういうことを我々は考えて提案をしてきたところであります。

そして、以上の結果、住専に對する貸し手である金融機関が経営破綻に陥るという場合には、預金者保護という観点から、預金保険機構を活用して公的資金の投入ということはやむを得ない。そして、特に農系については、単協は住専に金を貸したわけじゃありません。単協は住専に對してはいわば預金者の立場にあることでありますから、少なくとも単協に對してはこの関係において一切迷惑をかけてはならない。

それよりも、先ほど来議論が出ておりますように、今後、信連、農中の経営という問題は、住専の不良債権問題のみならず、住専でも第二次ロスもあるのですから、さらにそのほかのノンバンク、これも六兆六千のうち、とてもじゃないが数千億程度で済まないだろうとみんな見えています。そうだったときに、本場に公的資金を入れないでやっていくのですか。

あるいは、貯貸率からいっても、今金融債なんか出して、それでなくても運用難で困っているのに金をまだ調達をしています、やはりそこところは、これからの農林中金なり信連というものをどういう経営形態、どういう仕事をさせるのか、あるいは都市銀行並みの運用の広さを与えることができるのか、仮に与えたとしても、それだけのノウハウはあるのかどうか。極端に言うならば、私どもは第二財投的な発想さえ検討しなければならぬ余地だであるのではないかと。そうであれば、単協の経営から現段階において信用事業を切り離すということは、単協自身がまだたない。そうすると、これからまだ貯貸率の問題は、言うなら資金過剰問題は構造的に生ずるのです。そうでしょう。

その中で、農林中金と信連の金融機関としての経営をどうするかという、ここの展望をきちんと本当は出してもらいたい。それまでは、私どもはあえて、日銀の金でつないでいいじゃないか、五千三百の負担もいじやないか。さっきの話だと、そうでしょう。五百七十とか八十とかいうものを前提にしてぎりぎりやったけれども、これからはもつとそういうノンバンクの不良債権の負担がかかってくるというのなら、五千三百だっておかしなことを考えたら、私はもう少しその辺を考えていいのじゃないか。これらのことを私どもの党としては頭に置きながら実は今日まで議論をしてきたということだけは申し上げておきたい。

だから、お互い野党という立場で、その思惑だけでこの大事な問題をやりたくはない、そんな思いで今日までやってきたのですが、残念ながら今日までそういう本場に冷静な、きちんとした議論をやつてもらえなかった。それには、与党側がかつてと違つて今は連立という枠組みにあつて、なかなか三党連立の枠組みでは、そういうようなまじめな修正論議をきちんとやれるような体制にあるのかないのかよくわかりませんが、この点はやはり与党・政府サイドの方がそれだけの姿勢をまず示すということから物事はスタートする

はずだ、我々はそう思っております。

まだまだ本当は質疑を続けたいのですが、残念ながら時間が若干超過をいたしました。

最後に、委員長が職権で開会をされたわけでありますが、これが総括質疑ということではなくて、私はまだまだ本当は残った問題を総括質疑の中でやらせてもらいたいな、きょうは我が党の位置づけにおいては一般質問である、こういうことでありますので、私の一般質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

○高島委員長 これにて野田君、北側君の質疑は終了いたしました。

次に、細谷治通君。

○細谷委員 住専に公的資金を投入するということについて、私も、必ずしも国民の皆さん方の十分な納得を得ているというふうには考えておりません。その背景を私なりに考えてみますと、国民の間に何となくやりきれない閉塞感みたいなものがあるのではないかと感じがいたします。

それは三つぐらいあるのではないかと思います。一つは、超低金利によって家計部門から、いわゆる消費者の懐から金融機関なり企業に所得移転が起こっている。これは数兆単位で起こっているのではないかと、いふに言われております。そして事実、低金利で苦しんでいる人がたくさんいる、こういうことだと思います。

もう一つは、これは企業会計上は当然認められるのかもわかりませんが、不良債権の償却が無税の扱いになっていることが、これは今言いましたように企業会計上は認められるのかもわかりませんが、やはり国民から見ると何となくそんなことではないのかな、そういう気持ちがある。

最後に、なぜ六千八百五十億の財政資金を投入するのか、こういうことだと思うのです。そういうものがないままに、何となく国民にだけパブのしわ寄せ、ツケが回されているという

ような、そうしたやりきれない気持ちを私は持つておられるのではないかと、いふに思うのです。

そこで、この状況というのはやはり一刻も早く取り払って、そして国民に明るい見通し、希望というものを持たせるのが私は政治の責任ではないかというふうには思っておりますけれども、総理からまずこの辺の御認識と、もし御所見がございましたらお伺いをさせていただきたいと存じます。

○橋本内閣総理大臣 住専処理策につきまして、政府としてはこれまで国民の御理解を得るべく全力を尽くしてまいりましたけれども、いまだ御批判があることもよく承知をいたしております。今後とも引き続き国民の皆様の御理解を深めていただくようにさらに全力を尽くす所存であります。

そして、その中で、今委員から挙げられましたその負担の問題あるいは低金利、無税償却、こうした問題の中から国民の中に閉塞感があるというお話がございました。私は、繰り返し申し上げてきたことでもありますけれども、住専問題が不良債権問題における緊急かつ象徴的な課題だ。そして経済の動脈ともいふべき金融の安定を図るためには、私たちはこの問題を早期に処理する必要がある、そう考えておりますし、この点については、私は大方の方々の認識は一致しているのではないかと思います。

我が国の経済の運営に責任を持つ政府の立場として、不良債権問題全体に取り組み突破口として住専を早急に解決をする。預金者保護あるいは我が国金融システム全体の安定性を確保しますとともに、経済の動脈と言われている金融に対する不安感を一掃して景気回復を確実なものとするために、現在とり得る最善のものとして、私たちはまさに国民経済全体の見地から、臨時異例の措置として財政支出を含む今般の措置を決断した次第であります。御理解を賜りたいものと心から願っております。

○細谷委員 そこで、この住専に対する財政資金

の投入ということについて、そのことに関連してお尋ねを申し上げたいというふうに思います。

やはりこれは、この住専処理のスキームは変えないといえども、要するに六千八百五十億を、国民の負担をどれだけ可能な限り削減するか、そして国民の期待にこたえるかということが私は今求められているのではないかと、いふに思います。事実、総理も、それから大蔵大臣も官房長官も、それから与党の皆さん方も首脳の方々も、それなりにいろいろ御努力をいただいているというところでございまして、まずこれを突破口にして、一日も早くこれに結論を出して、国民の皆さんの理解を得るようになる必要があるのではないかと、いふに私は考えているところでございます。

いろいろ御努力をいただいているわけでございまして、きょうの新聞などを見ても、任意の拠出を民間の金融機関にお願いをして、新しい基金をつくって、さらには、何か日銀もこれに一千億円出資をする、そして参加をする、こういう新聞報道が出ておるわけでございます。

こういう状況のようでございますけれども、現在この時点において、総理並びに大蔵大臣はこの財政資金の削減の問題についてどういう決意を持っておられますか。大蔵大臣は特にその見通しについて、現在段階で言えることについて御説明をいただければと思います。

○久保国務大臣 前から私なりに一貫して御答弁を申し上げているつもりでございますが、この住専処理機構、つまり、住専の債権債務の処理の促進に関する法律案が御審議をいただいて成立する方向へ向かっています中で、私たちは、具体的に、金融制度調査会の答申にもございます公的資金の投入についてはこれを極力圧縮する努力が必要であるということについても、今後さらにこの審議の進行とあわせて努力をしていかなければならないと考えております。

その中で、政府側からも申しまいりました

様方から、特に住専とのかわりに関する責任にかんがみて、母体行にもっと追加負担による新たな寄与を求めてもよいではないかという御意見がございました。これらのことについて私どもも銀行協会の側にも詳細にお話し申し上げ、自主的に、真剣に御議論をいただくよう要請をしているところでございまして、今後、このことに関しましては、さらに具体的な協議を始めるべきではないかと考えている段階でございまして。

○細谷委員 私は、当委員会のきょうの審議というものは、ある意味ではこの問題の大詰め段階を迎えているのではないかと、いふに考えているわけでございまして、なお一層国民の御理解、御納得を得るために、今時点でもう少し踏み込んで説明してもらえないのか。

新聞には、具体的に新基金をつくる、そして日銀には一千億円の出資を要請するまで出ておりますけれども、内容については定かではございませんが、どのぐらいまで検討が進んでいるのか。そして、ここにもございまして、何か大蔵大臣として新しい具体案を提示する御用意があるのか、それともあくまで民間金融機関の協議にゆだね、それを見守るということなのか、その辺についてお答えをいただきたいと思っております。

○久保国務大臣 現在、まだ私どもの側からこのような方法ではないかというふうなことを具体的に提示をすることはございませぬ。しかし、それぞれのお立場でこのような方法があるのではないかと、いふようなことを御検討になっているのではないかと、いふに思っています。それらのことが折々に報道されているものと、考えておりますが、いろいろな考え方があると思っております。

協議に際するということになって、具体的に新たな寄与の話合いが始まりますならば、必要に応じて、私どもの方からこのような考え方はどうかということをお示しする場合もあると考えております。

○細谷委員 総理も大蔵大臣と当然同じスタンス

【委員長退席、大島委員長代理着席】

でお臨みいただけると思いますけれども、国民は、どういふ決着を見るのか、大變期待もし、見守っておるわけでございますから、一日も早く問題の解決のために御努力をいただきたいということをお願い申し上げます。

次に、ちよつとつらい質問になろうかと思いますが、国民の皆さん方もまた、これはどうなるかというところで大變御関心を持っておられますので、お尋ねを申し上げます。

借り手に対する民事、刑事の責任追及というのは、既に始まったことだと思ひます。それは一部かも知れませんが、始まったことだと思ひます。私は、地元でいろいろ皆さん方とお話をしていると、多少留飲を下げていられる感じがございまして、もつとどしどしやってくる、悪を眠らせてはならない、こういうことを強く訴えられております。ぜひ總理としても、この面の借り手責任の追及ということについて強力なリーダーシップを発揮していただいて、関係当局に督促をして、国民の期待にこたえてもらいたいと思ひます。

さて、残された責任の問題として、金融機関、それから住専等貸し手、経営者に対する責任追及はどうなるのかということがございまして、参考人質疑でも私申し上げましたけれども、住専処理機構ができましたら、当然この住専処理機構によつて法的責任の追及というのが厳しく行われていくということだと思ひますけれども、まず第一点、住専その他金融機関の経営責任というのは、実質的にどういふふうに関わるべきものであるのかどうか、大蔵大臣に監督官庁としての御認識を伺いたいということが第一点でございます。

第二点目は、これももう最終局面に来ておるわけでございますから、もうそろそろ国民の皆さん方に対してはつきりしなければいかぬ。行政の責任はどうなるのか。

そして最後に、政治の責任は一体どうつけるのか、どうけじめをつけていくのかということが今問われているのではないかと私は思ひますけれども

も、これに対する御所見、考え方を伺いたいと思ひます。

〔大島委員長代理退席、委員長着席〕

○久保國務大臣 住専の経営責任は重く問われなければならぬと思つております。この経営責任を持つておられる方は、当然に損害賠償請求とか、あるいは経営に当たつての法的責任を問われなければならないこと。しかし、今日、このような深刻な事態を招いたことに対する経営責任というものとは問われてしかるべきものと私は考えております。

行政の責任は、昨日も、本日も御質問がございました。私は、今行政が果たすべき責任の第一歩といひます。一番重要なことは、金融システムや金融行政の新しい時代におけるあり方をしっかりと確立をして、そして今日の、変化の大きいこの時代における金融の安定化と内外の信用を確保することが何よりも重要なことだと思ひます。

もちろん、行政が、今日この不良債権問題にあらわれておりますような金融行政上の、その時々々の対応について懸命に、当時としては考え得る最善のことを尽くしてきたといひましたけれども、結果責任は大きいと考えております。これらのものをどのように償ふべきかというふうなことを確立していく中で、これらのことについても検討せられべきものといふことで、昨日申し上げました。

政治の責任につきましても、今行政の立場から私も申し上げる立場にない、こう思つております。政治の責任は、国会において皆様方の間で十分に御検討いただくものと考えております。

○細谷委員 二度と再びこういう事態が発生しないように、前向きに、将来に向かつての検討が必要だといふことは当然でございますけれども、私は、過去の責任、行政の責任、政治の責任、これは私たちを含めて、やはり問われているんじゃないかといふふうに思ひます。それに対する答えをきちつと出すことが必要ではないかといふふうに

考えております。

次に、会計監査法人による監査の問題について取り上げたいと思つております。

金融機関経営のディスクロージャーの徹底を図る必要があるのはもう当然でございますけれども、ディスクロージャーを図つても、そのもとになりまふ会計のデータが、内容が適正でなければ、投資家は適正な判断ができないうことは当然でございます。この住専問題を機にいたしまして、会計監査人のあり方に対するいろいろの御批判、御議論があることは御承知だと思ひます。

外部会計監査は、もちろん経営の内情まで知ることはできない投資家にとつて、企業をどう評価するかといふことで、大變大きなところだといふふうに考えております。当然、住専についても、巨額の不良債権があり、将来、相当額の損失が発生するであろうことを把握、承知していたはずであります。にもかかわらず、会計監査人の監査は、適正の意見をすべて付してしております。

日住金について言へば、九三年の二月に第二次の再建計画がつくられた、その直後の監査報告を見ますと、すべて適正、適正。そして、特記事項というのがあるが、特記事項にも何ら特記されてない、こういうことでございまして。当時、株価は三百五十円から四百円ぐらい。今は監理ポストですか、入つておりました、四円。紙くす同然になつておりました。投資家は、これがすべてと言ひませんけれども、こうした会計監査を信じて、そして私は投資をしたと思ふのです。これは全く機能していないと言わざるを得ないといふふうに思ひます。

アメリカやイギリスでは、会計監査人がその決算内容を適正と判断した企業が一年以内に倒産した場合に、監査人は損害賠償の責任を問われます、こういう仕組みになっております。日本では、報告が出ておりますけれども、まだ一年たつておりません。日本でのアメリカ、イギリスの法律が適用されるとするならば、監査人にも損害賠償

責任が発生する、こういうことだといふふうに思つておるわけでございまして。

このように、監査と真実、実際の決算と、どうして相違がこんなに生ずるのか。そして、なぜこゝなつた事態に対して外部監査人の責任は問われないのか。日本の監査人に対する法的責任は一体どうなつておるのか。私は、ある意味では投資家を欺くと言つてはちよつと言ひ過ぎかも知れませんが、せんけれども、皆さんの監査だと言わざるを得ないと思ふのでありますけれども、どうしてこゝういふ相違が生じるのか。そして、日本ではどうした法的責任が追及されるのか、まずその辺についてお尋ねを申し上げます。

○長野政府委員 お答えを申し上げます。

我が国の公認会計士制度におきましては、これは、もう先生御承知の上での御質問と承知いたしておりますけれども、会社が重大な虚偽のある財務書類を作成した場合に、公認会計士が相当の注意を怠り、重大な虚偽のないものとして証明した際には、虚偽証明として、民事上、刑事上等の法的責任が生ずる体系となつております。これは、公認会計士の職務として、会社がつくりました財務書類の監査証明を行うことが職務であるということから構築されておる体系でございます。

そこで、御質問の点は、二点論点が含まれておると私は承知いたしますが、一点は、こゝういふた会社が作成した財務書類をチェックするという機能を果たして、公認会計士が独自の判断として当該被監査法人の存続可能性等について意見を述べるといふことを職務にすべきかどうかという問題でございまして、その点は、お触れになりましたように、アメリカ等でも、一年以内に企業の存続能力に重大な疑義がある場合にはその旨を監査報告書に記載することができるといふ法体系をとつておる国もございまして。

ただ、この点は、非常に重大な問題をはらんでおる点がございまして、公認会計士独自の判断によつてそのような判定が下され、存続可能性があつたにもかかわらず、会社の存続がその監査報

告の結果として危ぶまれることはないか等々、重大な論点が含まれておりますので、今後の検討課題であらうと存じます。

もう一点は、先ほどの法的な責任は重大な虚偽のある財務書類、こう申し上げましたが、そういう虚偽という問題を越えて、不良資産といったものをどの時点でどのように引き当てるかという、俗な表現をしますと、不当といえますか、そういった領域に属する問題でございます。

これにつきましては、公認会計士協会におきましても、先生御指摘になりましたようなものもろの公認会計士監査をめぐる最近の御批判を踏まえまして、公認会計士協会の中に委員会を設けまして、今後、銀行局から示されております銀行自身による不良資産の自己査定とそれを支える公認会計士監査の将来のあり方について今研究を進めておるところで、私も、その成果も期待しております。その研究には協力してまいりたいと考えておるところでございます。

○細谷委員 なるほど、企業の存続にかかわるような大変重要な問題もはらんでいられるわけでございます。微妙な問題はあらうかと思ひますけれども、いずれにいたしましても、第二次の再建計画ができたその直後に株価が四百円しておつた、投資家はそれを信じてその株を買った、こういうことですね。実はもう倒産寸前のぼろぼろの会社になっていた、こういうことだと思ふのです。内部監査のあり方も、これは当然問われるでありまして、まして外部の会計監査の問題というのは、私は、投資家の保護の立場から大変重要な問題ではないかというふうに思っております。

そこで、こういうふうに、何といひますか、必ずしも投資家に適切な情報が提供できない、外部監査としてできないというについては、何か構造的な欠陥があるのではないかという指摘をする必要があるわけでございます。

外部監査人と金融機関との関係というものは、本当に癒着の温床を生むような体制にはなっていないのかどうかというふうな点、それから、公

認会計士はもちろんだ蔵省の所管の試験をパスしなければならぬということでありまして、多分監査法人については大蔵省の認可が必要になるのじやないかと思つておりますけれども、いずれにいたしましても、そうした大蔵省の強大な権限のもとに、なかなか大蔵省の意向を超えた意見を言うわけにはいかないか、そうした問題があるのではないかというふうな言ひ人もあるわけでございます。

そこで、その一例として、大手監査法人への大蔵省OBの天下りが監査における一つの障害になるといひます。大蔵省の意向を意識せざるを得ない構図を定着させているのではないかと、そういう指摘もあるわけでございます。天下り問題に向けております国民の厳しい批判の目を十分受けとめて、これらの問題に対処していかねばならぬと思ひますけれども、監査法人への大蔵省OBの天下りの実態はどうなっているのか、御説明をいただきたいと思ひます。

○長野政府委員 我が国に監査法人は百二十七ございませうけれども、そういう監査法人への大蔵省出身者の就職状況を御報告いたしますと、公認会計士資格を取得してその職務に従事している者は除かせていただきますと、平成七年十二月末現在で、会長職にある者が四名、その他審理事務等に常勤する者が八名と承知しております。

なお、会長職と申しましたが、監査法人の場合には、株式会社と異なりまして、会長に代

表権が与えられるものではございません。○細谷委員 有資格者を除いてということでは四人、八人、十二名ということでは、これは多いと見るのか、まあネグレジブルと見るのか、それはいろいろな見方があるかと思ひますけれども、いずれにいたしましても、天下りの批判を受けられないように、その結果として監査法人の監査に対して公正さが疑われるようなことがないように、今後十分留意をしていく必要があるのではないかと、うように考えております。その点についてお願いを申し上げておきたいと思ひます。

農林大臣にお伺いをしたいと思ひます。どうも、要するに農協を守っていく、そしてその農協のバックにいる預金者の預金を守っていく、そのために財政資金の投入が必要だということについては、私は国民のコンセンサスはあるのじやないかというふうに考えております。ところが、五千三百億はぎりぎりの負担だと言ふわけでありませうけれども、このぎりぎりというのがなかなか国民の納得いく説明をいただけないのではないかと、私たちもまだずいぶん落と

ちないところがあると思ひます。あえて積算根拠とまでは言ひませうけれども、納得できる合理的な説明というものがやはり求められているのじやないかというふうに思ふわけでありませう。

一つは、これは公式に出たのかどうかわかりませうけれども、九三年の第二次再建計画以降、積算根拠の一つとして、貸出金利の引き下げで八千五百五十億の支援を約束をした、既に三千二百五十億円の支払い済みなので、残り五千三百だという、貸出金利の方からアプローチをした説明をなさつたと思ふのです。これは、可否は別にしまして、私は立派な積算根拠じやないかというふうに思ひます。ただ、これで十分であるかどうかという、説明になつていくかどうかは別です。ただし、積算根拠という意味では、私は一つの論拠ではないかというふうに思ひます。

もう一つは、これは御説明になつておりますけれども、信連が二十とか三十とか赤字のところが出てくるということで、そうすると、言つてみれば系統の余力がなくなる、体力が弱つてしまふ、こういう説明だつたと思ひますけれども、これはどうも説得的ではないような気がするわけでございます。赤字になつても内部留保がしっかりしていれば大丈夫だし、それから、何も単年度でやらなくても、複数年度でこれを処理するということならば可能ではないか、こういう見方だつてあらうと思ひます。事実、一般企業の中には、赤字のまま税金も払わずに五年も十年もしつかり経営を續けている会社だつて、企業だつてあるわけでは

から、これもどうも説得的ではないのではないかと、うように思ふわけでございます。

そこで、系統全体での内部留保、これは一兆三千億というふうにお伺いをいたしましたけれども、それでいいのかどうかということ、それから農中、信連別、そして、できればこの内容について、例えば貸倒引当金が幾らある、法定積立金、特別積立金が幾らあるということについて、明細がわかりましたら御説明をいただきたいと思ひます。

○堤政府委員 御案内のように、農協につきましては、相互扶助という性格を持つてゐるものですから、余剰金が生じた場合には組合員に還元することでございます。そういう意味で、御指摘のように内部留保が非常に薄い、他の業態に比べて非常に薄いということでございます。

大臣の方からこの委員会におきましても御説明申し上げておりますけれども、他の業態に比べて系統の内部留保が一兆三千億程度しかないというのを申し上げていられるわけでございますが、今御指摘の点で申し上げますと、平成七年三月末で、農林中金が五千六百億円、それから四十七の信連で七千二百億円、計一兆三千億ということで大臣から御説明しているところでございます。

それから、項目別ということの御指摘がございましたけれども、これは農林中金と四十七の信連合わせまして、有価証券の含み益で三千九百億円、一般貸倒引当金で二千億円、それから任意積立金につきまして六千九百億円ということで、計一兆三千億ということでございます。単協につきましては、今のところ一農協当たり約六億円程度というところで、かなり低いと思ひます。

○細谷委員 単純に伺ひますと、内部留保が一兆三千億ある、今回の住専処理に伴う贈与は五千三百億だということ、単純に考えますと、まだまだ余力はあるじやないか。それはもちろん、信連別に見てみればいろいろあると思ひますけれども、単純に見ればそういうふうに見られるわけでは

私は、どうもこの問題を考えるにはやはりノンバンクの問題というものが、今後出てくるであろうノンバンク処理の問題というのがどうしてもひっかかるのです。なるほど住専だけだったらもう少し出す余力は系統にもあるのじゃないかというふうに思いますが、この後に来るノンバンクの不良債権が一体どのくらいになるのだと先ほどから議論になっておりますけれども、私自身も正直言つて五百八十と聞いたときには、主要二十銀行が全体でノンバンクの不良債権率が二三％というところでございましたから、多分系統が％を切るような、そんな数字ではないだろうというふうに思っている。実は私は、五百八十億なんていうのじゃなくて、もっと多いのじゃないかというふうに思っている。

そうすると、それを考えると、住専で体力を使い切つてしまつたら、次のノンバンクの処理、やがてその先に来る問題について系統で処理し切れなくなつて、片一方ではもう公的資金は入れないというふうな政府は決断しておりますから、そうすると、どうしても系統内で処理するという話になると、もう体力が尽き果てて、そして系統そのものの屋台骨がおかしくなつてしまふという、私は、そうした見通しがあつたのじゃないか。ただ、ノンバンクに対する貸し出しが、不良債権が物すごくあるんだという話になると、これまたある意味では大変なことになるわけでございます、なかなかそこも言えない。

そうしたことを考えてみますと、私なりの結論としては、住専についてはもうそれは、ぎりぎり言へばもう少しそれは負担力があるのかもわからないけれども、これから来るノンバンク等の不良債権処理を考えた、やはり少しぐらひは体力を残しておかないと本当にだめになつてしまふという判断があつたのではないかなというふうには私は考えるのでありますけれども、農水大臣、いかがでございますか。

○大原国務大臣 正直言いまして、今の内部留保はこれから先のことを考えるほど余裕はないわけ

でありまして、一兆三千億の中の五千三百億を拠出するわけでありまして、半分近い拠出でありまして、先ほど、まだ余裕が、残りがあつたんじゃないかと云われると、素つ裸になつてしまひますね、これは。内部留保ゼロの金融機関なんというのは存立の基盤がありません。

大蔵大臣がいらつしやる前ではかのかのことは余り言いたくありませんけれども、二十一行、都市銀行だけの留保は三十一兆円でありまして、そういうことを考えますと、これから金融機関として体質改善をして、しかも非常に険しい自由化を進めていかなければならぬというときに、半分拠出してこれでパンザイなんというようなことは、これは大変なことでございます。我々としては、ぎりぎりという言葉が余り流行し過ぎてしまつては、評判よくないのであります。力いっぱい負担をした、こう考へているわけでありまして、御理解を願ひたいと思ひます。

○細谷委員 これから追加負担がどうなるのか、新たな寄与がどうなるのかという問題はあつたわけでありまして、まさか農水大臣は、それは民間の金融機関がやってくればいい話であつて、系統は一切知らないよということに、これは私の推測でありますけれども、ならないのじゃないかというふうには思ひます。

そうすれば、また五千三百億プラスアルファというのが出てくるわけでありまして、余りぎりぎり、体力の限界なんて言つておると、それもできない話じゃないか、何で、どこから出てきたのだという話になるわけでございます。そこはまた、何といひましようか、非常に微妙な問題であるわけでありまして、私はそういうふうな理解をしております。体力にある程度余力を残して、そして体質改善をこれからやっていくために必要なんだ、こういうことではないかと理解しております。

もう時間が参りました。もう一つ、私が聞きたかつたのは、国民の皆さん方が血税をこの問題に入れる。しかし私は、さつき言ひましたように、

何で不良債権処理、償却すれば、企業会計はわかなくても、税制上どうして無税扱いになるのだというところはまだ国民の皆さん方は納得されてないの、これに対してわかりやすく説明していただこうということでは質問を準備いたしましたけれども、まことに申しわけございません、時間が参りましたからこれでやめさせていただきますけれども、やはりこれは、国税庁、大蔵省、ゼビ国民にわかりやすい説明ができるように、余り専門用語を使わず、わかりやすい解説、説明を国民にしたいと、このことをお願いを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

○高島委員長 これにて細谷治通君の質疑は終了いたしました。

次に、錦織淳君。

○錦織委員 新党さきがけの錦織でございます。私は、一月の末から予算委員会、そして引き続いてこの金融問題の特別委員会と、一月、三月、四月、五月、六月と、四カ月余りいろいろこの議論に参加をさせていただきまして、そして、前回も申し上げたかと思ひますが、一月の末の予算委員会の冒頭におきまして、この委員会での審議あるいは議会で審議が実りあるようにするためには、議会政治らしく政策論争をお互いに堂々と闘わさうではないか、こういうことを申し上げたわけでございます。

既に、新進党の皆さんもいろいろ工夫を凝らして、そして対立点が鮮明になるようないろいろな御提案もいただいていたわけでございます。そういう意味で、さらに一歩進めて、この住専問題についても具体的な提案を出していただきたいというのを何度かお願いいたしました。現段階で、残念ながら法案という形で提案をいただいております。考え方については示されたと思ひます。しかし、考え方だけでは必ずしも本当のところがよく理解できない面がございます。

そういう点では、まだ私が新進党の皆さんの考え方と政府・与党の考え方のどこが違うのか、

必ずしものみ込めていない点もございます。

そういう懸念もございまして、あえて申し上げれば、やはり農協系統やあるいは体力の弱い金融機関が住専処理を誤つたら一体どうなるのかということが、まずはつきりさせておかねければならぬ問題ではないかなという気がしております。

そこで、これまでの新進党の皆様方のいろいろな質問、あるいは新進党の皆様方が推薦された参事人、公述人の方々の意見、こういったものを総合いたしますと、結局問題点はどこかと申しますと、私は、まず母体行、一般行、農協系統という三つの債権者グループの損失負担をどうやって確定するか、そしてこの住専七社が解体をしたことに伴つてどういう影響が生ずるか、全体の仕組みの中でその被害を最小限に食い止めるためにはどうしたらいいか、こうした大きな考え方というものがまずあるだろうと思ひます。その点がはっきりしていないと議論はお互いに水かけ論あるいは平行線になつてしまふ、こういう気がするわけでございます。

それで、例えば先般おいていただいた参考人の意見も聞いておりますと、何となくこういう気がいたしました。実は、法的処理にゆだねる、こう言われながらも、他方で全体の処理スキームを想定されて、その中で例えば農協系統や弱い金融機関が救済されるということ想定をしておられるのではないかと、そういう懸念が最後まで消えなかつたわけでございます。

そこで、私はある参考人に質問をしたときに申し上げました。参考人の考え方は、結局政府・与党の処理スキームというものが、あるいはそれに類似する考え方を実は前提にしておられるのではないかと、そういうふうな申し上げたわけでございます。

そういうふうな考へてまいりますと、この政府・与党の処理の仕組みというものの基本的な核になつてゐる部分、こうした部分が維持さえされておれば、部分的なところではいろいろな工夫というものは可能ではないか、あるいは必要に応じ

て許可されるのではないかと気がいたします。

そこで、先般も、たしか新進党の方の御質問だったかと思いますが、例えばこの政府・与党の処理の仕組みを前提にしながら、住専七社のうちの一社が、例えば和議によるとか、破産によるとか、その他の裁判上の処理手続にのるといふことが全く許可されないのか、それは必要によつてはそういうこともあり得るのかということをお伺いをしたいと思います。

もちろん、裁判上の倒産手続、清算手続にはいろいろなものがございます。それぞれ一長一短もございまして、もちろんそれぞれ目的、要件が異なります。したがって、その目的、要件を充足をしなければいけない、これは当然でございまして、そうしたことを前提に置いた上で、今のような私の考え方について、これは銀行局長がよろしいかと思いますが、お答えをいただきたいと思ひます。

○西村政府委員 御質問の点につきましては、日住金の株主総会で営業譲渡の議決等が否決された場合というようなことを御想定の御質問かと存じますけれども、その場合に和議や破産等の法的手続での処理を行うべきではないかという御趣旨でございまして、今般の住専処理策については、住専の各社及びその母体行等の関係者が合意してでき上がったものであるとございまして、株主の営業譲渡の議決等が行われるよう、住専各社及び母体行におきまして、株主総会の開催、株主に對する対応等に適切に努力されるものと考えているところでございます。

いろいろと深い御配慮の上での御質問かと存じますけれども、現時点で御指摘のような法的手続にゆだねるということは、私どもとして考えているところではございません。

○錦織委員 時間の関係で次の質問に移ります。先ほど申し上げたように、鋭く対立しているようで、一体どの部分で対立しているのかと

いうことが明らかにされておかなければならないと思ひます。

私は、先ほど申し上げたように、住専七社の債権者がどういう影響を受けるか、つまり、住専七社を解体することによつてその損失負担をどう分けるかと、あるいは住専七社の解体に伴つてどういう信用上、経済上の打撃を受けるかと、そういう次元の問題がまずございまして。実は、私は、これこそがこの件の核心だと思ひます。ですから、その点について新進党の皆さんもはっきりとお答えをなさるべきだというふうに従来から主張しております。

もう一つの問題は、住専七社を解体した場合に、その清算手続を、例えば会社更生にゆだねるのか、あるいは破産法にゆだねるのか、あるいは和議、整理等にゆだねるのかということの違いでございまして。私は、当然これらのどの手続にゆだねるかによつて大きな違いが生ずるというところは、もちろん専門的に見れば、つまり法的に見れば違ふということはおわかります。よくわかりませんが、同時に違わぬ面もあるということをはつきりさせておかなければならないと思ひます。

それはまず、いずれにせよ国民が望んでいるのは、この債権回収がきちんと行われることでございまして。では、その債権回収というのは基本的に何によつて行われるかといへば、その住専七社が把握した担保価値、これがどうであるかということにかかつて行われるわけでございまして。会社更生であれ、あるいは破産であれ、和議であれ、どんな手続をやったところで、最後に合流していくところは競売などの執行手続になるわけでございまして、あるいは任意売却でございまして。つまり、把握した担保価値が十分でなければ、どんなにすぐれた法的手続をとつても結論は同じでござい

ます。そこで、一つお伺いをいたします。まず、そういう意味で、二つのことが必要でございまして。つまり、実質的な回収をよやすためには、まず把握

した担保価値が十分にその成果を上げるような形で実現するというところでございまして。そのためには、現下の経済情勢に照らして、不動産の市場が冷え込んで、あるいは競売手続にいろいろな問題がある、そうしたことについて、これらの難点を克服して、そしてきちんと換価が行われていくということが必要でございまして。この点について、大蔵大臣としてどのようにお考えなのかをお伺いをしたいと思います。

○西村政府委員 御指摘のように、担保をどのように処分するかということによつて住専処理機構の運営も大きく違ってくるわけでございまして。

そのような意味におきまして、担保財産の、例えば再開発をいたして価値を高めるとか、そういうことも必要かと存じますけれども、そのような意味で、不動産会社との業務提携等により付加価値を高めるというような方策を検討することも必要かと存じております。所有の不動産等を一括集約的に管理いたしまして、情報を共有することによりまして適正評価による処分を行う組織として不動産部を設けるとともに、不動産取引だとか不動産鑑定等の専門家の参加を求め、適切に対処してまいりたいと考えております。

○錦織委員 もう一度申し上げておきたいと思ひます。

私どもは、法的手続にいろいろな手続がある、現行の法制度の中にいろいろな手続がある、そして、それぞれに一長一短がある、しかし、その違いを過度に強調してみても、結局最後は同じです、それについて幻想を持つてはいけません、ということ、これは与野党すべての人に理解を私は求めたいと思ひます。なぜならば、この違いを過度に強調して、この手続によればバラ色の道、この手続によれば地獄への道と、そんなに実は違わないんです。

そこで、なぜ違わないのかといへば、先ほど御質問した、一つは、把握した担保価値以上のものを我々は回収することができないという基本的な制約を受けているからでございまして。ですから、

回収の実を上げるためにはその点に改善を加える必要があるということであり、どの裁判手続によるのかという問題ではございません。このことをはつきりさせておきたいと思ひます。

それからもう一つ、債権回収の実を上げるためには、つまり、把握した担保価値以上の債権回収の実を上げる方法は、人的な保証あるいは損害賠償請求、つまり、その他の手段による民事責任の追及でございまして。

この点については、予算委員会あるいはこの委員会において、損害賠償請求権も住専七社から住専処理機構に譲渡されるということが何度か何度も確認をされました。そして、そうした損害賠償請求やあるいは保証人に対する請求あるいはその他の民事責任の追及、これを行う場合に、どういふ裁判手続、例えば会社更生法か、あるいは破産法か、和議か、そうしたもう一つの手続によつて果たしてどれだけの決定的に違ふか。

私は、このことについても、余り幻想を持つてはいけません、過度の違いの強調をしてはいけません。それは、実務を知つていれば知つていられる、それらの違いが、最後はどこに帰着するかといへば、損害賠償請求権を行使するに当たつては、その損害賠償を請求して訴訟で勝つだけの証拠があるかどうか、そういう証拠をちゃんととれるかどうか、こういうことのかんにかかつているわけであり、その手前側の法的手続を会社更生にゆだねても、破産法にゆだねても、違わないのでございまして。

もし、極論をすれば、例えば税金のように裁判を経ずしていきなり強制執行ができる、そういうことを提案すれば別でございまして。そういう提案をすれば、確かにそれは、裁判を経ずしていきなりそういうことができるのであれば、確かに債権回収の実は上がるかもしれない。

しかし、これは、今お互いの共通の前提としてそうした憲法違反のような行為はできないわけですから、そうすると、損害賠償請求権の行使あるいはその他の民事責任といつても、結局 相手方

が争う以上は、最後は訴訟にゆだねるしかないというところでございます。そうなれば、今言ったような大きな制約がかかっていく。それは、例えば破産管財人がやろうとも、更生管財人がやろうとも、それ以外の人がやっても、結局はやることは同じなんです。それは実務を知っている者だったらだれでもわかっていくことなんです。そのことを過度に強調してはいけないと思います。

その上で申し上げます。したがって、問題はどこにあるかというならば、債権回収の実を上げるためには、ぜひともそうした損害賠償請求権の行使について、どれだけ本格的な人的体制をつくるのか、そしてそのことについてきちんとやっていくというふうな預金保険機構なり住専処理機構が考えるかどうか、この点が大きな分かれ目だと思います。

この点について、私は、大蔵大臣からぜひとも強い決意をこの段階でお伺いしておきたいと思っています。

○久保国務大臣 今錦織さんからお話がありましたことは非常に重要なことだと考えております。したがって、住専処理機構が設立されました場合には、債権の一つ一つについて十分に精査し、そして、それに基づいて回収のために全力を挙げられるよう、機構の中にそれらの専門的な部門を確立する必要があるかと思っております。結局、住専処理の問題は、どれだけ回収の実を上げることができるか、そして、そのことによつてこの不良債権問題をどのように早期に処理、解決することができるかということにかかっているものであります。今お話がございましたように、そのことのためにどちらが有効かということでは、手段をめぐつてのいろいろな御議論をいただいたものと考えております。

○錦織委員 これから五年後、十年後に振り返つてみて、五年前、十年前の我々の決断が正しかったかどうかということを歴史的に評価する上で、私が先ほど来申し上げていることは極めて重大な問題だと思います。

私が申し上げたいのは、仮に新進党の皆さん方が提案されるような案を採用したとしても、しかし、それほど、今日の不動産市場やあるいは我が国の実情を考慮するならば、その損害賠償請求権が突然可能になったり、あるいは不動産の売却が突然可能になったりするわけでは無いわけでございます。つまり、我々の前には大変困難な難しい問題が控えているということをしっかりと認識しておく必要があると思います。

そこで、最後に、総理にこのまとめでお伺いをしたいと思います。

これまでいろいろな議論をしてまいりました。しかし、少し前向きな、そして私がずっと一貫して主張してまいりました、バブル経済の形成とその崩壊から我々は何を学んだらいいかということでございます。そういう点についての総理の御認識と、そして改革への御決意を最後にお伺いをしたいと思います。

特に私がお伺いをしたいのは、このバブル経済の形成過程で、金融政策と財政政策との関係においてむしろいびつな関係ができたのではないかと、つまり、財政の論理によれば、バブルの形成というものが容認をされていく、そういう力学が働いたのではないかと、そういう点の総理の御所見をお伺いをしたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 私は、このバブル経済の形成から崩壊に至るプロセスというものを今振り返りますときに、そのときそのとき、政策担当者としては全力を尽くして、その局面をよりよいものにしていくと努力をしながら、必ずしも今振り返ると結果がよかったと言えらることはかなりではない、これは何回か申し上げてまいりました。

そして、そのプロセスの中で、我々はやはり、第二次世界大戦後、戦後の混乱期がおさまりましたから後の経済運営の中で、このバブルの生成期、そしてその崩壊に至るプロセスというのについて、経験のなさから、同じような経験をしたことがなかったことから、必ずしも突っ込んだ対応というものをし切らなかったということは、今

振り返って反省の大きな材料であると思います。

そして、議員が御指摘になりましたような財政政策と金融政策の間における力関係というものはあるいはあったかもしれない。しかし私は、ブラザー合意以降、むしろ金融により経済を引っ張ろうとしたその手法が正しかった時期もあると思うのです。問題は、その正しかった手法をどこでとめるかという点について、我々は、あるいは不十分な考察しかし得なかったのではなからうか。こうしたことを考えますと、非常に学ぶべきものは多いと思います。

この当面の局面を切り抜けること、我々が冷静にこれを反省し、分析し、将来に生かすことのできるだけのゆとりのできることを、一日も早くそういう日を迎えたい、そのような思いでおります。

激励と受けとめ、お礼を申し上げます。

○錦織委員 どうもありがとうございます。

○高島委員 これにて錦織君の質疑は終了いたしました。

次に、吉井英勝君。

○吉井委員 予算が強行された後でも、国民の九割近い世論というものは住専に税金を投入するなという声であります。

住専法案を強行したら国民負担はどうなるのか。例えば東京共同銀行の債権回収の実績は一五%だ、八五%は回収不能と六月二日付のマスコミ報道がありましたように、担保の土地を売って債権回収を図るというのは、これはなかなか大変なことです。

それで、伊藤忠の不動産関係部門の地価動向調査報告というのによりますと、九五年一月一日の路線価に對すること四月の実勢地価は、東京都心部及び全国主要都市の商業地において、圧倒的に、〇・五ないし〇・八。つまり、売買実例、売買実績というのは、大体路線価の半値前後というものが実態です。既に明白に二次損失は大きく膨らんでいる、これが事実だと思うのです。

幾ら債権回収に全力を尽くすと言ってみても、担保土地の価格が大幅に下落しておりますから、住専処理法案に国民負担二分の一という仕組みがある限り、国民の負担は六千八百五十億円にとどまらないで、四兆七千億円との試算もあります。が、その二次損失の二分の一の負担で、少なくとも、合わせても一兆円ははるかに超える負担になるというのには必至だということに思っています。ですから、法律案を通したらこの税金投入のぬかすみに落ち込んでしまうことはもう明白なわけですから。

五月三十日のこの委員会で、総理は、母体行への追加負担要求は全議員に共通した意見だと述べられた。母体行負担を軽減しろという意見がないことを銀行、あのときは金融機関という言葉を使われたと思いますが、おわかりいただきたいということもおっしゃいました。

ところが、全銀協の橋本会長は、追加負担したススキムの上台が崩れる、あるいはススキムを壊したら合意がもうつぶれてしまうんだとか、そういう発言をしております。

母体行は、住専法案がある限り、この法案を追加負担をしない理由づけの道具にしている、総理はそういうふうには思われませんか。

○橋本内閣総理大臣 長々とお答えをして恐縮でありますけれども、これは私が言うのじゃなくて、橋本さんでも全銀協の方の橋本さんが国会で述べられた言葉であります。

すなわち、公共性の高い金融機関として何か金融システム上の安定に貢献できる新たな寄与について模索しているわけですが、なかなかいい案が思い浮かばず、苦慮しているところであり、金融界と申ししても、いろいろな立場の業態もあり、それぞれ経営状態の相違もございまして、全体としてのコンセンサスが生まれるのは大変難しいところがあるということはどうも御理解を賜りたいわけですが、私といたしましては、いい案が見つかるものなら検討を進める可能性が

あると考えておりますという発言でありまして、議員のお話とは多少私はニュアンスの違う感じもいたします。

そして、現在、関係金融機関などによる新たな寄与の問題についての議論がさまざまに行われているところでありまして、こうした発言があったことも踏まえて、結果として、できる限り国民負担の軽減につながるよう、今後とも関係金融機関などの自主的かつ真剣な取り組みを促してまいりたいと思っております。

○吉井委員 今のお話にもあったように、橋本会長は、法案を通してほしい、追加負担の名案はないということを言っているわけですが、法案は通してほしいと言って、通したって追加負担はないという意思表示をしているわけで、結局、この法律を通したら母体行は食い逃げをしてしまっただけで、母体行はますます追加負担などに乗ってこないというところは当然のことじゃないでしょうか。

ですから総理は、何か追加負担に依拠するという約束をさせておられるのかどうか、次にこのことを聞いておきたいと思うのです。

○橋本内閣総理大臣 私には金融機関の代表者と会っております。

○吉井委員 だから、そういう追加負担の約束をまださせておられないということなんです、大蔵省の方は、これまでは、総量規制のときには住専のようなノンバンクと系統金融機関には大きな穴をあけて、母体行は住専をこみ箱に使い、農協系統に融資を振りかえさせる道を開いてきました。また、民間が共同債権買取機構という株式会社をつくって不良債権処理を進めると、まさにその発足の日に無税償却に道を開く通達を出す優遇税制もやってきました。それから、超低金利政策によって最高の業務純益を上げさせてきました。

ところが母体行の方は、みずからがつくって経営を誤って破綻させた住専の処理、これは母体行の不始末の処理ということになるわけですが、まるで国の責任であるかのように、可能な策があれば

ば協力するという立場である。

総理、この母体行というのは、国に協力する立場ではなくて、これはみずからの不始末をわびて、住専問題の解決にはみずから責任をとるという立場なんじゃないでしょうか。

○久保国務大臣 昨日も同じ意味での御質問がございました。

私も、今日、母体行に対して追加負担による新たな寄与を求めることについては、国会においても党派を超えて皆様方の御意見があったと承知いたしております。また、私も当初から、母体行の住専問題にかかわる責任の重さにかんがみて、その責任を償い得る体力がある限り、可能な限りの負担をすべきである、こういう立場を表明をいたしてまいりました。

そのことについて、今吉井さんからもお話がございましたが、もし処理スキーム、合意しております処理スキームを、一たんこれを破棄いたしますならば、また全然新しい出発点からの議論になろうかと思っております。追加負担といえます以上は、今決まっておりますスキームの上にさらに追加をさせる、こういうことであろうと思う、そういう立場で銀行協会の幹部とも話を続けているところでございます。

○吉井委員 母体行が負担を追加するということは、これはこの間も議論いたしましたように、六千八百億円の部分の贈与という形なり、あるいは一般行分で持っている母体行の債権の放棄という形であれ、それをやればともともなくなるわけでありまして、二分の一のところについてだつて、これは拠出金を上積みする議論等がありますが、国民の二分の一負担のその部分をなくして、それを含めて拠出金の益金で賄うとか、そういうふうに変えない限り、現実にはなくならないわけなんです。

ですから、問題は、母体行が名案がないんだのなんだのということじゃなくて、母体行は国に協力する立場なんじゃなくて、みずからの不始末をわびて、この住専問題の解決に責任をとるという立

場に立たなければならぬのですよ。何で、国民が負担するいわれもないのに、母体行が居直ったから、全体でやらなければいけないからということ、で国民に負担をさせるのか。その立場に総理が立つ限り、母体行は結局追加負担の話などには乗ってこないわけですね。なぜそういうふうな母体行がこの追加負担の話に、口では名案がないのなんの言いながら乗ってこないのか。

その根拠にあるのは、昨年の九月二十七日のこの審議経過報告で、住専問題の解決については、「母体行が主体的役割を果たし、今後の基本的な方針や債権の処理の仕方等につき合意形成を行うことが必要」とし、行政当局は「当事者間の合意形成を促進する」という立場であったわけですが、それが結局、十二月になると、この報告の立場から外れてしまつて、政府が、住専は臨時異例の措置だとして母体行責任主義の例外をつくる立場に立ったために、母体行の方からいたしますと、住専処理法案がある限り母体行は追加負担に応じない、税金で面倒を見てくれるのが当然だというふうな思つてしまつていふんじゃないですか。

だから、母体行は、法案を早く通してほしいと言ひ、全くこの追加負担に依拠する意思というものを、持つていない。この立場を改めさせるためには、やはり住専法案を、これを廃案にして、これまでの当然のルールであった母体行責任主義に立ち戻るといふこと、私は、このことがやはり総理として今決断をされることだと思つたのです。総理、どうでしょう。

○橋本内閣総理大臣 本院でも何回か御議論になりましたものうち、今、議員のお話を伺いながら思ひ出したことがございまして。仮にこのスキームを全く白紙に戻し、新たに負担の計算をした場合、従来の法的処理のルールでいった場合には母体行の負担は減るというのが、何回かここで語られた数字でありました。私は、このスキームを白紙撤回をいたすという議員の御意見には、賛成することはできません。

○吉井委員 直系ノンバンクについては全部母体行主義でやってきた、例外ないわけですね。住専というの、まさに文字どおりの銀行直系そのものであります。ですから、これについてこれまでどおりのルールでやらせるということが最も大事なわけで、逆に、この法案がある限り、母体行の方はもう追加負担など乗ってこなくても済むわけですね。

法案を通すことを考える前に、今大事なことは、従来どおり母体行に責任を持つて解決させる、他に母体行が協力を求めたいというときは、母体行は頭を下げて、系統であれ一般行であれ合意を取りつけに行けばいいわけであつて、行政当局は当事者間の合意形成を促進させる、この原点に立ち返った態度をとることこそ、私は政府のすべき態度だと思つたわけなんです。そのことは、これまでのノンバンクの処理ではみんなやってきたわけですから、母体行に力がないときには、あちこちお願いしても、基本的には母体行はみずからの本社ビルを売つてもやったわけですから、そういう立場に立ち返るべきだ。

改めて総理の考えを求めて、時間が参りましたので、質問を終わるようになりたいと思ひます。

○橋本内閣総理大臣 今回御審議をいただいたことは、先ほど明確に申し上げたとおりであります。

○吉井委員 終わります。

○高島委員長 これにて吉井英勝君の質疑は終了いたしました。

次に、海江田万里君。

○海江田委員 昨日の私の質問に対して、銀行局長が答弁で、法案が成立をしましてから住専の処理機構の立ち上がりには一カ月、二カ月はかかる、しかし債権の譲渡などには二、三カ月かかるというお話がありました。ただ、この債権の件数というのは二十万件もありますから、私は二、三カ月で終わると思えないわけですが、いずれにしても、いずれにしても、この債権の譲渡については八月を恐らくまたぐことになるであ

ろうと思われるわけです。

八月をまたぐということはどういうことかという
と、これは、ことしの一月一日時点の路線価
の公表が八月の中旬だということを知りておりま
すから、これは、もう既にことしの路線価が発表
されてしまつて、国民が広くそれを知るところと
なつて、そして、それから債権の譲渡が行われる
のではないだろうかということです。

この債権の譲渡の金額につきましては、これは
もう言うまでもありませんけれども、スキームの
中で正常債権を三・四九兆円で買い上げをし
す、回収が見込める不良債権については三・二九
兆円で買い上げをします。それから、ロス見込み
が強い不良債権については六・二七兆円で買い上
げをします。こういうことになつてゐるわけであ
る。

そうすると、その片一方で、今お話をしました
ように、路線価が発表になつて、しかもその路線
価というのは、これは今では公示価格にスライド
をして、まあ大体公示価格の八割ぐらいではない
だらうかということが言われておりました。そし
て、その公示価格というのは先日公表をされまし
たけれども、東京圏の商業地でマイナスの一七・
二％、大阪でマイナスの一五・八％、名古屋でマ
イナス二・六％。もちろん、住宅地の下げ幅と
いうのはもう少し少ないものになつてゐるわけ
ですけれども、いずれにしても、この公示価格
に運動して路線価が下がることはもうはつきりし
ておるわけですね。

そうすると、結果的にどういふことかとい
うと、もちろん第二次損失もございまして、す
その前の段階としまして、正常債権でありま
すか、あるいは回収が見込める不良債権、ある
いはロス見込みが強い不良債権、先ほど言つた
ような金額で買ひわけすけれども、その金額自
体が実はもう既にかなり高い買い物になつてゐ
るのではないだろうかというふうな見方を、当
然のことながら国民はすると思うのです。

その場合でも、やはり当初どりのこの金額で
買い取りをするわけでございますか。どうでし
うか。

○西村政府委員 昨日、住専処理機構の設立と、
それから債権の譲渡についてのお尋ねがござい
ましたので、まだまだそういうことを具体的に申
上げるに十分な資料があるわけではございませ
んが、設立はできるだけ早く、譲渡にはもう少し
時間がかかるであらうということをお願いした
わけでございます。

今の、新しい路線価が発表される時点と債権
譲渡の時点との前後関係でございますが、必ずし
も債権譲渡が後になると限つたものではないかと
存じます。

さきさきながら、御指摘のように、地価の下落
傾向というものがこの住専処理機構の運営に非
常に大きな影響を与えるということは御指摘の
とおりでございます。今までもそのようなことを
私も申し上げてきたと存じます。そういう意味
で、この住専処理にとつて厳しさが増している
事実を真摯に受けとめまして、今後とも回収
努力になお一層万全を期してまいりたい。条件
は厳しくなつてゐる、安全性が低くなつてゐる
というところは私も十分認識しております。しか
しながら、その評価を要するところ、いま
まではないのではありませんか、安全度の範
囲内に入つてゐるのではないかと考へてゐる
ところがございます。

○海江田委員 今、安全度の範囲に入つてゐる
のではないかと、評価は要しないので済むわけ
ではないか、評価は要しないので済むわけでは
ないかといふことですが、やはり、もう路線
価が発表になれば、その路線価を基準にして
やつてゐるということですから、やはりそれは
国民が見れば、もう既にその買ひ段階からか
なり高い買い物をしてゐるのだ。

しかも、正常債権ですとか、あるいは回収が
見込める不良債権ですとか、あるいはロス見
込みが強い不良債権、今私は、あえてこの中
身について言ひなかつたわけですよ。もちろ
ん、この評価

の仕方自体大変甘いものであるといふことは、
これは多くの国民の見るところなわけですが
も、そのことはあえて言はずとも、中身につ
いては触れなくても、少なくともこの買ひ値
が、もう既に片一方で公表された数字と比
べて随分高いもの、を最初から買ひつてゐる
んじゃないだろうか。しかもその買ひ値の、
買ひ場合の原資といふのは、融資であ
りますけれども、最終的には国民の税金
も出てゐるわけですからね。

大蔵大臣、どうですかね、やはりこのスキ
ームは動かさないのですか。特にこの金額
のところは。

○西村政府委員 先ほど申し上げました
ように、私どもとしては、なかなか条件が厳
しくはなつておりますが、その安全度の中
にまだ入つておるとおもいます。

また、先ほど錦織先生の御質問でもござ
いまして、私ども、そのような地価の動向
といふものがこのような問題の処理に大
変に厳しい課題を突きつけるものである
といふことは重々承知をしておるわけ
でございますが、しかし、そのような現
実は現実として受けとめまして、これを
どうしようかと考へていくのかといふ
ことに全力を注ぐべきものと考えてお
ります。

○海江田委員 もう本場に時間がありませ
ん。地価を上げずに、じゃ、どうして流
動化させるのかといふことについて、や
はりもっとアイデアを出していかねば
いけないと思つてゐるわけですが、も
とと議論をしなればいけないと思つて
ゐるわけでございます。

あと一つだけお尋ねをしたいと思います
わけですが、公訴時効期間の延長法案が、
これは議員立法で出されておられます
ね。

これも朝方からの議論の中で、この公訴
期間延長の法案といふのは、これは、例
えば現にありまします支払い義務が引
き延ばされるといふことで、私は、この
不利益の遡及、さかのぼつて適用され
るといふ問題と、それからこの時効延
長といふ問題とは切り離して考へなけ
ればいけないと思つてゐるわけござい
ますけれども、じゃ、そうで

あればあるほど、なぜ行政当局がこ
うした措置を主体的にとつたとしなかつたのか。政府は強力な
債権の回収と言つてゐるけれども、それなら
この法案を政府提案でも私はいんじやない
だらうかといふふうに考へるわけござい
ます。

そのところは、橋本総理大臣、どうして
政府提案しないので議員立法にしたんで
しょうか。(発言する者あり)だから、そ
の無理といふのは一体何なのかといふこ
とを端的にお願ひしたいと思ひます。

○西村政府委員 私ども、二月九日に住
専処理法案を提案いたしました。今回与
党のお立場におかれまして、その時効の
停止等に関する特別措置法案を、政府
の住専処理法案のスキームを前提とし
ていたしまして、さらにさらに住専の債
権債務の処理の円滑化に資する観点から
検討されて御決定をいただいたものと承
知をしておるわけでございます。

この議員立法は、住専処理機構にお
ける適切な債権回収及び損害賠償請求
権の行使に資すること、にも、根拠当
権の譲渡の円滑化に資すること、にも
も大変ありがたく思つておるところで
ございます。

○海江田委員 今の話は全然納得でき
ません。

橋本総理、今のお尋ねをしてもいい
のですけれども、先ほど、このスキーム
はこれでどう絶対変へることがないん
だといふ話をされておりました。先ほ
ども私も私のお話をしましたけれども、
この買ひ取りの額自体、やはり現実と
比べてかなり高い値段で買ひわけすけれ
ども、本場に、これから具体的にこの
債権処理機構を機能させていく上で、
このスキームといふのはもう万全のも
ので、全く変へないんだといふことを、
変へる必要がないんだといふことを
国民の前にはつきりと約束でき
るかどうかが、それをお尋ねをしま
す。

○橋本内閣総理大臣 私は、海江田
議員が昨日から提起されたような問
題点を全く否定するものではありませ
ん。しかし、現在ならばこの中で対応
できると事務方が申しております限
り、私はそ

れを信じます。そしてむしろ、一日も早くこれが実行できる体制をつくれるように、ぜひ国会の御協力をいただきたいと思ひます。

○海江田委員 時間ですので、終わります。

○高島委員 これにて海江田万里君の質疑は終了いたしました。

次に、尾身幸次君。

○尾身委員 去る二十八日からこの金融特におきまして金融関係六法の審議をしまひましたわけでありまして、きょうは一応最後の締めくくりということでございますので、幾つかの聞いておきたいこととお伺いさせていただきます。

最初にお伺いをいたしますが、今までの金融行政のあり方を見ますと、いわゆる護送船団方式というふうな状況の中で、最近における金融の自由化、国際化に現在の金融行政が十分に対応できず、あるいはバブルの発生とか崩壊あるいは不良債権の発生というふうな問題を未然に防止できなかったという点について、大きな反省があると思われるわけでありまして、

そういう意味におきまして、今後、二十一世紀に向けて金融行政はいかにあるべきか、この基本的な考え方ににつきまして大蔵大臣からお伺いをいたしたいと思います。

○久保國務大臣 二十一世紀に向けた金融行政の基本的な考え方に關する御質問でございますが、これまでの金融行政につきましては、金融の自由化、国際化が急速に進展したにもかかわらず、市場機能を重視し、自己責任の徹底を求める行政への転換が必ずしも十分に行われてこなかったのではなかつたかと御批判をいただいております。

そのような御指摘を踏まえまして、これまでの金融行政の手法を見直し、二十一世紀に対応した新しい金融システムを構築していくため、今後の金融行政につきましまして、自己責任原則の徹底と市場規律の十分な発揮を基軸とする透明性の高い行政を行っていくことを基本原則としていくことが重要だと考えております。

○尾身委員 ただいま基本原則についてお伺いを

いたしました。この具体的な中身につきまして大蔵大臣のお考えをお伺いいたします。

○久保國務大臣 金融行政の基本原則を実現するための手段に關してお尋ねがございましたが、現在所要の法律案について御審議いただいているところでありまして、具体的には、当局の裁量の幅を狭め、行政の透明性確保に資する早期是正措置の導入、二番目には、金融機関の破綻に對し処理を先送りせず早期かつ迅速に對処するための金融機関の更生手続の特例等の新設、第三に、市場のチェック機能を活用する観点からのデイスクロージャーの一層の拡充等の措置を講ずることとしたしております。

○尾身委員 現在のこの住専問題の処理のために、私もどうしてもこの処理のスキーム、六千八百五十億の投入も含めたスキームは、現在の状況下において金融システムを守るためにどうしても必要な措置であると考えている次第でございます。しかし、このスキームの中で、国民の負担をできる限り軽減する必要があると考えているわけでありまして、そういう意味におきまして、このスキームの中で最大限の努力をして国民負担を軽減すべきであるというふうに考えているわけでございますが、これにつきまして、大蔵大臣の御意見をお伺いをさせていただきます。

○久保國務大臣 債権回収及び関係者の責任追及に對する具体的な取り組みについてであります。が、今回の住専処理策におきましては、預金保険機構と住専処理機構とが一体となつて強力な債権回収を行うとともに、関係者の責任につきましても厳格に追及することとしたしております。

具体的には、住専処理機構が住専から譲り受けた貸付債権等については、担保権の執行や強制執行等、法律上認められるあらゆる回収手段や、今回新たに預金保険機構に付与された財産調査権等を迅速かつ的確に用いることによつて、強力に回収することとしたところであります。また、住専が保有する損害賠償請求権につきましましては、住専処理機構が包括的に譲り受けた後、損害の概要等が特

定したものであるという、従来の答弁よりも一歩二歩と踏み込んだ答弁をされているわけであり

しております。このような最大限の回収努力の結果、住専から譲り受けた債権等につきましまして、譲り受け価格を上回つて回収が図られたなどにより利益が生じた場合には、預金保険機構を通じて国庫に納付されることとなつており、これにより、まず現行の処理策の枠組みの中で財政負担が極力抑えられるよう努めてまいりたいと考えております。

○尾身委員 次の質問は総理にお伺いをしたいと思います。関係金融機関から新たな寄与を求めて国民の負担を結果として軽減するような方策はないかという点につきまして、議論が大変あつたわけでございます。

私は、関係金融機関、特に母体行の道義的、社会的責任は極めて重いというふうに考えております。役員人事のコントロール、あるいはこの住専の目的とした個人住宅ローンへの銀行みずからの進出、あるいは紹介融資の問題等々いろいろあるわけでございます。そういう問題に加えまして、やはり経済の動脈を担つて金融機関は社会的、公共的な責任を自覚する必要がある、そんなふうな考えでいる次第でございます。

他方、農林系の金融機関につきましても、やはり五兆五千億という巨額の融資を行っている事実が極めて重いと云わざるを得ません。そういうことを考えまして、この議論の中で、関係者による追加的な寄与という議論がなされてきたわけでありまして、

これまで母体行サイドは、債権の全額放棄、三兆五千億という法的なぎりぎりの責任限界まで来ているというところで、追加負担については名案がないと主張していたわけでございますが、先日の参考人質疑におきまして全銀協の橋本会長は、いい案が見つかるものなら検討を進める可能性が生まれと考える、そしてまた、私企業としての限界の範囲内で、合法性、経済合理性、公益性的というふうな条件を満足できるような案を模索

している最中であるという、従来の答弁よりも一歩二歩と踏み込んだ答弁をされているわけであり

ます。私は、金融機関の皆様の姿勢が従来よりも極めて前向きに変わつてきたこと、そしてまた道義的、社会的責任についての自覚ももたれていることにつきましまして、この発言を非常に高く評価しているわけでありまして、

そこで、こういうような状況の好転を踏まえまして、政府は、農林系統の金融機関も含めまして関係の金融機関と十分御協議の上、できるだけ早期にしっかりと追加負担の具体策を考えていただき、そしてまたこの追加負担についての話をまとめていただき、そして結果として国民の負担が軽減されるよう全力を尽くしていただきたいと考える次第でございます。

この点につきまして、総理の御見解をお伺いいたします。

○橋本内閣総理大臣 関係金融機関などによります新たな寄与についての御意見であります。住専を消滅させるための損失処理に要する財政負担、すなわち六千八百億円につきましましては、徹底した債権回収と責任追及を図ることに加え、系統金融機関を含む関係金融機関などに新たな寄与を求めて、結果として国民の負担をできる限り軽減するよう努力する所存であります。このため、関係金融機関等と協議し、できる限り速やかに具体化を図つてまいりたいと考えております。

○尾身委員 大蔵大臣に質問をいたします。住専問題の処理を実際に進めるためには、何より各社の住専処理法案を早急に成立させて、住専各社の債権の受け皿となります住専処理機構をできるだけ速やかに発足させる、そして債権回収に本格的に取り組む体制を整えることが極めて重要であると考えている次第でございます。

そこで、住専処理機構はどのような体制で徹底的な債権回収を進め、そして借り手の責任を追及していくのか、大蔵大臣の御説明をいただきたいと思ひます。

○久保國務大臣 お答えいたします。

住専処理機構の設立についてのお尋ねでございますが、法案が成立し、公布、施行され次第、出資等の諸手続を経た上で速やかに行うこととしたと考えております。

また、住専処理機構の体制につきましては、今般の住専処理策におきましては、住専七社から貸付債権、不動産等の資産を譲り受ける住専処理機構が、預金保険機構と一体となって強力かつ効率的な管理、回収、処分を進めるとともに、旧住専経営者等に対する民事、刑事上の厳格な責任追及を行うこととされていくところであり、旧住専体制整備に当たりましては、こうした業務を円滑かつ効果的に遂行し得るよう、組織面、人材面等において十分工夫する必要があると考えております。

体制整備の具体的な内容につきましては現在検討中ではございますが、第一に、預金保険機構につきましては、住専処理機構と連携して、債権等の管理、回収全般にわたって指導及び推進を図る組織を設けるとともに、法務・検察、警察、国税当局等の職員のほか、法律、不動産取引等の専門家の参加を求めること。二番目に、住専処理機構につきましては、強力かつ効率的な回収、民事、刑事上の責任追及を公正かつ迅速的確に行い得るよう、組織、陣容を整備することを基本として、とりわけ法務・検察、警察、国税等のOBの参加を求めるほか、法律等の専門家を結集した特別対策部を設けるとともに、いわゆる困難事案、共通、大口、悪質案件への集中的対応のため、特別整理部を組織すること等を予定いたしております。

○尾身委員 この住専の資産内容が大変に悪化した原因の一つに、いろいろな銀行から多額の紹介融資が行われて、その紹介融資の多くが不良債権になってしまったということが挙げられるわけであり、住専処理機構は、各住専から引き継ぎました損害賠償請求権を適切に正しく行使すべき

ものであるというふうに考えておりますが、この点につきまして、大蔵大臣の決意をお伺いしたいと思ひます。

○久保國務大臣 責任追及につきましては、今回の住専処理策におきまして、住専処理機構は、住専の他の資産とともに、損害賠償請求権を未確定のものも含めすべて包括的に譲り受けた後、速やかに過去の取引等を精査した上で、損害の概要等を特定したものに、厳しく民事責任を追及していくことといたしております。

違法な紹介融資の責任につきましても、包括的に譲り受けた損害賠償請求権のうち特定されたものにつき、適切に追及されていくものと考えられ、このような取り組みを通じて、違法な紹介を行つた住専の母体行等の関係者の責任追及にも万全を期してまいりたいと考えております。

○尾身委員 住専処理機構は、各住専から大量の不動産を引き継ぐわけでございまして、この大量に引き継いだ不動産の処分を適切に行っていくことが徹底的な債権回収のためにどうしても必要であると考えているわけでございまして、

そこで、この住専処理機構は、不動産の効率的な処分についてどのようにしていくべきであると考えているのか、大蔵大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○久保國務大臣 住専処理機構の不動産処分についての御質問でございますが、住専処理機構が住専七社から譲り受ける資産の中には、貸付債権に係る担保物件のほか、各住専が所有している不動産もございまして、これらを適切に管理、売却していく必要があります。このため、物件によって、例えば不動産会社と業務提携等により付加価値を高めることも検討する必要があると考えております。

こうしたことから、所有不動産等を一括集約的に管理し、情報を共有することにより適正評価による処分を行う組織として、本部に不動産部を設けるとともに、不動産取引、不動産鑑定等の専門家

等の参加を求めていきたいと考えております。

○尾身委員 住専の処理のために財政支出が行われるわけでありますけれども、この状況を考えますと、住専処理機構における債権回収の進捗状況につきましては、私ども大変関心を持っております。

わけでありまして、でありますので、この債権回収の状況を常に国民にわかりやすく明らかにするということ、この問題に対する国民の理解を深めていただくためにどうしても必要であると考えている次第でございますが、大蔵大臣はこの点についてどうお考えか、お伺いをいたします。

○久保國務大臣 住専問題への国民の皆様の御理解を深めるためには、住専処理機構における債権回収の進捗状況の全体像を国民にわかりやすく明らかにすることが必要ではないかと御質問でございしましたが、住専問題については、あらゆる機会において透明性の確保や責任の明確化に努め、国民の皆様の御理解を深めていただくよう、今後とも引き続き全力を尽くす所存であります。

とりわけ、財政支出の投入をお願いいたします以上、住専処理機構における債権回収の進捗状況を国民の皆様にお知らせすることは必要なことであると考えております。

具体的には今後検討されることとなりますが、国会へ適宜全体像を御報告するのは当然のことではないかと受けております。

○尾身委員 金融機関であります、金融機関は、国民の皆様から大切なお金を預かって、それを産業の各分野に供給するという極めて重要な役割を担っているわけでございまして、

そこで、バブルの発生、崩壊の過程において、ややもすれば企業モラルが損なわれて、融資が安易に流れていたのではないかと御質問に答えていくわけでございしますが、金融機関においては、その使命を重く受けとめて、国民の信頼にこたえるように努力するとともに、一層の経営の合理化、効率化に取り組む必要があるというふうに考えては、この点についてどのようなお考えをお持ち

か、お伺いをさせていただきます。

○久保國務大臣 金融機関の公共性と経営の合理化、効率化についてでございますが、金融機関は、国民から預かった預金を、産業界等に適正な資金供給を行うことにより、国民経済の健全な発展に資するよう努める必要があり、他の企業に比べ高い公共性を有しているということは、御指摘のとおりでございます。

したがって、金融機関は、その業務の公共性にかんがみ、公共的、社会的役割を自覚し、我が国経済の発展に貢献し、もって国民の期待にこたえるため最大限の努力を行うとともに、店舗網の見直し、徹底した経費削減、合理化など、経営全般にわたって徹底的な合理化、効率化を図ることが求められているものと考えております。

○尾身委員 農林水産大臣に御質問をさせていただきます。

農林系の金融機関についてであります、率直に言いますと、以前から、現状を見ますと、金融の自由化あるいは国際化の流れに適切に対応し切れていないのではないかと御質問に答えるわけでありまして、系統の組織を見直して、より効率的な運営が可能となるよう、そういう措置を早急に講ずべきであるというふうに考えます。これにつきまして、農林水産大臣のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○大原國務大臣 委員御指摘のとおり、いわゆる系統金融機関、特に今回の事件にもかんがみまして、我々としては、自由化に即応した新しい金融体制をつくり上げるのが急務である、こう思っております。

おかげさまで、中央に置かれた農政審議会におきまして、一月から鋭意この問題について検討し、系統全体の組織のあり方などもよりでござい

ますけれども、特に金融制度における、新しい時代に即応した体制の整備に精力的に取り組んでいくのが我々の責任だ、こう思っております。

○尾身委員 次に、金融関係の四法案につきまして、幾つか政府側のお考えを確かめたいと思ひ

思います。

その一つは、早期是正措置でありますけれども、金融機関の健全性の維持、金融機構の安定化を図る上で、その導入はぜひとも必要であると考えている次第でございます。しかし、その発動基準とか、あるいは措置の内容は省令にゆだねられているわけであります。

その内容は、自己資本の比率に應じまして、店舗数とかあるいは役員給与、配当などにつきまして、監督官庁がその是正を指導、命令することができ、さらに必要があれば業務停止命令を発動することができるといふように、極めて強力な行政権限を行政官庁に与えるものであります。

こういう点を考えますと、私も立法府の立場から見て、このような強力な権限を行政府に持たせることに当たりましては、慎重な対応をとるべきだといふふうに考えているわけでございます。そこで、この省令の決定に当たりましては、事実上、十分に立法府の意見を聞いて決めるべきである、このように考えているわけでございます。が、これにつきまして、大蔵大臣の御見解を承りたいと思います。

○久保國務大臣 早期是正措置は、従来から金融機関の業務や財産の状況に照らして必要と認められるときに発動していた大蔵大臣の処分権について、金融機関の経営の健全性を確保するため、基本的には、自己資本比率を基準とした客観的なルールに基づく措置命令についての明確化を図り、金融行政の透明性を高めるためのものであります。

発動基準及び措置内容は、金融の自由化、国際化の進展の中で、金融機関を取り巻く経済環境の変化や経営の実態等を踏まえ、より機動的に見直すことが必要であることから、省令で定めることとしたものであります。

発動基準や措置内容など省令の具体的内容につきましては、金融に関する専門家等から成る検討の場を設け、十分な御議論をいただき、透明性のある形で決めさせていただきたいと考えております。

すが、その際、今までの国会における御議論や御指摘を十分に踏まえて決定したいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、省令につきましては、そのような手続を踏みつつ、できるだけ早急に検討を進め、公表したいと考えております。

○尾身委員 次に、いわゆる更生特例法についてお伺いをさせていただきます。

金融機関の破綻処理につきましては、これまでの任意の合併、営業譲渡の方法だけではなしに、司法上の倒産手続を円滑かつ迅速に行い得るような制度の整備を図るために、今般、政府は更生特例法を提出しているわけであります。

会社更生法におきましては、更生手続の申し立て権は、会社それから債権者自身のほか、債権者等に手続開始の申し立て権が認められているわけでありまして、けれども、今般政府提出の更生特例法においては、これらに加えて、監督官庁に更生手続の申し立て権を持たせるということであり

と。ところで、この監督官庁の申し立てに際しましては、債権者が申し立てる場合には裁判所に対する陳明、いわゆる裁判所に更生手続の理由を説明することであり、陳明をする必要があるわけであり、この新しい法律による監督官庁の申し立てに際しましては、この手続は不必要であるということになっております。

このように、この監督官庁の申し立てにつきましては、今般の特例法において特別の配慮がなされているわけでございまして、これは一方で、破綻した金融機関の処理を促進し、処理コストを最小限にするというメリットがあり、反面、監督官庁が、いわばその金融機関の生殺与奪の権を握るということになりまして、その運用次第によっては極めて著しい権限の強化につながるおそれがあるといふふうに考えているわけであります。

このような懸念に対しまして、監督当局としてどのように対応をされているか、この対応の具体的な方策につきまして、御答弁をいただきたい

と思います。

○久保國務大臣 更生特例法により監督官庁への申し立て権の付与により、監督官庁の権限が強化されるのではないかと御質問でございますが、会社更生法及び破産法におきましては、手続開始の申し立てに当たっては、手続開始原因たる事実を陳明しなければならぬと定められております。この陳明が要求されるのは、本来の目的を逸脱した乱用的申し立てを防止することにあります。したがって、このような乱用的申し立てのおそれが考えにくい監督官庁の申し立てについては、陳明を要しないものとしたところであります。

今回、監督官庁に倒産手続開始の申し立て権を付与するのは、監督官庁による業務停止命令が行われた場合等において、その金融機関の倒産手続を適時適切に開始することができるようになることを目的としたものであり、監督官庁の著しい権限強化を図るものではありません。

また、当該申し立てが適正であるか否かは、第三者たる裁判所により認定されること等にかんがみても、倒産手続開始の申し立て権の付与により、監督官庁が強力な権限を有することとなるわけではございません。

なお、監督官庁としては、委員の御趣旨を十分に踏まえ、適切に開始原因を認定し、適正に申し立て権を行使すべきことは当然のことであり、開始原因の認定を含め適切に申し立て権を行使しているということについては、私もとしても速やか

に公表してまいりたいと存じます。

○尾身委員 次に、預金保険機構の改正法におきまして、整理回収銀行の役割につきまして大蔵大臣にお伺いをいたします。

金融四法案におきましては、金融機関の破綻処理を迅速かつ円滑に進めるための種々の制度の整備を図ることになっているわけでありますが、その中で、今後の信用組合の破綻処理を円滑に進めるという観点から、破綻信用組合の受け皿となつて預金者の預金の受け払いを行うとともに、不良債権の回収を積極的に行うというようにすることを目的

とした整理回収銀行の整備をすることとしております。

しかしながら、整理回収銀行につきましては信用組合だけを対象にするという趣旨であり、信用組合以外の金融機関についても破綻が起きないという保証はなく、金融機関の破綻処理を円滑かつ迅速に進めるための制度の整備という四法案の趣旨に照らしてみますと、整理回収銀行は、本来、信用組合だけではなしに、銀行も含みますその他の金融機関にまで対象を拡大すべきではないかといふふうに思われるわけであります。

このような意味から、本法案はその点において不備ではないか、修正をすべきではないかという考え方もあるわけでございますが、政府において、この点について何らかの手だてが可能であるのか、そしてまた、この点についての問題はないのか、この点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○久保國務大臣 整理回収銀行の処理の対象を信用組合のみではなく一般金融機関にまで拡大すべきではないかという御質問でございますが、信用組合については、一昨年来、相次いで経営破綻が発生している現状や多額の不良債権を抱える厳しい経営状況を踏まえ、今般の預金保険法改正案において、臨時異例の措置として整理回収銀行による事業の整理を行う制度的な枠組みを整備したところでございます。

他方、信用組合以外の金融機関、例えば銀行等につきましては、その預金や貸し付けの規模が相対的に大きいことから、信用秩序全体や地域経済に与える影響等を考慮いたしますと、基本的には、その営業の整理、解体は適当でないこと等から、これらを事業の整理を主たる目的とする整理回収銀行の処理の対象とするのではなく、健全な金融機関への営業譲渡等の方法により処理を行うことが望ましいと考えております。

しかしながら、信用組合以外の金融機関の個別の処理におきまして、例えばその営業を健全な金融機関に譲渡する中で、不良資産部分は切り離し

て、これを資金援助の一環として預金保険機構が買い取ることが考えられます。このようにして預金保険機構が買い取った不良債権につきましても、その回収業務を整理回収銀行に委託し、積極的に回収するという方法が可能であります。

したがって、今後の金融情勢に適切に対処していく観点から、このような方策もとって得る有力な選択肢の一つとなり得るよう、必要に応じて体制の整備を図っていくこととしたいと考えております。

○尾身委員 預金保険法を含みます金融四法につきましては、この委員会の審議におきましても問題点が幾つか指摘されているところでございます。今指摘されましたようなさまざまな意見あるいは問題点の御指摘があるわけでございましてけれども、金融機関の不良債権の解決というのが現下の急務でございまして、私どもはこの金融四法案を早期に成立させる必要があると考えているわけでありまして。

しかしながら、五年後には預金保険機構が預金の全額を保証するという制度はなくなるわけでありまして、少なくとも五年後は全体のシステムを見直す必要があるというふうに考えているわけでありまして。その点について政府のお考えをお伺いをいたしたいと思ひますし、いずれにいたしましても、立法府といたしましては、この制度の発足後の運用状況につきまして引き続きフォローアップをしていく必要があると考えているわけでありまして、これにつきましての政府のお考えをお伺いをしたいと思います。

○久保国務大臣 金融四法案について五年後に見直すことも考えられるのではないかとお尋ねでございますが、これまで御審議いただいております金融関連法案の早期成立は、現下の不良債権の処理のための喫緊の課題と考えております。金融の問題は日進月歩とも呼ぶべきものがあり、委員御指摘のとおり、法案成立後制度運用していく中で仮に問題が生じてくる場合には、これを弾力的に見直すことを含め、不断に検討していくべき

ものと考えております。

○尾身委員 私どもは、この住専処理法案を含みます六法案は一日も早く成立させなければならぬと考えているわけでありまして、私は、この関係法案の成立というのは、実は問題が解決したのではなくて、まさにこの法案の成立によって問題解決の糸口がついた、これから幾つかの問題を解決していただかなければならないと考えているわけでありまして。

今いろいろ質問をしたわけでありまして、大きく分けて四つの課題があると考えております。

一つは、二十一世紀に向けて、いわゆる護送船団方式と言われている金融システムを直して、自己責任原則あるいは透明性というキーワードで考えられるような新しい金融行政への転換をすることでありまして。

二つ目は、関係機関の追加的な寄与も含めまして、結果として可能な限り国民の負担を軽減する措置を、早急に政府側として具体的な措置として決定をしていただくこととありまして。

三つ目は、先ほど来お話にありますが、徹底的な債権回収によりまして、正直者がばかを見ることがないようないわゆる公正、公平な社会、そういうものをつくり上げ、そして国民の信頼を回復することとありまして。

四つ目は、新しい時代に即応した農協系統金融機関、それからまた農協系統の組織の改革、再編成も行いまして、我が国の農業の未来を切り開いていく中核体としての役割を十分に果たしていただくようなそういう体制をつくり上げることとあります。

いろいろな問題がありますけれども、大きく分けてこの四つの課題をこれから強力に政府として進めていただかしまして、そして、結果として、この住専処理法案も含めまして六法案を国会で通して本当によかったというふうにいずれかの日に国民に必ず思っていたかと思う次第でございまして、ぜひ強力に始めていただきたいと思います。

いまして、これにつきまして橋本総理の御決意をお伺いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○橋本内閣総理大臣 挙げられました四点、一々長々とお答えするのめいがかかと存じます。全力を尽くします。

○尾身委員 どうもありがとうございます。

○高島委員長 この際、栗原博久君から関連質疑の申し出があります。尾身君の持ち時間の範囲内でこれを許します。栗原君。

○栗原(博)委員 本院におきまして、一月二十六日からの予算委員会での住専問題の審議に入りまして、きょうで約百三十日の日が経過しているわけでありまして。その間、特別委員会は九日間、約四十時間、十二分に審議されてまいったと思ひます。

その間……(発言する者あり) 今、私が質問している。その間において新進党の諸君が二十二日間ストライキをされた。私も実は米の自由化を……(発言する者あり) 最後まで聞きなさい。米の自由化を阻止することでは同志に呼びかけまして、国会議事堂の正門で、厳冬のとき、二泊三日、食べず飲みず、実は抗議をしたことがございまして。ですから、新進党の皆さんのそのお気持ちもわかる。わかるけれども、果たして国民がそれに対して理解を示したか。私は、今でも二泊三日の座り込みは、日本国の農業を守るため、あるいはまた我が国の食糧を守るためには間違っていないかと常に自負している次第でございまして。

さて、この間、私は十二分に審議を尽くしたものの、このように理解しております。橋本総理初め久保大蔵大臣、あるいはまた大原農林大臣を初めとする大臣各位には本当に真摯に御討議をいただきました。

さて、その中で、国際経済が為替の安定を求めて、そしてプラザ合意の中、先進諸国は我が国に對しまして、大蔵、日銀、政府挙げて円高の政策を実はとってまいったわけでありまして、それがちよつと行き過ぎたという中で、円高水準が

ちよつと高まったということ、我が国の経済の中で負担し切れなかったということが、実は円高不況を招いてまいったことは事実と思ひます。

この景気対策をするために、政府は懸命に円高に對しまして景気対策を行ってまいりました。そして、その景気対策は、金融政策が財政政策を上回った。その間、昭和六十一年から平成二年ごろまでの間に、公定歩合は十三回いろいろ操作されました。最初は四・五%から、さらに終わるころは四・五でございまして、その間二・五から六といろいろ下げ幅はありました。バブルがその中で実は起こってまいった。バブルが出てまいりまして、そしてこの住専問題という大変な問題が、狂乱物価、狂乱の、物が上がってまいった。(発言する者多し)

○高島委員長 静粛に願ひます。

○栗原(博)委員 それを、日本経済を、健全な政策をとるために、どうしてもこの金融の安定化と、そして預金者の、国民を守るために政府はこの住専問題を提示してまいったと思うのであります。六千八百五十億という財政負担でございまして、その財政負担につきまして、一番、やはり国民からも御批判がございまして。しかしながら、最高の道徳である我々政治家、政治をつかさどる我々は、やはり謙虚に国民のこの御批判に耳を傾けて、そしてそれにこたえる、国民の納得される政治をやはり行わねばならぬと思うのでございまして。

その中で、私は、今回政府で示してまいりました処理スキームが最も的確であり、合理性があり、そしてまた適切であるというふうに実は思うわけでございまして。これは、橋本内閣が、最近の世論調査で支持率は五〇%を上回っている、これはまさしくこの住専に対する国民の評価が下されているものと思ひます。

さて、世界の各国も、特に米国のルービン財務長官は、G7の中におきまして、この住専問題について早く解決してほしい、そして日本の政府は内需主導型の景気回復を急いでほしいというふう

に言っているわけでありまして。その中におきまして、この責任を果たすことが、この世界の要望にこたえることが政治の使命であると思います。

さて、総理、野党の方々が、六千八百五十億のことにいろいろ御批判はあります。よく国民一人が五千円の負担になると言っておりますが、本当に国民の負担は、今、年金受給者、こういう方々が、それに対して財政負担……(発言する者多し)

○高島委員長 静粛に願います。

○栗原(博)委員 国民の皆さんは、金利が安い、金利は〇・七五%でどうにもならないという……(発言する者多し)

○高島委員長 静粛に願います。

○栗原(博)委員 ところが、銀行は、この間におきまして、低金利の中で約二十五兆円、今回の三月期決算では三兆五千億の純利益を上げています。これに対して国民は納得で住まい。あるいはまた、高い時期に住宅を買って住宅ローンを返している方々、こういう方が、実際の土地あるいはまた建物が半以下になってしまった、どうしてくれるんだと。それに対して、日々苦しみながらその住宅ローンの返済に当たっている。あるいはまた、我が国の経済……

○高島委員長 栗原君、質問の要点を、きちっと質問してください。

○栗原(博)委員 わかりました。経済の中におきまして、失業率が三・五%になっている、三・五%に落ちている。中小企業の方々はこの景気の回復を一番望んでおられるわけでありまして。

この中におきまして、私は総理にお聞きしたいのでありますが、まず、景気の回復を速めるためには、どうしてもこの住宅問題を早期に解決し、国際信用を取り戻してほしい。そしてもう一つは住専処理機構、この住専処理機構が刑事訴追をしながらも果敢に行動をとってほしいということでありまして、この住専問題に絡みまして総理の決意をお聞きしたいと思います。

○橋本内閣総理大臣 今委員から御指摘がございましたように、我が国の景気は緩やかながら回復基調にあるとは言いがた、失業率あるいは有効求人倍率を見ましても決して気の許せる状況ではありません。そして、中小企業の経営環境の非常に厳しい状況であることは、本日の本会議においての御質問等でも明らかであります。そうした中で、我々は、何としても民需中心の経済運営に現在の流れをつないでいかなければなりません。そして、その移行のために金融の安定が必要のものであります。

今日、我が国の金融機関の抱えております不良資産の処理というものが大きな課題になっております。それは、今さら私が申し上げるまでもありません。そうした中で、その突破口として、私どもは住専の処理に全力を挙げようとしておられるわけでありまして、ぜひとも御協力を心からお願いを申し上げる次第であります。

○金子(一)委員 質疑終局の動議を提出……(発言する者多し、聴取不能)

○高島委員長 金子一義君の動議に賛成の諸君の起立を求めます。……(発言する者多し、聴取不能) よって、動議のごとく決しました。(発言する者、離席する者あり)

静粛に願います。(発言する者多し) ただいま質疑打ち切りの動議が提出されて、それに対して起立多数で採決をいたしました。それについて、ただいま森本氏から抗議の発言をされたというところでありますので、五分以内で発言を許します。森本君。

○森本委員 まず、委員長、私の顔を見てくださいます。委員長、今、そっち側に書いてあるシナリオで突然金子さんが手を挙げたことによつて、何にも、一見語っているように見せかけながら動議、打ち切りというのは、余りにもこれはひどい話じゃないですか。いいですか、委員長。委員長は、金子さんの内容が全部聞かれましたか。

○高島委員長 聞かれました。○森本委員 いいですか、金子さんが手を挙げただけの話ですよ。それなのに委員長、あなたはきょうに至るまで……(発言する者あり) だれだ、打ち切り動議、聞かされたと言っている。委員長、あなたは、きょうまでこのわずかの特別委員会の期間で、何回職権でこのことを始めていますか。いいですか。一回目は、趣旨説明のそのときに委員長職権でやったじゃないですか。そのとき私は、委員長、予算委員長がそういうやり方をしたけれども、そんなやり方はやめてもらいたいという言葉を、私も、そして私の先輩である、あなたにあって大先輩である小沢先生だってそのことを言っていたじゃないですか。そのときあなたは、さも聞いているそぶりをして、後は知らぬ顔の半兵衛、そのときだけ済みませんという、そういうやり方。今、そして僕思い出しましたよ。あの税制のときに、そのときの委員長はあなたで、きょうと同じやり方をやったじゃないですか。今、国民の税金を投入するのには、あなたのそのやり方は余りにもひどい、次に、テレビが入ったときの総括質疑、あれもあなたは委員長職権でやったじゃないですか。そうでしょう。どうですか。あのときは委員長職権でやったかどうか、あなた、答えてください。

○高島委員長 各党理事の協議がまとまらないときは、委員長がこれを裁定するよりいたし方ございません。○森本委員 だけれども、そのときに、一回目のことがあって、二回目、もっと真剣に委員長は、そのことに對してもっとと与野党はよく話し合ってくださいという態度をとったのですか。そのとき、与野党の諸君は我々に話をうけてやってくれたのですか。出ていくなら出ていくという格好でやっていたじゃないですか。今与野党のおごりがそこにあるのですよ、委員長。委員長は、与野党ではなく、院の委員長ですよ。もっと公平であるべきです。そして、きょう三回目、我々がきのう十二時前

までのいろいろな議論して、そして私たちは、私たちの質問者があることもペーパーで出して、私たちの時間割りもペーパーで出したじゃないですか。委員長はきのうのこのペーパーを、私たちのペーパーを見ましたか。どうなんですか。それから、きょうまでの理事会の中で、委員長は、我々の審議時間を保証しますとたびたび言ってきたのは、あれはうそですか。何であれど保証すると言ってきたのに、きょうの、たったこの人の、金子さんのばつと手を挙げたことで、我々の保証を何にもしないで打ち切るのですか。私たちは、質問時間にこれだけそれぞれみんな質問したいとまじめに取り組んでやったのです。我々は八十四時間の審議を要求したけれども、それでも私は、あるいは小沢筆頭が、党内の委員の一人一人にできるだけ最低時間を出したら――委員長、聞いていますか。聞いてください。いよ、人がまじめに話をしているときに。あなたのおかげで今混乱しているのですよ。いいですか。ここに、小沢辰男先生以下、八十四時間を要求しながらも、四十三時間の、私たちそれでも縮小して縮小してどれくらいいけるのかということ、それで四十三時間です。私も三時間出しました。

私は、まだこの委員会で一回も質問に立っていないのです。このことを申し上げましたら、ある与野党理事が何と言ったか。あなたは本会議で質問をしたからいいじゃないですかという話でした。確かに私は本会議で二十分にわたる質問をさせていただきました。しかし、それは本会議のルールにのっとって、私が質問して総理等々が答えていただいて、それで本会議は終わりで、私は総理と一問一答をやりたいのに、私はそれができない。委員会の席でぜひ私にやらせてください。それから申し上げます。それから申し上げます。我々の同僚議員の北側氏の質問が途中で終わったとき、政府の答弁がいかげんで質問が途中で終わったときに、その質問は後に回すと言いましたけれども、質問時間の限られた、こういっ

た時間内で質問した人の質問が残っているのに、委員長、それもあなたはほかにしようというのですか。北側君の質問の権利を、あなたはそれをあなたの職権で打ち切るんですか。そんなやり方がありますか。

いいですか、委員長、きのう私たちが出したこのペーパーを見ていただきましたか、どうですか。返事してください、見たか、見なかったか。

○高島委員長 拝見しております。

○森本委員 どうな気持ちだったのですか、これを見たときに、これを見て、我々野党の、今国民の九割が反対しているこの問題に対して、私たちが何とかがいろいろ質疑をしたい。しかも先日からの質問をいろいろ聞いていまして、きょうの北側君の質問にしたって、大蔵省と農水省がそれぞれ違う答弁をして、連絡が十分に行っていないという事で質問ができない。そういう答弁を再三再三繰り返してきて、それでも委員長はこの質疑を打ち切るつもりですか。どうなんですか、委員長。

○高島委員長 もう既に申し上げておりますように、質疑打ち切りの動議が可決されております。(発言する者あり)

○森本委員 委員長はそんなやり方をするんですか。

じゃ、委員長、話を聞いてください。いいですか。この審議が始まって、そして、総括質疑でかけた時間が十三時間で、そのうち我が党に与えられたのが五時間三十分。私たちは一般質疑で八十四時間をぜひやりたいと、理事会で私たちは申し上げましたね。聞いていただきましたか、聞いていただかなかったですか、どうですか。私たちが八十四時間の要求を出したこと、委員長、答えてください。聞いたか、聞かなかったかですか、忘れるはずがない。まず、よもや記憶にありませんとおっしゃらないだろうね。

○高島委員長 六法案、一法案一人当たり一時間として、六時間掛ける員数分ということで、そういう御要求があったことは承りました。

○森本委員 そうしたら、きょうまで我が党が質問した時間は何時間か、御存じですか。

○高島委員長 それは、記録係に確かめないと、今すぐはわかりません。

○森本委員 委員部、我が党の質問した時間を今委員長に教えてくれ。何時間なんだ。

○高島委員長 委員部に確かめましたところ、二十一分間二十一分であります。

○森本委員 委員長、数字が違ふよ。我々の八十四時間を要求したうちの、一般質疑の我が党の質問した時間は何時間かと聞いているんだ。(発言する者あり)

委員部もわからなければ、委員長、私が申し上げますよ。十時間十四分です。私たちに、八十四時間やつて、十時間十四分。我々の要求から、七十三時間四十六分、委員長、残っているんですよ、私たちの(発言する者あり)委員長、十時間十四分なんですよ。こういう状況で、審議が十分に行われていないことに對して、委員長が、今私が言っているも質疑は打ち切りましたと言っていることに對して、私は強い抗議をさせていただきます。

それから、委員長、もう一つ。委員長はこの公聴会については、当初、私の方の小沢辰男先輩から、公聴会を開くようにとおっしゃったときに、そのように検討します、協議しますとそのときは言っていた。いいですか。少なくともこれだけの問題を行うときに、公聴会なしで事を済ませようというやり方、商都大阪でやつてはどうですかということまで我が方の、理事会で言ったじゃないですか。聞きましたか、聞かなかったんですか、どうですか。

○高島委員長 委員長は、もっと早い段階で決めていただければ、公聴会をやるつもりでありました。しかし、残念ながら、会期末が迫ってまいりまして、参議院の審議のことも考えますと、残念ながら公聴会をセツとするゆとりはないと判断いたしました。(発言する者あり)

○森本委員 委員長、早い段階でおっしゃっている

ただいという事であれば、私どもはいつ言ったか、委員長、覚えていらっしゃいますか。私たちはいつ公聴会を要求したか、委員長、覚えていらっしゃいますか。初め、希望があればやると前向きな発言であつて、そして、六月三日の夜、小里理事も理事会においてそういう発言をされた。全くやる意思がないと整理していたが、せつかくのお話ですのよく検討させていただきたいと、翌日の参考人招致を控えて積極的な発言をされた。それから日がわずしかたつていないのに、参考人招致から何日たっているのですか。

それに、突然委員長は、きのうあたりになってきますと、参考人招致は今となつては時間がかかる、会期末を控えて公聴会をやることは御勘弁くださいとおっしゃった。いいですか。会期末を控えているから公聴会はやらないのですか。(発言する者あり)公聴会をやる趣旨は何ですか、委員長。何で委員長、それはやらないのですか。公聴会についての……

ではありませんでしたけれども、五党が入って、そして議長までお出ましくなつて、そのとき合意文がつくられたんです、五党合意文。喚問の問題についても真摯にやろう、それからまた、審議については十分尽くそうという議長のあの采配があつたからこそ、私たちはあのときあの行動を、残念ながらやめて、立ち上がった、同時に、国家の予算もありますから、そして予算成立、やっただけです。

しかもその後、私たちは四党合意をいたしました。その四党合意の合意文の中に、特別委員会を設置すること、それから、加藤証人喚問について真摯に対応し取り扱うと書いてあつた。しかるにこの予算委員会、加藤さんの問題については何一つ、証人喚問をしないで、参考人で終わってしまった。そういう委員会をやりながら、きょうまた審議が十分尽くされていない。四党合意も守られていない。審議時間も十分でない。しかも、私たちは、審議をやめると言つたわけではない。審議時間も十分でない。ぜひ私たちはやらせていただきますと言つて、委員の名簿と、そして質問項目と、そして遠慮した最低質問時間を出してやつたのに、それに委員長は何も知らぬ顔でいくんですか。(発言する者あり)

○森本委員 委員長、あなたがこうして知らぬ顔きいて、時が過ぎればやがて僕のあれが終わるか、あるいは途中で切つて、終わりました、採決しましよと言つたのですか。あなたがその姿勢でいるならば、朝までやりましようか、それだったか。(発言する者あり)これだけの問題ですよ。これだけの問題を、委員長は何でそういう形で強硬な採決をしようとするんですか。我々は、採決されることについては絶対に賛成することはできない。

委員長、しかも我々の十分な審議をやるということについては、この委員会が我々が要求しただけではないに、実は予算委員会ときからスタートしているんです。私たちが国民の声にこたえなければならぬと体を張つて行った政治的行為に對して、それをどうするかということになつたときに、そのとき委員長はこの特別委員会の委員長

私の大先輩、小沢先輩からは、政治家の責任論について、最低二時間やりたい。

私、森本は、六千八百五十億円となつた積算根拠等、そして選良としての政治家の発言、公党の約束について、三時間やりたい。

松田理事は、項目はたくさんございました。加藤問題、国際金融市場における住専処理スキームの評価、ジャパン・プレミアム、情報化の進展が金融業に及ぼす影響、財政政策と金融政策のベス

トミックス、これで三時間。(発言する者あり) 参
考人には立ちましたけれども、まだ一度も質問に
立っていません。(発言する者あり) そうです。

安倍雄雄先生。住専処理機構の運営とノンバン
クへの影響、母体行責任論、保険料の算定基礎、
ノンバンクの今後の取り扱い、三時間。安倍先
生、三時間です。

愛野興一郎先生。まだ一度も質問をしていただ
いておりません。住専問題の責任はどこにあるの
か、住専はなぜ大蔵省主導で育成したか、連鎖破
綻の原因と責任、二時間。

これは、委員長だけじゃなしに、各関係の皆さ
んも聞いていただきたい。こんなときに眠ってい
る場合じゃないですよ、こんなときに。いいです
か。

江田五月先生。新進党の住専処理策、債権回収
の方法、土地の流動化対策、金融行政の改革、住
専処理への十の疑問、四時間。江田先生、四時間
です。

加藤六月先生。不良債権の現状、金融機関の破
綻処理における受け皿の相違の理由、公的支援の
基準と財政危機拡大の懸念、経営責任の追究の有
無、四時間。加藤先生、四時間です。(発言する者
あり) 少ないとまだ言っています。加藤先生は、
本当は六時間やりたいというのを四時間に抑えて
もらったのです。

一つ一つ全部読み上げます。

鹿野道彦先生。行政、政治、銀行の責任、二次
損失、処理期間、第三者機関設置、個別業務に対
する国会への報告。それぞれ関係大臣、聞いてお
いてください。鹿野先生、二時間。

北側一雄君。この間からいろいろとやっていま
すけれども、まともな返事が一つも返ってこな
い。早期は正措置の発動基準と内容、預金者
の自己責任原則、ディスクロージャー、ノンバン
クの不良債権問題、東京共同銀行の債権回収状
況、住専と個人向けローン、破綻金融機関の処理
方式、公的資金導入の原則、遠慮して二時間。

笹川素先生。住専問題、金融行政改革につい

て、金融三法について、四時間。

鮫島先生。農協法による系統金融事業の規制に
ついて、協住ローンの経営について、早期は正措
置に対する行政裁量について、金融行政のあり方
について、四時間。

野田毅先生。住専処理機構の回収能力。きよう
も立っていただきましたが、時間が足りないとい
うことで残念ながら終えていただきましたけれど
も、あと四時間希望されています。二次損失への
公的負担経緯と根拠、住専処理に係る政府案の破
綻の懸念、四時間。

平田米男さん。住専債権の時効延長問題、預金
保険制度とモラルハザードの関連、金融と製造業
シェアの低下問題、四時間。

村井先生。早期は正措置の基準、破綻金融機関
の更生……(発言する者あり) 私は、あなたにと
やかく言われることはない。我々の委員がきちつ
ときこの書類を出して、これだけやりたいとい
うことを委員長や関係の皆さんに知っていただき
たい、そのために申し上げていることでありまし
て、とやかく言われることはない。あなたが一言
言えば時間が長引くのです。そのことを知ってく
ださい。

村井先生。早期は正措置の基準、破綻金融機関
の更生手続の対応の矛盾、監督官庁からの会社更
生の申し立て権による権限強化。

なお、橋本疑惑に関してそれぞれの時間をと
っております。

今、きのう出させていたただけでこれだけ
の人たちが、まだまだやりたい、やりたいと言
っているのです。

いいですか。これは我が党だけで縮小した時間
です。市民リーグの皆さんだって、この間から参
考人招致で二分とかそういう時間で、海江田さ
ん、何の審議ができますかね。海江田さんのとこ
ろは、オプザバーに出てきて、言えない苦しみ
を持ちながらも、何とかその時間の中でやろうと
やっているのです。委員長、そういうことにつ
いて委員長はどうお考えですか。

○高島委員長 森本君に申し上げます。

○森本委員 委員長、私は、今声をからして話さ
せていただきましたことに対して、委員長は
我々のこうした要求に対してどう考えているか、
お答えいただきたい。

○高島委員長 先ほど申し上げましたように、森
本委員は、抗議の発言もせないのであるというこ
とでありますので、五分間ということをお願いを
したところであります。もうかなり超過をいたして
おります。さらに、この委員会は法案処理の後も
続くわけでありまして、どうぞまたたくさん機
会をつくりたいと存じますから、御協力願いま
す。(発言する者あり) どうぞ御協力をお願いしま
す。

○森本委員 これだけのものを要求し、これだけ
のことを、今委員長は職権によって打ち切ろうと
しているときに私も、声をからし、そして何
とか我々に質問の時間を与えてもらいたい。北側
君の質問は、委員長、現実に残っているのです
が、どう取り計らってくださるのですか。北側氏
の時間についてはどうなんですか。委員長、せめて
それぐらいは答えてくださいよ、北側氏の残っ
ているの。委員長、残っているのです。北側さん
あなたはこれから質問をやたらどうですか。
(発言する者あり)

委員部、北側さんのが残っているか残っていない
か、明確に言ってください。

○高島委員長 どうぞ御協力をお願いいたしま
す。――どうぞ、質疑は既に打ち切られておりま
すので、御協力願います。(発言する者多し)

○森本委員 委員長、私も、まじめに審議を
したいと言っているんです。きよう委員長が職権
で開会して、そして、我々に回ってきたペーパー
の中に討論、採決と書いてある。採決と書いてあ
るけれども、恐らく委員長はやってくるな、だけ
れども私も、こういう国会の中で、私たち
は体を使って委員長に危害を加えるとかそんなこ
とは一切やらないでおこうということどこへ来
たんです。(発言する者あり) いいですか。それで

私どもは、しっかりと私たちの要望をつけ加えさ
せていただくこと、発言をさせてもらおうとい
うことをみんなで打ち合わせしてこへやってきて
いるんです。委員会らしく私どもはやっているの
に、委員長はまたしても……(発言する者あり)
何ですか、総理。今何かおっしゃった……(発言
する者あり)

○高島委員長 どうぞ御協力をお願いします。

○高島委員長 これより討論に入るのであります
が、討論の申し出がありませんので、直ちに採決
に入ります。(発言する者、離席する者あり)

まず、内閣提出、特定住宅金融専門会社の債権
債務の処理の促進等に関する特別措置法案につ
いて採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。(発言する
者、離席する者あり)

(賛成者起立)

○高島委員長 起立多数。(発言する者あり) よ
って、本案は原案のとおり可決すべきものと決ま
した。(発言する者あり)

次に、内閣提出、金融機関等の経営の健全性確
保のための関係法律の整備に関する法律案につ
いて採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。(発言する
者、離席する者あり)

(賛成者起立)

○高島委員長 起立多数。よって、本案は可決さ
れました。(発言する者あり) ひどいですよ。離し
て、手を離して。いや、だめです。(発言する者あ
り) そういうわけにいきません。

次に、内閣提出、預金保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者、離席する者あり)

(賛成者起立)

○高島委員長 起立多数。よって、本案は可決されました。(発言する者あり) だめだよ。

次に、内閣提出、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者多く、離席する者あり)

(賛成者起立)

○高島委員長 ……またまた……(発言する者あり) それをよこしなさい。

次に、保岡興治君外五名提出、特定住宅金融専門会社が有する債権の時効の停止等に関する特別措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。(発言する者、離席する者あり)

(賛成者起立)

○高島委員長 起立多数。よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。(発言する者あり)

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願います。(発言する者あり) 御異議ありませんか。(発言する者あり)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。(発言する者あり)

(報告書は附録に掲載)

○高島委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後五時十五分散会

平成八年六月十七日印刷

平成八年六月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〇